第2編

文化財保護の歩みと現状

第１章　美術工芸品の保護

第１節　美術工芸品保護の歩み

第１編において文化財保護法の歩みについて述べたが，その制度の根幹は，単に保存だけでなく公開・活用をも視野に入れているところにある。このような保護の制度が我が国において初めて設けられたのは，明治30年制定の「古社寺保存法」においてであり，ここから本格的な文化財保護行政が始まったと言える。

しかし，制度としての文化財保護の始まりが古社寺保存法であったにしても，そこに至る過程には，明治維新以来の近代的な文化財保存に関する試行的施策や，保護の基本となる全国的な文化財調査の実施など，先人の多くの労苦と努力の積み重ねがあったことを忘れてはならない。と同時に，江戸時代以前においても，古くから我が国の人々は，今日の目から文化財と見なされる種々の物を様々な形で保存・管理し，時には結果として現在でいう公開・活用に当たることをしてきた歴史がある。ここでは，美術工芸品における近代以前の文化財保護の諸相を見ながら，その後の本格的な保護の歩みをたどってみたい。

１　近代以前における美術工芸品の保護

近代以前において，明確に文化財保護の認識の下に国家的な規模での保護が行われた例はないが，結果として各種文化財の保護に寄与した例は枚挙にいとまがない。例えば，保存管理という観点で見ると，今でも行われている寺社への寄進行為がそれに当たり，古くは聖武天皇遺愛品を東大寺に寄進収蔵された正倉院御物や春日大社の祭神に奉献された古神宝類が有名である。

これらは，寺社においては宝蔵や経蔵に納置され，寄進物だけでなく収集した文化財を保管する施設として，朝廷においては図書寮や大学寮が，武家においては北条氏による金沢文庫や徳川幕府の紅葉山文庫などがその役を果たしていた。これらの施設では，主として文書類の整理作業が行われて，保存に寄与した。

保存修理という観点では，寺社における信仰上の修理寄進や，宗教・一般生活を問わない「用」のための無数の保存修理がある。例えば，建久８（1197）年の仏師運慶らによる京都・教王護国寺講堂の諸仏（現国宝及び重要文化財）の修理，延慶２（1309）年における神護寺の高尾曼荼羅（現国宝・紫綾金銀泥絵両界曼荼羅図）の修理，慶長７（1602）年の福島正則による厳島神社の平家納経（現国宝）の修理などが中でも著名である。平家納経の例では保存箱（櫃）の寄進も見られるが，こうした寄進行為は，百合文書（現国宝・東寺百合文書，教王護国寺＝東寺伝来，現京都府立総合資料館保管）で知られる加賀前田家による文書箱寄進をはじめ，多くの寺社において行われた。

間接的な保存行為としては，現在でも実施されている模写・模造がある。文亀３（1503）年にお

ける当麻寺の当麻曼荼羅の模本製作が有名であり，模本ができたことにより傷んだ原本が大切に保存されることになった。また，宗教上の行為としてではあるが，秘仏や神宝が模写・模造されることにより現在まで多くの文化財が遺されることとなった事例も数多く見られる。

さらに，文化財保護のもう一つの目的である活用（公開）という観点では，寺社の仏像や宝物類を参詣者に開帳し拝観させる行為や宝物を江戸に運んで御開帳を行う出開帳が挙げられる。特に後者は江戸時代に始まったもので，延宝4（1676）年石山寺，元禄5（1692）年善光寺の出開帳がその緒を開いた。法隆寺は元禄年間，寛政年間，天保年間の3回にわたり出開帳を行っているが，中でも元禄7（1694）年の大規模な出開帳は，布教や伽藍諸仏などの修理費勧進の目的にとどまらず，将軍綱吉の生母桂昌院や諸大名から保存箱の寄進を得ている。出開帳は，教義の流布，社寺の維持のための勧進という目的で行われたものであるが，結果的に寺院における個別の公開ではなく他所での文化財公開の先例としても大きな成果をあげた。

2　近代における美術工芸品の保護

近代の美術工芸品の保護の歩みは文化財保護の歩みと軌を一にしている。

近代的な文化財保護制度は全国的な規模における保存と活用の均衡のとれた制度であることが必要であるとすれば，明治30年の「古社寺保存法」こそは，我が国初の本格的な文化財保護法制度であった。しかし，この法律は一朝一夕に成ったわけではなく，紆余曲折を経た結果であった。

そもそも，このような文化財保護に関する制度化は，明治元（1868）年のいわゆる神仏分離令布告をきっかけとした廃仏毀釈の風潮の中で，特に寺院建築・仏像・仏具類などの文化財が破壊・散逸の危機に直面したことが大きくかかわっている。

（1）　古器旧物保存方の布告

明治4年4月25日，文部省の前身であった大学が古器物の保護令を布達することを献言した。これは集古館建設と古器物の保護を目的としていた。これを受けて，同年5月23日，太政官は美術工芸品等31種の「古器旧物の保存方」について布告し，文化財の散逸を防ぐために，所有者に対する啓蒙を図った。これは明治政府による文化財保護の初めての取組であった。布告によれば，「古い物は，歴史を考える上で役立つものであるが，古い物を嫌ったり，新しい流行を追って，古い物を無くしたり壊したりしていることは，実に惜しむべきことである。各地方で所蔵している古器旧物類を厚く保全すること。但し品目・所蔵者等詳しく記載して，官庁から差し出すこと。」とされた。

（2）　博覧会開催・博物館設置

このような文化財保存の動きの中で，明治4年5月14日から1週間，大学南校（東京大学の前身）の主催により東京・九段の旧幕府薬草園において物産会が開催されたが，ほとんどは動植物・鉱物・器械類であり，美術工芸品的な古物はごくわずかであった。その後同年7月に文部省に博物局が設置され（6年には博覧会事務局へ移行），明治5年には上記の集古館の性格を有する博物館

を湯島聖堂大成殿に開設するとともに，同所において再度博覧会が開催された。ここにおいて，その内容は古器物中心となり，前年の布告の趣旨をより国民に周知し，伝統文化遺産の保護施策を目に見える形で実現しようとした。

なお，この博物館は東京国立博物館の前身であり，明治6年に内山下町（現東京都千代田区内幸町1―1）に移転した。さらに同14年には，コンドル設計の博物館施設が上野公園内に完成し，その本館の一部は第2回内国勧業博覧会において美術館として利用され，翌15年3月に博物館が内山下町から移転した。

（3）　壬申検査

近代的な文化財保護策の策定には，その基礎としての文化財の調査が必要不可欠であり，政府は，明治5年5月から9月にかけて，愛知・三重・京都・奈良・和歌山・大阪等の府県所在の古社寺や正倉院の宝物調査を実施した。この調査には，我が国博物館行政の先駆者であった文部省博物局長町田久成や文部省出仕蜷川式胤，同内田正雄，油絵師高橋由一，図案師岸光景，写真師横山松三郎等が参加した。

この調査の目的は，明治4年に布告された古器旧物保存方の主旨に基づくとともに，6年開催予定のウィーン万国博覧会のための出陳物選定のためであった。

公式調査目録「壬申検査古器物目録」中の「東大寺の正倉院を開封するのくたり」によれば，古器物を検査することは博覧会の考証に備えるためであること，社寺相伝の古器物の散逸が甚だ多くそれぞれの所在を確認して官庁に届けるべきこと，博物館は人々にとって有益であり東京・京都・奈良に博物館を開設することが急務であること，などが記されている。

（4）　臨時全国宝物取調局の設置

文化財保護の施策は調査に始まると言えるが，前記の壬申検査はその先駆けであり，続いて明治17年9月から同21年にかけて，九鬼隆一・岡倉天心等による美術品調査が実施された（「美術取調ニ関スル報告摘要」，『官報彙報』所載）。明治21年9月27日には宮内省に「臨時全国宝物取調局」が設置され，同じく岡倉天心等が中心となって，同30年5月までに，絵画・彫刻・美術工芸・古文書・書蹟合わせて21万5,091点の宝物類を鑑査し，優品に対する鑑査状の交付，登録を実施した。そこでは，以下の8段階に分けて等級を付けた。

- 歴史上ノ徴拠及美術，美術工芸建築上ノ模範トシテ要用ナルモノ
- 歴史上ノ徴拠及美術，美術工芸建築上ノ模範トナルベキモノ
- 歴史上及美術，美術工芸建築上ニ要用ナルモノ
- 歴史上及美術，美術工芸建築上ノ参考トナルベキ要品
- 歴史上及美術，美術工芸建築上ノ参考トナルベキモノ
- 歴史ノ参考ニ充ツベキモノ又ハ史要参考簿ニ登録セルモノ
- 宝物参考簿ニ登録セルモノ

・単ニ鑑査ヲ了セシモノ

この鑑査事業は，我が国で初めて全国的な文化財の所在・現状の把握を図り，国家的な水準で価値付けがなされたものであり，後の指定制度につながる基本的事業であったとともに，日本美術史構築のための基礎的事業でもあった。

（5） フェノロサ及び岡倉天心と文化財保護

明治政府の文化財保護策の形成過程において，アーネスト・フェノロサ（1853～1908年）と岡倉天心（1862～1913年）の名は忘れられない。フェノロサは東京大学のお雇い外国人として明治11年に来日以来，日本美術を学び，新日本画創造運動を提唱し，「美術」概念の導入に尽力するとともに，西洋美術に対する日本美術の優位性を説くなどした。明治17年には，九鬼隆一団長の下，岡倉天心とともに古社寺宝物の調査に参加するなどして，古美術品の保護の必要性を提唱した。

一方，天心も，フェノロサの影響の下，共に新日本画創造運動を推進するとともに，明治17年以降全国の古美術・宝物の調査に意欲的に参加し，日本美術史の構築や文化財保護，博物館行政に尽力した。その功績としては，東京美術学校（明治17年図画取調掛，同20年東京美術学校，昭和24年東京芸術大学に改称）の創設に参画し，明治23年には校長となった。また，同22年には帝国博物館理事兼美術部長に就任したことや，同年に日本美術の復興と保存・普及を目的に國華社を興し，今に続く東洋美術の研究誌「國華」を創刊したことなどが挙げられる。さらに，官を辞した同31年には日本美術院を設立して，新しい芸術運動と古美術品の保存修理事業を始めた。この日本美術院は第一部の制作部と第二部の研究部とから成っており，第一部は現在も同名で活動を続けている。第二部は大正2年に財団法人美術院として独立し現在も国宝・重要文化財の彫刻・工芸品修理に携わることで，文化財保護に貢献している。

（6） 古社寺保存法の制定

宝物類や建造物の保護に関しては，それらを所有している社寺の経済的な窮迫がその保存を困難にしていたことから，明治13年から，国が，社寺運営の基金となるべき「保存金」を古社寺に対して交付する制度が行われていたが，十分な効果をあげるに至らなかった。このため，明治29年5月に九鬼隆一・岡倉天心等が「古社寺保存会」を設置し，文化財の保存問題を提起するなど宝物類，建造物の保護について国の法制を求める気運が高まり，明治30年6月，古社寺が所有する宝物類及び建造物の保護を目的として「古社寺保存法」が制定された。

古社寺保存法は，古社寺に対し，その所有する宝物類及び建造物の保存修理のために保存金を下付することや，内務大臣が「国宝」又は「特別保護建造物」の資格あるものを定めること（初年度は宝物155件―絵画47・彫刻70・美術工芸19・書蹟19―，特別保護建造物44件が定められており，事実上の指定制度であった。），それらの処分・差押さえの禁止，社寺の管理義務，官立又は公立博物館への国宝の出陳義務，出陳社寺への補給金の支給，さらには内務大臣が出陳を強要することができることなどが定められた。これらの制度は，後の文化財保護法における指定・管理・保護・公開等の制度の先駆をなすものであった。

この法律は，昭和4年の「国宝保存法」の制定までの32年間にわたって，国の文化財保護制度として存続したが，この法律に基づく事務は，大正2（1913）年に文部省宗教局に移管された。

（7） 国宝保存法の制定

明治30年制定の「古社寺保存法」は，その保存の対象を当時荒廃していた古社寺の所有する宝物類や建造物に限定していた。しかし明治維新から半世紀以上を経て次第に荒れていく城郭建築や，散逸し，あるいは緊急に修理を要する状況にある旧大名家の宝物類など，社寺所有以外の，国・地方公共団体や個人の所有する文化財についても保存措置を講ずる必要性が次第に認識されるようになり，昭和4年3月，「古社寺保存法」を発展させて「国宝保存法」が制定された。その要点は以下のとおりである。

①従来，宝物類で国宝の資格あるものと特別保護建造物に分かれていたものを，文部大臣が指定する「国宝」に統一すること。

②国有・公有及び私有の文化財すべてを指定の対象とし，これらについて維持修理のための補助金を交付すること。

③国宝の輸出又は移出は，文部大臣の許可を受けた場合以外はできないこと。

④国宝の現状変更については，文部大臣の許可を受ける必要があること。

この法律は昭和25年に「文化財保護法」が制定されるまで存続し，国宝は同法上の重要文化財として引き継がれるが，最終的な国宝（旧国宝と通称）の指定件数は，絵画1,153件，彫刻2,118件，書蹟1,410件，工芸品1,018件，考古資料91件であり，合計すると5,790件となっている。

（8） 重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の制定

大正12年，若狭の旧大名家所蔵の吉備大臣入唐絵詞が売りに出され，その後所有者が転々とした後，昭和7年米国のボストン美術館に入った。このような例に見られるように国宝に指定されていない貴重な美術品が盛んに欧米各国に流出したことを直接の契機として，昭和8年4月，美術品の海外流出防止を目的とする「重要美術品ノ保存ニ関スル法律」が制定された。これによって，文部大臣によって認定された重要美術品等の物件の輸出又は移出（当時，日本が併合していた台湾，朝鮮に持ち出すこと）は，その許可を受けたとき以外はできないことなどが定められた。

この法律の制定に伴い，美術品の海外流出防止のために迅速な調査が行われるとともに，特に流出しやすい個人所有の作品に重点を置いて重要美術品等としての認定が行われた。認定の基準は，立法の趣旨から国宝級というところに置かれ，国宝と同等又はそれに準ずる価値を有するものであって，まだ国宝に指定されていない，言わば準国宝を標準とすることとされた。

しかし，実際の認定においては，輸出・移出のおそれがない物件まで認定されるものもあり，また，認定が輸出・移出を防止するための緊急措置として行われたため，準国宝という価値付けが定

まっていないものも多数その中に混じることとなった。なお，中には国宝級ではないが資料としては貴重な江戸時代の梵鐘などが認定されることによって，戦時中の金属回収令を免れたというような例もあったと伝えられている。

重要美術品等の認定は昭和24年まで実施され，それまでに美術工芸品7,898件，建造物360件（このうち3件が戦災で焼失し，また，石灯籠57件は昭和35年に美術工芸品に移された）が認定された。この法律は，同25年の文化財保護法の制定によって廃止されたが，輸出に関する規制の制度については，当分の間，なお効力を有するものとされ，現在に至っている。

3　文化財保護法以後

これまで記してきたように，美術工芸品の保護に関しては，明治時代初頭から行政的あるいは法的措置がとられてきたが，昭和24年1月26日の法隆寺金堂壁画の焼損を契機として，保護制度の抜本的な見直しが図られ，昭和25年5月「文化財保護法」が制定された。

文化財保護法の特徴は，従来保護の対象とされていた美術工芸品・建造物・史跡名勝天然記念物に加えて，民俗資料・無形文化財（伝統工芸技術・伝統芸能）・埋蔵文化財まで対象を拡大するとともに，これらの保護に関する総合的・統一的な法律として定められたところにある。美術工芸品についても，新たな文化財保護制度の体系の下で，従来の美術的な視点，優品主義だけでなく，より広範な有形動産文化財としての視点からの保護が求められることとなった。

また，これまで国宝保存法により指定されてきた旧国宝は整理を要するという考えの下にこれを一度すべて重要文化財とし，その中から「世界文化の見地から価値の高いもの」を改めて国宝として指定し，保護の万全を期することとされた。

さらに，文化財保護法施行に際して輸出規制の対象としては存続された重要美術品等に認定されているものの整理が大きな課題となった。文化庁では，昭和39年，重要美術品等認定物件分類目録等を作成したほか，重要美術品等の見直しと調査を実施し，可能な物件については重要文化財への指定を進めているが，重要文化財不相当のものについては，認定解除の上海外輸出されたものもある。現在，美術工芸品では6,643件（平成12年6月27日現在；建造物で認定した石灯籠57件のうち重要文化財に格上げされた22件を除く35件を含む）の重要美術品等が存在している。

この重要美術品の取扱いについては，平成11年8月に行われた「有形文化財（美術工芸品）の保存・活用に関する検討協力者会議」の報告において，今後の方策として，総合的な調査，外部の専門家により構成される会議等による重要文化財に指定するものの候補の選定，同候補の調査，重要文化財への指定を実施するとともにこれら作業の進捗状況を踏まえて重要美術品制度そのものの取扱いについて判断を行う必要がある旨提言されている。これを踏まえ，文化庁では現在分類目録を改訂し，それを基に所在確認や調査，重要文化財への指定を進めているところである。

また，動産である美術工芸品の場合は，戦災による被害調査とともに戦後の混乱時における所在の把握が当時の大きな課題であったが，前者については，昭和39年「戦災等による焼失文化財－美術工芸篇－」として刊行し（昭和58年増訂版刊行），後者については，各都道府県経由での調査を

経て昭和27年に重要文化財（美術工芸品）目録を刊行した。以後数度の増訂を経て，直近では平成11年6月「国宝重要文化財総合目録－美術工芸品編－」を刊行している。

第2節　美術工芸品の調査と指定

1　調　査

重要文化財指定に至る過程において，候補物件の調査は欠くことのできない作業であるが，その調査には物件そのものの調査とともに，その周辺の状況や関係文献史料・資料類，関連文化財等々の調査も欠かせない。また，個別的な調査だけではなく，同一地域なり同一分野全体の調査，理想的にはそれらの全国的な調査結果を踏まえての指定が望まれることは言うまでもない。

近代的な文化財保護策を模索した明治政府においてもそれは同様であり，前記のとおり，明治5年の壬申検査，明治17年から13年間に及ぶ全国的な宝物調査を経て，明治30年の古社寺保存法に結実している。この調査・指定を所管する部局は，内務省から文部省・文化庁へと転移したが，その作業は震災・戦災の間も絶えることなく今日に続いており，指定の総数は平成12年6月27日現在で10,001件に及んでいる。

現在実施されている調査には，以下のものがあり，文化庁による指定調査，文化庁が都道府県等と協力して行う特別調査，また都道府県等が国庫補助事業を受けて行う調査がある。いずれも時代の趨勢や要請等に基づき実施しているもので，美術工芸品の保護に大きな成果をあげている。

（1）　指定調査

重要文化財指定に直接関係する調査で，文化庁の文化財調査官がその任に当たっている。関係機関，関係学会，関係研究者等からの情報，地方公共団体指定情報を収集・蓄積するとともに，（2）以下の各種調査の成果等を勘案しながら，中期的な重要文化財指定の方針を策定した上で，毎年度計画的な対象文化財の現地調査を実施し，その結果に基づいて指定を推進している。

（2）　特別調査

ア　文化財集中地区等調査（昭和37年創設）

我が国の文化史上重要と認められる文化財（美術工芸品のうち，絵画，彫刻，工芸品，書跡・典籍，古文書，歴史資料が対象）について，散逸・亡失を防ぐために，すみやかにその実態を把握し，それらの保護についての基本計画を策定しようとするもので，京都・滋賀・四国等文化財の多い地区を対象に実施している。

イ　歴史資料保存調査（昭和40年創設）

我が国の文化の発展のあとを記念する各時代の政治・経済・社会・文化・人物に関する歴史遺品及び諸資料のうち，歴史を理解する上で欠くことができず，かつ国による保存処置が必要な歴史資料について，その散逸を防止し保存対策を確立するため計画的に調査を実施し，保存処置の促進と

拡充を図る。

ウ　重要社寺歴史資料特別調査（昭和49年創設）

日本文化史上重要な役割を担った歴史上主要な社寺にある文化財を総合的に調査し，その適切な保存を図ることを目的とする調査である。

エ　重要考古資料選定緊急調査（昭和53年創設）

緊急調査等による厖大な量の埋蔵文化財の中には，我が国の歴史・文化を理解する上で不可欠の考古資料が多数含まれていることに鑑（かんが）み，全国各地で発掘・収蔵されているもののうちから，特に学術的価値が高く，緊急に保存対策を要する代表的な考古資料を選定し，将来の保存・活用等に資するための調査である。全国を9地区に分け，各地区ごとに選定会議を開催するとともに，平成11年度までに2,078件の考古資料を選定している。

オ　重要古文書群緊急調査（昭和54年創設）

我が国の社寺等に所在する古文書のうち歴史的に社寺等にまとまって伝来した古文書群で，我が国の歴史上若しくは学術上重要な文化財として国指定重要文化財又はそれに準ずる価値を有するものについて，その散逸・毀損を防止するため，緊急に調査を実施し，その保存処置を図るための調査である。調査が済み次第，重要文化財指定の提案が行われている。

カ　近代歴史資料緊急調査（平成9年創設）

近代の文化遺産の保存と活用に関する調査研究協力者会議の報告書「近代の文化遺産の保存と活用について」（平成8年7月）に基づき，近代の文化遺産のうち歴史資料について，その実態を把握し今後の保存・活用対策の基本計画の策定に資することを目的とする調査である。第1期（平成9～11年度）は，科学技術・産業技術に関する調査を実施したが，他分野についても継続して調査を推進する予定である。

（3）　国庫補助事業調査

平成6年度まで実施していた「古文書調査」と「歴史資料調査」（ともに昭和54年創設）を見直し，平成7年から近世陶磁器調査を加え，全国に所在する我が国の歴史・文化の解明に必要な史料（古文書，歴史資料及び陶磁器等）の散逸，亡失を防ぎ，保存対策の基本計画策定に資するために実施する保存状況等の調査を「調査」として組替えて実施し，国はその経費の一部を補助している。

2　重要文化財の指定

（1）　指定の経緯

前記のように，保護対象となる美術工芸品の指定は，明治30年の「古社寺保存法」以来今日まで103年の永きにわたって連綿と実施されてきている。古社寺保存法時代には，「国宝ノ資格アルモノト定」められた宝物類であったが，昭和4年制定の「国宝保存法」によって「国宝トシテ指定」となり，初めて指定という言葉が使用されるとともに，それまでの「国宝ノ資格アルモノ」は「国宝」とみなされた。

また，昭和25年の文化財保護法制定によって，それまでに指定されていた国宝は，いったんすべて重要文化財とされ，その中から「世界文化の見地から価値の高いもの」を国宝として選び，「たぐいない国民の宝」として万全の保護を加えることとされた。これ以降，昭和24年以前の国宝保存法により指定された国宝を「旧国宝」，昭和25年以降の文化財保護法によって指定された国宝を「新国宝」と便宜的に呼び分けている。

「古社寺保存法」においては，対象となる宝物類は，法律の名称が示すとおり，古社寺所有のもののみであって，荒廃・流出が進む社寺所有文化財の保護の観点から指定が行われた。しかし，文化財は古社寺だけが所有していたわけではなく，旧大名家その他の所有のものも数多く，国や地方公共団体，個人所有すべてを含めた文化財を対象とし，それらの修理を初めとする保護を目的として，昭和4年に国宝保存法が制定された。この法律は国宝に指定されたものの輸出や移出（当時日本が併合していた台湾，朝鮮へ持ち出すこと）を禁止していたが，吉備大臣入唐絵詞（現在米国・ボストン美術館所蔵）をはじめ，国宝級の文化財や未だ国宝に指定されていない貴重な美術品の国外流出が続いたことから，美術品の海外流出防止を目的として，昭和8年に「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が制定された。

以上の経緯を経て昭和25年に文化財保護法が制定されたが，それまで指定対象となった国宝を見ると，そのほとんどは絵画・彫刻・工芸品・書跡類といった，いわゆる美術工芸品類であって，美術的な価値を主とした見地から選ばれたものであった。このことは，文化財の海外流出防止を目的とした法律の名称が，「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」であったことにも端的に表れている。

文化財保護法制定以後このような傾向は徐々に変わってきた。国宝保存法時代には種別名は絵画，彫刻，工芸，刀剣，文書典籍書蹟であったが，文化財保護法においては絵画，彫刻，工芸品，書跡，考古資料となり，刀剣は工芸品に統合され，考古資料が新たに設置された。その後も文化財をめぐる状勢の変化や関係学会の要請に対応し，昭和50年の文化財保護法の改正により，新たに古文書が書跡から分離独立するとともに，これまでの各種別になじまなかった文化財や各種別にまたがる文化財を包括的に保護するため，新たな種別として歴史資料が設けられた。

（2）　指定の方針

重要文化財指定の傾向は，各種別を担当する部門によって一律ではない。基本的には美術系部門（絵画，彫刻，工芸品，書跡・典籍部門）は製作優秀で我が国の文化史上に貴重な美術品を対象とし，歴史系部門（古文書，考古資料，歴史資料部門）は系統的にまとまったもので我が国の歴史上に学術的な価値を有するものを対象としている。

また，指定は「国宝及び重要文化財指定基準」（資料編参照）にのっとり厳正に実施している。昭和49年には「文化財の指定方針について」（昭和49年11月26日付の文化庁長官裁定）によって歴史資料の指定促進，近世・近代の指定促進，重要美術品等の整理促進，追加指定による既指定物件の整備などの具体的な重点課題を当面の方針として定め，これに基づく毎年ごとの指定方針の下に調査・指定提案を行い，その促進を図っている。

ところで，重要文化財の指定は，前述のとおり十分な調査と指定基準に基づいて実施しているが，時として思いがけぬ陥穽に陥ることもある。中でも「永仁の壺」事件の名で知られる指定解除事件は，指定に携わる関係者にとって忘れ難く，かつ常に自らを戒めるべき象徴的な出来事であった。

それは，昭和34年6月27日付で「古瀬戸瓶子　永仁二年の刻銘がある　1口」として重要文化財に指定された瓶子について，その後一部からこれは鎌倉時代のものではなく現代の作品であるとの疑義が呈され，再審議の結果，昭和36年4月10日付で指定が解除されたという事件である。真物であれば最古の紀年銘陶磁として，また古瀬戸の基準作として貴重なものとなるはずであったが，総合的な調査の結果，特に蛍光X線分析（ストロンチウムに対するルビジウムの比の数値を比較）等の科学的調査結果が決め手となり，近代の模古作として重要文化財としての価値が認められないとの結論が出たものである。指定の背景として，著名な陶芸家による架空の松留窯出土陶片の話や，それと同質の作品がその作家の手になったことなどが話題になったが，結果として模作であることを見抜けなかったわけで，誠に遺憾な事件であった。

重要文化財指定に関する現在の中・短期的方針は，平成11年8月の「有形文化財（美術工芸品）の保存・活用に関する検討協力者会議」の報告に基づいているが，具体的には，次のとおりである。

絵画については，垂迹画，肖像画，近世の洋風画や肉筆浮世絵，近代絵画，中国明・清画，建造物に附属した壁画類，等の指定充実。

彫刻については，肖像彫刻，仮面群・動物彫刻，石仏，南北朝時代以降江戸時代までの彫刻，近代彫刻，近畿地方以外の諸地域の指定充実。

工芸品では，室町時代以降の技術的に優れたもの，楽器類等の歴史的・資料的に重要なもの，一括資料，陶磁器，近世・近代工芸品，ガラス・七宝・皮革工芸品等の指定充実。

書跡・典籍では，仏典類，墨蹟，近世以降の書跡・国書類・洋書類の指定充実。

古文書では，近世文書・記録類，古記録絵図類，木簡等の指定充実。

考古資料では，一括資料，縄文時代遺物，都城・都市遺跡等の大規模遺跡出土遺物，地域性を重視した指定の充実。

歴史資料では，前近代における各分野の指定（特に経済・社会分野），全時代における一括資料の指定充実。

なお，近年，近代の歴史資料の保存・活用についての意識が高まり，平成6年9月文化庁に設けられた「近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議」において，特に近代の科学技術や産業等に関する資料保護が急務である旨提言がなされ，この提言を踏まえて，平成8年に歴史資料に係る指定基準に「科学技術」の分野を加えて指定対象の範囲を拡大し，以後継続して近代分野の指定を促進している。

このように，美術工芸品の指定は，明治30年以来の指定方針を基本的に継続しながらも，その時々の情勢の変化や関係学会の動向・要請に着実に対応し，建造物を除くあらゆる有形文化財――

いわゆる美術・工芸品に限らず，古文書や考古資料・歴史資料。特に，歴史資料においては，文化財の対象範囲を拡大し，第一号機関車や紡織機・印刷機・天体望遠鏡・地震計などの近代の科学技術・産業技術遺品――を対象として進められている。

時代的には，古くは今から約1万2千年前の縄文時代草創期の遺物から，近代まで（今のところ，昭和20年を区切りの目安としている。）が対象範囲であり，単独で一番新しい重要文化財は，昭和11年製作の上村松園の「序の舞」である。（なお，東大寺の二月堂修二会記録文書の中には，昭和21年のものも含まれている。）

第3節　美術工芸品の保護のための規制

我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い絵画，彫刻，工芸品，書跡・典籍，古文書等並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち，重要なものとして国宝・重要文化財に指定されているものは，平成12年6月27日現在10,001件である。

これら国宝及び重要文化財を適切に保存することは容易なことではない。とりわけ，我が国の文化財は木や紙等の脆弱な材質で製作されているものが多いだけに，その保存の困難性が倍加されるのである。

また，美術工芸品という文化財は，文化財として芸術的，歴史的，学術的価値を有すると同時に，高い経済的価値を有する動産であるという点に他の文化財と異なる保存上の問題点が存在するのである。美術工芸品が高い経済的価値を有するがために，一部の資産家の私蔵物となったり，頻繁に売買されたりする。こうしたことは，文化財の保存と活用の見地からすれば決して好ましいことではない。文化財，特に国宝や重要文化財に指定されたものは，私人の所有物であるとはいえ，国民共通の文化遺産という公共的財産の性格を国によって付与されているものである。そこで，文化財保護法は，私権と文化財の保護という公益との調整についても種々配慮している。

1　現状変更

重要文化財に関しその現状を変更し，又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは，文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法（以下「法」という。）第43条）。ただし，現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合，保存に影響を及ぼす行為について，その影響の軽微である場合は，文化庁長官の許可を得る必要はない（法第43条ただし書）。現状変更行為とは，重要文化財の現状につき何らかの変化を招来する一切の行為を言い，それが現状に対し改良を加えるものである場合も含まれる。重要文化財を修理しようとする場合，所有者又は管理団体は，文化庁長官に届け出なければならないとされている（法第43条の2）。ここで，重要文化財の現状変更行為として許可を要する行為と，維持の措置等許可を要しない行為との区別が問題となる。いずれも文化財の現状を変更する行為でありながら，許容する範囲に強弱の差があるからである。美術工芸品の場合，単なる部材の取替えであっても現状変更の許可

を要する行為といえる。維持の措置というのは，どのようなものであるかは，「国宝又は重要文化財の現状変更等の許可申請等に関する規則」（昭和29年文化財保護委員会規則第３号。以下「規則」という。）で定められている。しかし具体的な問題となると，許可を要する行為なのか，維持の措置のための行為なのかはっきりしない場合がある。例えば，仏像が製作された当時は小指があったが，重要文化財に指定されたときは小指が失われていたという場合，小指を復元することは維持の措置ではなく，指定後の現状の変更に該当することから，これは現状変更の許可が必要となる（規則第５条）。

以上，関連する法律条項等について述べてきたが，言うまでもなく現状変更は文化財の本来的な姿に変更する行為であるから，その保存上やむを得ず形態を変更する等の場合であっても，飽くまでも文化財の美術的及び学術的価値を損ねることがあってはならない。

美術工芸品の現状変更は多様であるが，参考として近年の現状変更として許可された幾つかの事例を紹介する。

① 絵画―巻子装の同巻内において誤った紙継ぎを本来の状態に直す錯簡訂正を行った（平成６～12年度実施，国宝・絹本著色一遍上人絵伝，清浄光寺（神奈川県），歓喜寺（京都府））。また，後世に掛幅装に改装されたものを学術的観点，及び保存対策等から本来の巻子装に仕立て直したことなどが挙げられる（平成６～７年度実施，絹本著色本願寺聖人親鸞伝絵（定専坊・大阪府））。

② 彫刻―江戸時代に補作された仏像の左脇侍像の頭部が造形上，構造上齟齬（そご）を生じていたことから，右脇侍像の頭部の模造を基に新たに鋳造して取り付けた（平成５～８年度実施，銅造薬師如来両脇士像（薬師寺・奈良県））。

③ 工芸品―染織品で基準作例である墨書年記を有する裏地の損傷が著しいため，これを別途保存とし，新たに裏地を新調した（平成11年度実施，鶉桜菊文辻ヶ花小袖・東京国立博物館）。

④ 古文書―一括の文書の中で未表具であった41通について，文書内容，保存管理，取扱い及び公開活用等の観点から，他と同様に巻子装（６巻）とした（昭和62～平成２年度実施，大山崎離宮八幡文書（離宮八幡宮・京都府））。

⑤ 歴史資料―９図をまとめて巻子装にした中世の建築指図を各掛幅装に改めた。本来の指図の料紙が紙継ぎにより明確でなく，縦幅１メートルを超す大巻であることから公開や取扱いに困難であること，学術的観点などを考慮したものである（平成元～２年度実施，善光寺造営図（善光寺大勧進・長野県））。

以上各種別ごとに保存のために必要とされ，実施された現状変更の事例を挙げたが，許容される現状変更の具体的な内容等は各種別によって一律ではなく，品質形状，適切な保存対策，学術的観点等を考慮しながら，文化財の本来の価値を尊重した判断が必要である。

2　保存に影響を及ぼす行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときも，文化庁長官の許可を受けなければならない。この規制は，昭和50年の法改正によって新たに導入されたものである。保存に影響を及ぼす行為とは，重要文化財の形状に直接物理的変化を生ぜしめるものではないが，材質等に化学変化を起こし，又は経年変化を促進させる等，保存上何らかの影響を与える行為である。例えば，模造のための型取り，物件に直接触れる手法による模写（掲げ写し），拓本取り，撮影等に際し長時間高照度の照明下に置くことなどである。

いずれにしても，重要文化財である美術工芸品を無許可で現状変更し，その結果重要文化財を損壊し，き棄した場合等は重い罰則があり，許可を要する行為かどうかはっきりしない場合の取扱いは慎重でなければならない。

平成４年８月以降，文化庁では工芸品及び考古資料のうちの一部の型取り模造に係る保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消しの権限は，都道府県教育委員会に委任されていたが，平成11年の法改正に伴い，法第99条第１項の規定による文化財保護法施行令第５条第３項に基づいて，平成12年４月から，金属，石又は土で作られた重要文化財の型取りに係る許可及びその取消し並びに停止命令の権限は，都道府県教育委員会（重要文化財の型取りが指定都市及び中核市の区域内において行われる場合においては，当該指定都市及び中核市の教育委員会）に委譲された。なお，重要文化財の型取りについては，慎重な取扱いを要する場合があるため，都道府県等の教育委員会は必要に応じて文化庁にその取扱い方法等について照会することとされている。

3　輸　出（輸出鑑査証明）

重要文化財は，文化庁長官が文化の国際交流その他の事由により特に必要と認めて許可した場合以外は，その輸出が禁止されている。

また，重要美術品等ノ保存ニ関スル法律により重要美術品等に認定されている物件については，文化財保護法制定の際の経過規定により，当分の間，同法はなおその効力を有するものとされ，輸出につき文化庁長官の許可を要することとされている。なお，この「輸出」には永久的なもののみならず，海外で開催される展覧会への出品等のため一時的に外国に持ち出す場合も含まれる。

重要文化財・重要美術品以外の文化財を外国に輸出しようとするときは，当該物件が重要文化財又は重要美術品等に指定・認定されたものでないことの証明書を税関に対し提示する必要があり，この証明（輸出鑑査証明）は，文化庁（昭和28年から関西以西は京都国立博物館）が行っている。

第４節　美術工芸品の修理と模写・模造，管理

1　修　理

我が国の文化財は，材質が紙・絹・木など多種多様で，非常に脆弱なものが多い。文化財の中には，経年変化による損傷や劣化等が生じているものも少なくない。後世に国民共有の文化財として正しく伝えていくための保存修理は必要不可欠である。現在，文化財の材質に関する科学的分析などによって，最良の修理材料を用いることが可能となってきている。また，修理方法や技術につい

ても，伝統的な技術を主としながらも，科学的裏付けに基づいた保存修理が行われている。

本来，文化財保護施策の一環として位置付けられる保存修理は，原則として所有者が行うものであるが，文化財を守り通すことは，個人の対応のみでは困難である。文化財の修理事業は文化財保護行政の大要をなすものであり，文化庁としても長年努力を傾注してきている。具体的には，保存修理事業に多額の経費を要し，所有者又は管理団体がその負担に耐えない場合，また，その他特別な事情がある場合が多いため，文化庁では所有者等の意向を踏まえて，経費の一部を補助する制度を昭和25年度から発足させ，所有者の負担の軽減を図ってきている。

昭和25年度の美術工芸品の修理件数は，絵画24・彫刻16・工芸３・書跡典籍11の計54件であった。考古部門の修理は昭和27年度から，古文書部門は昭和51年度から，歴史資料部門は昭和60年度から着手している。修理件数は年度による増減はあるものの，漸次増加の傾向にあり，近年では年間75件前後で推移している。

また，大規模で緊急性を要する特殊修理も並行して行っている。近年の例を挙げると，絵画では，歓喜光寺（京都府）と清浄光寺（神奈川県）との共同所有になる絹本著色一遍上人絵伝を，平成７年度からの継続事業として実施中である。彫刻では，昭和63年度から平成４年度までの５か年にわたり東大寺（奈良県）南大門木造金剛力士立像の保存修理を実施し，現在平成11年度からの４か年継続事業として唐招提寺（奈良県）金堂内の国宝仏像緊急修理を施工中である。書跡・典籍では，平成９年度から３か年をかけて三千院（京都府）円融蔵典籍文書類の修理を終えている。さらに，平成７年の阪神・淡路大震災のような災害による緊急修理にも対応している。

文化財の修理は伝統的な技術で行われるものが多く，経験と確かな技術が必要である。そのため，文化財の修理に携わり，８年以上の経験のある中堅技術者を対象に修理の様々な場面において的確な判断を下すことができる視野と見識を養うことを目的とした「指定文化財（美術工芸品）修理技術者講習会」を昭和37年度から実施し，継続的に後継者の養成に努めている。

（１）　修理方針と修理の変遷

文化財に正しい修理を施して，再び文化財の生命を甦（よみが）えらせ，永く将来にわたり伝え得るようにすることは文化財保護行政の大きな責務である。ここでは，美術工芸品修理の特異性や，修理に当たって考慮されるべき諸条件を前提としながら，修理方針の立て方，修理実施に当たっての諸留意点や修理の心得，修理の変遷と現状などについて，以下各分野別に触れる。

なお，修理の成果は昭和47年度まで報告書が刊行されていた。その後，一時中断があったが，改めて平成６年度から文化財の研究の推進に役立てる目的で「指定文化財修理報告書－美術工芸品篇」を刊行し，当該年度に修理が終了したものを中心に報告するとともに，長期の継続事業に関しては中間報告として記載している。文化財は修理後，一定年限を経ると再び修理を要するのが常態であるから，この修理報告書はその後予想される再修理に際して不可欠な資料となる。特に近年の技術の向上，材料の多様化が見られるが，施工の難易にかかわらず修理記録が保存されることによって，修理時点における技術の水準が明らかにされる。同時に，年々の記録は，そのまま修理の

歴史を物語る基本資料となる。それゆえ，改良された技術や材料は必ず明記しておくことが肝要である。それによって後年の施工をより能率的に実施することができる。また，外面から見えない箇所の施工過程については，前回の修理記録の資料によって予測し，安心して作業を進めることが可能となる。修理記録は当初の修理前の時から，その第一頁は開かれているのである。

ア　絵　画

絵画の修理は，作品の芸術的生命を左右する部分に深く関与する作業である。作品の持っている表現を理解して，適応した処置であるかどうかを判断して行わなければならない。

かつては損傷の激しい周辺部を切り落としたり，失われた彩色を補うことが修理と考えられた時代があったが，現在行っている修理の基本方針は，何よりも本紙（絹）の現状を維持することにある。本紙に描き加えたり，周縁部であっても裁ち落として小さくしてしまうことは許されない。絵画の表現を支えている本紙には絶対に何も加えず，本紙のいかなる部分も取り去らず，本紙が現状で有している物理的なものをそのまま保持させてやることを主眼としている。他方，過去の修理で保存上好ましくない形式や形態が与えられている場合には，損傷の進行を抑えるためにこれを変える場合がある。それによって作品の印象が変わることはあり得る。

作品の印象に変化を生じ得る修理の一つが，肌裏紙の打替えである。肌裏は本紙の重要な支持部分であり，傷んだ肌裏は品質，厚さを適切に選び，安定した状態にすることで，作品に長い生命を付与する。適切なものに打替えることが絵画にとって何よりの補強となる。旧来の技術では，肌裏紙を完全に除去することは難しかったが，近年の技術の向上により，数多くのケースで肌裏紙の取替えが行われるようになっており，中之坊寺（愛知県・平成７～８年）の絹本著色仏涅槃図などでは，保存のみならず地透けが解消され，表現の上にも良い結果をもたらしている。ただし，絵画としての質を保持する上で旧肌裏を除去できない場合もあり，本紙に準じた処置が必要とされることもある。

補絹もまた，本紙に合わせて補絹の織目を選び，本紙と重ならないように欠失した部分に埋め込んでいる。本紙そのものに色を補うことは絶対に行わず，補絹部分の補彩は，本紙の絹の色の中から基準的な色を見定めて行う地色補彩を基本として行う。補絹が作品本来の表現を損なわず，鑑賞の妨げにならないように色付けを行う。復元的な補彩が行われた時代もあったが，地色補彩のみでも色の明度を調節することによって，充分な効果を得てきている。高山寺（京都府）の紙本著色華厳宗祖師絵伝（平成３～８年）も素地が多く淡彩の表現であるため，本紙の明るい白さに基準色を求めて，明るい白色の補紙を慎重に選び，補彩は極限に止めた。真珠庵（京都府）の紙本著色百鬼夜行絵巻（平成10年）では，本紙の繊維が補紙の上に簾状に重なって補彩が難しかったため，補紙をあらかじめ地色に近く染めておき，補彩を全く行わなかった。

ただし，補絹部分が非常に大きいなど，本紙の絹色に合わせた補彩だけでは本紙の欠失の事実が修理前よりあらわになり，痛ましい印象が絵画の表現にまで影響を及ぼすと判断される場合には，補絹部分が目立たない程度に，本紙の彩色と同系色の補彩を施すことがあり得る。

軸物には，巻くことの保管上の弱点を補うために太巻き芯を用いてきた。巻物は，従来掛軸同

様，折れが生じないよう太巻き芯を作っているが，巻物の太巻き芯は取扱いを難しくする上，軸が見えず，展示の場合も余り見映えが良くないので，最近では可能な場合は軸巻紙を太くする処置もとるようになった。国立歴史民俗博物館保管の紙本白描隆房卿艶詞絵巻（平成8年）は，小形の巻子本で長巻でもなかったことから，姿の愛らしさを尊重して長い軸巻紙で径を太くした。

近年は，継続事業として大規模な障壁画の修理事業が続いている。障壁画は建築と一体として保存されるのが本来の姿であるが，日本の建築の環境は障壁画の保存の上では風雨，乾燥，光などが悪い影響を及ぼすため，修理後は収蔵庫に保管する方が，障壁画そのものの保存には良い環境を維持できる。しかし，建物から障壁画を取り去ったままにできないことも事実であり，障壁画の修理に当たっては併せて模写製作等を行い，これを代替品として建物に入れることも行われている。近年では，瑞巌寺（宮城県）障壁画（昭和60～平成6年），醍醐寺（京都府）三宝院障壁画（平成8～11年）が，解体修理の後収蔵庫に保管して宝物館で適宜展示され，建物の方は復元模写などによる障壁画に替えられている。

以上は絹及び紙を素材とするものについてであるが，このほか漆喰壁や板面等に描かれたものがある。このうち，高松塚古墳壁画は保存施設を設置し，模写事業を行うとともに，昭和51年度から修理事業を実施し，壁画の状態を定期的に観察するなどの管理を現在も継続して行っている。漆喰壁画では法界寺（京都府）阿弥陀堂内陣阿弥陀如来並坐像について，漆喰層を粗壁から剥離して処置し新素材の支持体に接着して強化してから元位置に復す修理を行った（平成8～11年）。また，板絵の修理も，近年平等院（京都府）鳳凰堂側壁画（平成9～12年）をはじめ積極的に行っている。

イ　彫　刻

彫刻の修理は，解体と組み直し，表面の下地や彩色等の剥落止め，材質強化等の処置によって，損傷の拡大を防ぐと同時に文化財としての価値を最大限明らかにすることを目的としている。宗教像として信仰の対象となっている場合が多いとはいえ，修理に当たっては飽くまで文化財としての芸術的あるいは資料的価値の確認，保存が優先されることは言うまでもない。

作品は多かれ少なかれ損傷を被り，また後世の補作や表面塗り直しにより製作当初の姿が損なわれている。欠失・亡失か所の復元は，何らかの根拠によって正確に当初の形状を復旧し得る場合に限り行っている。多くの作品に関して，製作時の造形内容に対する評価が指定理由となっている以上，修理に際して当初性の復元に妨げとなる箇所は除去若しくは修整し，作品の原状に近づけることが原則となる。本体の造形にそぐわない補作部は形状に修整を加えるか，場合によっては新補したものと取り替えることがある。表面仕上げについては，下層に当初のものが残存していることが確かめられた場合や，彫刻面を甚だしく鈍く見せていてかつ除去が容易な場合には除去することにしている。一方，後世に施された修補にも，作品の経てきた歴史的経緯を物語る資料としての価値を認めるべき場合があることを考慮しなければならない。後補部除去に当たり詳細な記録を作成することは言うに及ばず，除去自体の当否について常に慎重な判断が要求される。

ここ20～30年における彫刻修理の傾向として，合成樹脂の使用頻度が増大したことが挙げられる。その理由の一つは，既指定品の大半について解体を伴う大規模修理が一通り終了したためであり，現在の修理物件の多くが合成樹脂による剥落止め主体の施工内容となっている。妙法院（京都府・三十三間堂）の千体千手観音像は昭和48年以来，順次剥落止め修理が続けられている。いま一つの理由は，合成樹脂の改良に伴いその有効性が増したことである。教王護国寺（京都府・東寺）千手観音像は，昭和5年の焼損以来35年を経て，炭化した表面を硬化する樹脂の開発によって修理（昭和40～42年）が可能となった例である。現在では表面地固め層の硬化，彩色や漆箔層の接着，虫蝕孔の充填，木質硬化等様々な目的に合成樹脂が用いられ，損傷の度合いや個別的性質に応じた使い分けや，伝統的修理材料との併用の仕方に工夫が重ねられている。

ウ　工芸品

工芸品の分野は金工・漆工・染織・陶磁器・甲冑・刀剣と様々であり，技術・用途も多岐にわたる。材質や技法に応じて，修理の内容・方法も様々であるが，「部分的復元・補足を含む現状維持修理」が原則である。作品を全面的に当初の姿に復元しようとする方法は，作品の風合いを損ねてしまうことも多い。装飾の復元については，新たな要素を加えることで，後世に誤った情報を伝えることにもなりかねない。全体の調和や構造的な安定を考慮して，部分的な復元もあり得るという修理が望ましい。

修理の材料は，作品の質感を損なわないよう原作品と同種の材料を選択することに尽きる。漆工品には純日本産の漆を，染織品には似寄りの色合いや織りに仕立てた裂，糸を使用している。材料に関する問題点は，入手が困難であること，製作に手間が掛かるために高価であることのほか，例えば漆には溶剤がなくいったん塗れば再修理などの際に除去することが困難であることなどである。これに対して，合成樹脂は比較的安価で溶剤を持つという利点があるが，使用法によっては作品の質感を大きく損ねてしまうことがある。金工品の錆止めや木漆工品の素地・下地固めには有効であるが，使用する溶剤の種類や方法についての慎重な検討が必要である。

工芸品の分野ではその材質上，漆工・染織・甲冑・刀剣が脆弱で傷みやすく，修理の機会も多くなる。現在この4種の修理が最も多く行われている。修理には，材質・技法に応じ，いずれもそれぞれの専門に関して高い技術を修得し，文化財修理において経験を積み，かつ高い評価を受けている技術者が当たっている。

今後の課題として，①専門技術者の養成，②伝統的材料・道具の確保，③科学的手法の導入が挙げられる。②は修理の材料や道具製作の後継者問題でもあり，①と相互に関連することでもあるが，特に工芸品の場合，材料と技術が多岐にわたるため，それらの稀少化により費用が高騰するとともに，何よりも文化財の劣化に早急な対応がとれなくなる事態を招く恐れがある。③については，近年修理に関する技術も進歩し，光学的な調査や科学物質の使用など，科学的手法の有効利用が進んでいる。保存科学の専門家を交えた修理方針，実施の協議が必要となるとともに，あくまで文化財修理の原則と認識に立った総合的な判断が求められる。

なお，保存施設に収蔵することが困難な屋外設置の石造物などについては，修理とともに防災事業による覆屋を設置した当麻寺（奈良県）の石燈籠の修理（昭和57年）を初例として，修理後の保

存環境の整備を含めた対応を始めている。また，近年特に問題化している大気汚染の影響に関しても，酸性雨によって劣化が進行したと考えられる東大寺（奈良県）の国宝金銅八角燈籠の修理（平成7～10年）が行われ，現状の環境調査を踏まえ，解体修理による防錆処理（悪性錆除去，合成樹脂・ワックス塗布等）が図られている。

エ　書跡・典籍，古文書

書跡・典籍，古文書は，巻物，冊子本，折本，掛幅装，あるいは手鑑仕立など様々な形態で今日に伝わっている。修理に際しても，個々の形態や破損状況にふさわしい方法を配慮する必要がある。また，各々の伝来の歴史的変遷の過程を十分に考慮に入れて，個々の持っている様々な学術的価値を今以上に減ずることなく将来へ確実に残していくことに留意することが大切である。

書跡・典籍の修理において留意することとしては，「古筆」や「墨蹟」などがある。古筆や墨蹟などは，その優れた筆跡を尊重，鑑賞する中で解体，分割されて当初の姿である巻物や冊子本の体裁を変え，掛幅装などに仕立てられているからである。新たに仕立てられた古筆，墨蹟の表具類は，鑑賞する茶室や床の間の空間を含む歴史的環境の中で理解することが必要である。掛幅装における表具の在り方は作品本体の美的効果を左右する程の力を持っており，修理に際しては，鑑賞，信仰の対象であることにも留意し，安易に表具裂などを取り替えるというようなことは慎まなければならない。利休・織部・遠州好みなどと称する表具は，各々が持っている歴史的風合いを失うことのないように修理のし過ぎには注意する必要がある。例えば，建仁寺（京都府）蔵で利休好みの紙表具の好例である「一山一寧墨蹟（昭和46年）」，五島美術館（東京都）の国宝「無準師範墨蹟（平成10年）」などは，裂・軸首などすべて元使いで修理を行った。粘葉装冊子本は両面書写であるので，過去の修理において本紙の相剥が行われた経緯があるが，今日の修理では本紙の原状を保存し過剰な修理を行わない方針から，相剥による修理方法は用いられていない。西本願寺（京都府）の国宝「三十六人歌集（昭和26年）」や青蓮院（京都府）「吉水蔵聖教類（平成9～12年）」に含まれている平安時代の粘葉装冊子本などは，損傷箇所を伝統的な手繕いで修理を進めている。

古文書の修理では，古文書の伝来，機能や形態論などの側面をも重要視している。原状に近い形で伝来しているものは，安易な形で巻物などに成巻しない，またうぶな状態で畳み方が明白な場合には本来の状態に戻せるような細心さが修理行程に求められる。破損状況によっては，なるべく元のままに残す工夫が必要である。古文書の修理では，本紙の紙質，簀目の本数，糸目の間隔や紙漉（すき）の方法などの実態を把握することを修理の前提にしている。調査に基づいた手漉の補修紙を作製し，繕いを行っている。うぶな状態の場合には，発給当初の旧状に戻せるように修理を工夫している。こうした方針で，「太宰府天満宮文書（福岡県・平成4～6年）」や米沢市立上杉博物館（山形県）保管の「上杉家文書（山形県・平成7～8年）」などを施工した。

膨大な史料群の修理としては，大長寿院（岩手県）の紺紙一切経（昭和25年），金剛峰寺（和歌山県）の金銀字一切経・紺紙金字一切経（昭和25～32年），興聖寺（福岡県）の色定法師一筆一切経（昭和40～平成2年）などの一切経，東大寺（奈良県）の凝然撰述章疏類（昭和44～53年），来迎院如来蔵聖教類（京都府・昭和51～61年），東大寺宗性筆聖教并抄録本（平成元～10年）などの

聖教類，東寺百合文書（京都府・昭和58～63年），国学院大学（東京都）所蔵の久我家文書（平成元～6年）などの古文書，陽明文庫（京都府）の兵範記・猪熊関白記など（昭和26～37年），冷泉時雨亭文庫（京都府）の明月記（昭和62～平成10年）などの記録を計画的・継続的に行ってきているが，このほか大般若経などの仏典や武家文書・寺院文書・神社文書などで修理を要するものが少なからずある。

近年の修理方法として，漉き嵌（は）めや加湿法による修理を実施している。漉き嵌め法では，山鹿素行著述稿本類（東京都・平成4～13年），彦根城博物館（滋賀県）保管の彦根藩井伊家文書（平成10～16年）のように江戸時代の典籍と古文書で実施している。加湿法は，料紙に竹紙などを用いている墨蹟，例えば大通院（京都府）の笠仙梵僊墨蹟（平成6年）や香川県所蔵の清拙正澄墨蹟（平成9年）の修理から施工している。

オ　考古資料

考古資料とは，土中から出土した文化財の総称であり，土器・石器・金属器・木器・骨角器など様々な素材から構成され，その遺存状態も脆弱なものから安定したものまで，それらが埋蔵されていた土中の状態によって千差万別である。素材による修理の基本理念と各文化財の遺存状態を勘案しながら，慎重に修理に臨む必要がある。修理の実際は，遺存状態の観察と，進行している劣化の種類の把握から始まる。劣化は，折損・破損等の物理的劣化と，金属製品に顕著な錆などの化学的劣化が複雑に絡み合っている場合が多い。また，長期間土の中に埋没していた文化財が発掘時，瞬時に大気に曝（さら）され，急速な環境変化を受けて劣化が進んでいる場合もある。劣化は，肉眼による観察に加え，藤ノ木古墳の出土馬具（奈良県・平成元～10年）のように錆に覆われた毛彫を観察するX線撮影等の理化学的調査を適宜行って，状況の把握に努めてきている。劣化状態を把握した後，要求されるのは保存科学的な強化処理である。土器などの土製品は例えば真脇遺跡出土品（石川県・平成6～11年）に対するアクリル系の樹脂含浸による強化を実施している。銅・鉄などの金属は錆の処置方針を検討し，垣内古墳出土品（京都府・平成3～6年）で行ったように，脱塩，物理・化学的な錆の除去，アクリル系の樹脂塗布による安定化を図っている。特に，荒神谷遺跡出土銅剣（島根県・昭和62～平成8年）のように，銅に析出する錆には大気との遮断が不可決な塩基性の錆が認められることが多いので，注意深く修理を行っている。木製品の安定・強化にはPEG含浸法や真空凍結乾燥法などで水分を除去するが，劣化の状態により手法の選択，薬品濃度の検討などに専門的な知識が要求される。文化財本体の強化の次は，欠損部分の補塡・復元である。補塡・復元はエポキシ系の樹脂を使用し，それに着色仕上げを施す場合が多いが，この作業も補塡の度合い，欠損部分の文様復元の要否など，その修理方針を事前の調査研究で慎重に決定しておく必要がある。

考古資料には，1件のうちに数十から数百点の文化財を包括する，いわゆる「一括資料」がある。集落，墳墓など一つの発掘調査による出土品を包括的に指定する場合が主流となり，一括資料の件数も増加の傾向にある。一括資料には，金属，石，土など様々な素材が，しかも複数含まれていることが通常なので，修理の工程も複雑化し，かつ長期にわたる継続事業となる場合が多い。内

容的には土器など土製品類の修理が比率的に増加の傾向にあり，これを見込んだ修理技術者の増員，養成が急務とされている。

カ　歴史資料

歴史資料は昭和50年の法改正によって有形文化財に含まれることが明記された分野である。その取り扱う範囲は広く，保存修理の実施に際しても，他の分野とは異なる留意点が必要である。

第一に，紙・絹といった伝統的な素材と異なった修理物件がある。例えば羊皮紙の地図や文書は，我が国では特殊な素材であり，修理に当たっては欧米の修復技術を参考にしなければならない。これまでにアジア航海図（(財）林原美術館，岡山県・昭和60～61年），慶長遣欧使節関係資料（ローマ市公民権証書：宮城県仙台市・平成5年），日本航海図（(財）三井文庫・東京都・平成10年）などの保存修理を行ったが，着手に当たっては修理技術者とともに修復素材や技術を十分に検討し，また近年は，東京国立文化財研究所とも協力して，欧米の修復家に技術的な意見を求めるなど，適切な修理が行われるような措置を講じている。

また，望遠鏡（伊能忠敬遺書并遺品：千葉県佐原市・平成2年）の場合は，可能な限り器械としての機能を損なわないという方針の下に，設計段階から天文学の専門家の助言を求めて，修理を実施した。その結果，形態面で修復されただけでなく，望遠鏡としての機能も維持され，文化財の持つ情報をより豊かに保つことができた。「機能の維持」という視点は，今後増加が予想される機械類や工業製品など近代の文化財の保存修理を考える上で重要であり，修理技術の検討とともに，基本的な考え方についても十分な議論が求められる。

第二に，歴史資料に特徴的な，事象や人物に関する一括資料の場合，個々の物件の形態や製作方法が多様で，同時に現状自体がある歴史的経緯を反映している場合が多く見られる。当然，その歴史的形態の維持は重視されるが，物理的な劣化のためにそれが困難なこともある。冊子を元の綴穴で綴じるのが望ましいが，解体の結果，紙が脆弱で補紙をして形態を変えなければ維持できないことが判明した，というような状況に応じた選択がそれぞれの資料ごとに要求されるのである。そのため，修理中でも次にどのような対応を取るか，常に方針を再検討しなければならない。また修理後の保存形態も個別に工夫をすることが多い。現状維持を重視するか，閲覧などの活用面を重視するかによって，仕上げの形状や保存容器（箱，帙等）の選択なども変わってくる。

このような問題点を持つ一括資料の修理も次第に増加しており，雨森芳洲関係資料（芳洲会・滋賀県　平成8～12年），船大工樽木家関係資料（鹿児島県川内市，平成9～12年），大原幽学関係資料（千葉県干潟町，平成9年～）といった数百点規模の一括資料についても，修理技術者，所有者（管理者）側の学芸員及び文化庁職員の3者で修理過程の節目ごとに協議を行って，資料1点ごとに上記のような留意点を確認しながら，修理方針を決定している。

（2）　修理技術者の養成

日本の文化財は，我が国の文化力を傾注して生み出した結晶である。それぞれ独自の素材・技法から成り立っており，その伝承においても固有の歴史がある。形ある文化財は製作された時点から

劣化し始めるから，これを修理するという行為も常に並行して行われてきた。文化財の修理の歴史は，ほとんど文化財そのものと等しいほどの長い歴史を有している。

文化財保護法制定以来，文化庁では，文化財の保存修理事業を積極的に進めてきたが，それは修理技術者の育成を伴うものでもあった。伝統的な技術の修得は実際の修理経験によって補完されるものであるが，伝統的な修理技術のみに安んじるのではなく，最新の保存科学等の成果を有効に活用する努力を行うとともに，欧米の修理事業の実績からも応用技術の吸収に努めてきた。その事業の一環として，昭和37年度から指定文化財（美術工芸品）修理技術者講習会を開催し，同54年度からは年4日間の日程を3か年で修了するカリキュラムに基づき実施している。この講習会は，指定文化財の修理に5年以上携わり十分な実地修練を積んだ技術者を対象とし，文化財の修理はいかにあるべきかという基本的な理念を身に付けるとともに，より広い視野に立って適正な修理の判断が下せるようになることを目的としている。現在，各修理現場の第一線において本講習会修了者が講習会の成果を発揮し活躍している。

（3）　模写・模造

我が国の文化財はその多くが，紙・絹・木等の脆弱な素材からなっている。そのため，光・水・温湿度変化等により，いかに保存対策を講じたとしても完全には劣化を阻止することはできない。

また，文化財は常に火災等の災害による焼損及び滅失の危険にさらされている。文化財保護法制定のきっかけとなった昭和24年1月26日に発生した法隆寺金堂壁画の焼損事件は，模写・模造事業の出発点でもあった。

文化庁では，昭和28年度から国宝を中心とした模写・模造事業を始めている。その最初の事業として行われた模写は，平等院（京都府）の鳳凰堂中堂の壁扉画を対象としたものであった。その後，醍醐寺（京都府）五重塔初重壁画，法界寺（京都府）阿弥陀堂内陣壁画など社寺等建造物の壁画模写を継続する一方，神護寺（京都府）蔵伝源頼朝像など重要作品について同素材・同技法を用いた模写の製作も行っている。

模写・模造の手法には，文化財の材質や形態，あるいはその活用目的によって，現状模写，型取り模造，復元模写・模造の三通りの方法が行われている。現状模写は，作品の現状を忠実に写し取る方法であり，立体作品の現状を忠実に写し取る方法が型取り模造である。また，形状のみならず材質・技法等に関しても原作品の当初の姿に再現する方法が復元模造である。

模造事業として最初に行われたものは，昭和36年の当麻寺（奈良県）の当麻曼荼羅厨子軒先板の復元模造であり，同時にその絵画の模写も行っている。また，平成3～5年度には同寺所蔵の倶利伽藍龍蒔絵経箱の復元模造を実施している。

このような模写・模造事業には多くの意義が認められている。まず第一に，劣化しやすい文化財の現状を写し取る現状模写や型取り模造においては，将来の修理や復元の参考に供することができることである。同時に，事前に行われる詳細な調査や分析によって，製作技法や構造，材質等に関する新たな知見を得ることができ，美術史や技術史の研究に大きく貢献するものである。また，復

元模造は同一素材で同一技法を用いて製作されるので，伝統的な技術の後世への伝承や，修理技術者の養成に大きく寄与している。

第二に，文化財の状況によっては，建造物に付属した壁画であることや，保存環境等の理由により，移動を伴う公開が制限される場合がある。全国で博物館施設が整備され，各地で展覧会や常設展示が行われている現在，直接これら施設に出品できない作品について，模写・模造品による代替展示をすることは，文化財の公開・活用という観点からも有効であり，模写・模造の役割が増加している。

近年では，出土文化財が埋納されていた情報を記録保存する手段としても認識され修理前に表面に残された錆や付着した土等の情報を，この型取り模造によって記録する方法が普及し始めている。

なお，文化庁の事業で製作した模写・模造について，平成９年９月，東京国立博物館において「美の再現―国宝の模写・模造」展を開催した。この展覧会では，模写・模造が公開という観点のみではなく，先に述べたように現状記録や製作技法・構造・材質等の解明にも有効な手段であることが広く伝えられ，大きな反響があった。

平成12年４月１日から，地方分権の一環として，現状変更と型取り模造を含む保存に影響を及ぼす行為の制限に関する権限の一部が，都道府県・政令指定都市・中核市の教育委員会に委譲された。これに伴い，文化庁では，処理基準の参考に資するため，平成12年度に「模写・模造に関する手引」を作成し，地方公共団体等に配布し，具体的な留意点を提示した。

２　管　理

（１）　日常管理

今日に伝えられた文化財は，脆弱な素材を用いたものが多いため，それぞれの材質に応じた日常的な保存・管理が不可欠である。

こうした保存・管理は原則的に所有者が行うこととなっているが，特別な事情があるときは「管理責任者」を選任することができる。またこれらの管理が困難あるいは不適切な場合，適当な地方公共団体あるいはその他の法人を「管理団体」に指定し，必要な管理を行わせることができることとされている。

文化財の保管形態は様々であるが，保管施設は建築基準法・消防関係法令等に基づいた耐火・耐震構造を持ち，安全性を確保することを必要とする。しかし，指定文化財の多くは寺社等に所蔵されていることから，必ずしも望ましい保存環境の下で管理されているとは限らない。さらに，台風・地震等の自然災害に対しては，日常的な備えが不可欠である。また，野外に設置された仏像・梵鐘・石灯籠等については，塵埃（じんあい）・大気汚染・酸性雨・塩害等による被害や自然災害等による転倒事故が懸念されるために，日常的な点検・周辺整備を励行した上で，その管理体制を確立する必要がある。

こうした日常的な管理については，文化財保護委員会時代に「文化財（美術工芸品）の保存管理」として既に取りまとめられており，その中では，絵画・書跡，彫刻，工芸品，考古資料に分類し，その構造，取扱いと保存環境について詳しく述べるとともに，さらに，これらの梱包と輸送の留意点，保存庫の温湿度や照明等の条件，防虫・防黴，防火・消火等についても触れている。

また，重要文化財の所有者における適切な管理の在り方については，日常管理・取扱いの基本，防火・防犯の考え方及び公開・活用について具体的な事項を「文化財保存・管理ハンドブック―美術工芸品編」（平成９年）にまとめ，社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟から刊行している。

（参考：「文化財防火・防犯の手引き」昭和38年，文化財保護委員会）

（２）　保存施設・防災施設

我が国の文化財は，“木と紙の文化”と言われるように，火災等の災害に極めて弱い。近年，火災や盗難あるいは地震等によって，かけがえのない文化財が被害に遭うことが少なくない。その防止のためには，日頃の管理体制を常に見直し，こまめな点検や手入れを怠らないことが必要である。

文化財を後世に伝えるための努力は，それを直接護持する人々により絶えず続けられてきている。しかし，自然災害等による文化財の損失に加えて，近年では盗難や放火など，犯罪行為による人為的な文化財の被害も増加している。これらの行為から文化財を守るためには，所有者はもとより，広く人々の意識に訴えかけることにより，社会全体で文化財を後世に伝えるという意識を高めていくことが求められる。

もちろんその一方で，現実に起こっている数々の被害を，設備面の整備で防止するための努力も同時に行われている。すなわち，文化財保護に関するハード面からのサポートである。文化庁が行っている補助事業の中で，文化財の保存施設（収蔵庫）の建設，防災施設の設置は，正にそれを実現するための事業である。

これらの事業の趣旨は，経済的事情等のため，所有する文化財を保護するための事業を独力で遂行することが難しい所有者を支援することにある。具体的には，下記の二つの事業であり，第一に鉄筋コンクリート耐火構造の文化財保存施設（収蔵庫）建設に係る事業，第二に，宗教上の必要性又は景観上の制約等で文化財保存施設を建設することが難しい場合，指定文化財を納めている木造建造物を対象とした自動火災報知設備，消火設備，防犯設備等の設置や，建造物本体の老朽化で収蔵文化財の保存に悪影響を及ぼす恐れがある場合の構造強化・屋根葺（ふき）き替え等を行う防災施設等設置事業である。

ア　文化財の保存施設建設事業

昭和27年度の天洲寺（埼玉県），乙津寺（岐阜県），清涼寺（京都府）等の保存庫建設事業を皮切りに，平成11年度まで全国で753件の事業を実施済みであり，近年は年間８～10件の事業を行っている。本事業の歩みを振り返ると，昭和20年代後半の事業開始当初は，耐火金庫，鐘楼を含む床面積165㎡未満の施設を「保存庫」，床面積165㎡以上の施設を「収蔵庫」としていたが，昭和54年以降は床面積に拘わらず「保存庫」の名称を用いている。昭和40年代以降は，漸次「収蔵庫」の名称

が定着して現在に至っている。これらの施設は，鉄筋コンクリート造りの耐火・耐震建築であることが前提で，その規模については，収蔵される指定文化財の員数・法量により算定される面積により適切な施設を建設するよう努めている。また，建物の設備・構造等についても，その立地・周辺環境を踏まえて文化庁が指導を行っている。

都道府県別に保存施設建設事業の実績を概観すると，91件の京都府を筆頭に，滋賀県57件，奈良県56件の順で事業が実施されてきたが，北海道，鹿児島県及び沖縄県では事業の実績がない。また，事業の内容については，昭和50年代までは保存施設の新築事業が主体であったが，その後，既存収蔵庫の改修が年毎に増加し，近年では実施事業の三分の一程度が屋根葺き替えや扉の取替え等の改修事業となっている。

また，最近，指定文化財の公開・活用の要請を受け，大規模社寺が展示公開機能を前面に出した宝物館等を建設する機運も高まっている。これらは，本事業の「保存施設」とは異なる目的で建てられる施設であり，基本的にその建設は当該社寺の自費事業となる。しかし，その宝物館等の内部に指定文化財の収蔵庫（室）を設ける場合には，その部分に限って，事業費の面積比率を案分し補助事業と認定することが可能であり，このような場合も増えている。具体的には，三島大社（静岡県）宝物館，中尊寺（岩手県）新讃衡蔵（しんさんこうぞう）などの収蔵庫（室）がその例である。

イ　文化財の防災施設等設置事業

昭和25年に法金剛院（京都府），天龍寺（同），金刀比羅宮（香川県）ほかで防災事業が実施されて以来，平成11年度までに298件の事業が実施されている。事業の内容は，自動火災報知設備，避雷設備，消火栓や放水銃等の消火設備，盗難防止用の警報装置や侵入感知センサー等の防犯設備設置が主体であるが，指定文化財を安置する建造物本体の構造強化や，雨漏りの防止等を目的とした屋根の葺き替え，さらに周辺の地形を考慮した擁壁設置工事等も含まれる。

文化財保存施設の耐用年数は65年という長期であるのが，火災報知器や消火栓等の耐用年数は消防法による規制を受けており，また実際にこれらの防災機器の傷みは激しいため，おおむね設置後10数年程度で新たな設備改修事業の必要が生じるという実態がある。それを反映して，昭和50年代以降は，既存施設の更新事業が増加しており，現在もその延長上にあるが，技術革新は防災機器の面でも著しく，近年の事業では，対象建造物の床下火災をいち速く感知する空気管の設置も一般化してきている。

この防災施設等設置事業の実績を都道府県別に概観すると，指定文化財の集中する京都府70件を筆頭に，奈良県39件，神奈川県28件，滋賀県24件となっており，以下，今まで実績のない北海道，鹿児島県及び沖縄県を除く全国で事業が実施されている。これら設備が未設置のところもいまだ数多く，一日も早い事業の実施が望まれている。

ウ　その他の防災事業

以上の2事業の他に，近年では，大規模寺社を対象にした総合防災事業や，緊急防災事業が実施されている。

総合防災事業は，東大寺（奈良県）などのように多数の堂塔が国宝・重要文化財建造物に指定され，未指定建造物の中にも国宝・重要文化財に指定された彫刻などの美術工芸品が所在し，また，境内地が史跡に指定されている場合などについて，建造物・美術工芸品の枠を超えて総合的に防災事業を行うものである。この事業には，広大な境内地を効率よく，しかもその全域を高機能の防火・防犯設備でカバーできるという利点がある。この場合，地下埋設工事が必要な部分に対して埋蔵文化財の発掘調査も計画的に実施でき，当該地が併せ持つ考古学的情報も総合的に把握することが可能となる。

また，緊急防災事業は，近畿地方における寺社を対象とした連続放火事件を契機に平成10年度から新設された事業で，保存環境を主とする現状調査を基に，各地の指定文化財の火災や盗難の危険性が特に高い寺社等に，より高機能の防災施設を設置する事業である。この場合，緊急性に応じてモニターカメラの設置で対応しており，今後の事業拡充が期待されている。

（3）　自然災害対策

我が国は地震や台風などの自然災害が多い。平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は多くの人命を奪ったばかりではなく，文化財も多くの被害を受けた。そのため文化庁では直ちに「文化財（美術工芸品・美術品等）の防災に関する調査研究協力者会議」（平成7・8年度）を組織して調査研究を行い，その成果を「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引」（文化庁文化財保護部　平成9年6月）としてまとめた。この手引きは，文化財を災害から守る基本的な考え方を示し，その上で収蔵・保管に当たっての災害対策，公開・展示に当たっての災害対策，さらに災害発生時における緊急の保存措置等に関する対策をまとめたものであり，地方公共団体・博物館施設・指定文化財の所有者等に配布し，その徹底を図った。

（4）　臭化メチル問題

我が国の文化財の多くは紙・絹・木等を材質にするものが多く，虫・黴（かび）等生物による劣化が懸念されるものであるため，生物による劣化対策として，昭和50年代から臭化メチル（殺虫）と酸化エチレン（殺菌）の混合ガスによる燻（くん）蒸が一般的に行われてきた。

しかし近年，臭化メチルがオゾン層を破壊する物質であることが国際的に認識され，昭和63年には，「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が批准され，これらに対応する国内法として，「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」が制定された。これに伴い，臭化メチルを用いた燻蒸の代替措置の開発が課題となってきたが，平成9年の第9回モントリオール議定書締結国会議で，臭化メチル生産の全廃を平成17（2005）年とすることが決定し，臭化メチルによる燻蒸に代替する方法の確立が急がれている。

文化庁では，臭化メチルによる燻蒸の代替方法の確立のために，平成12年2月から文化財の生物劣化防除に関する調査研究に着手している。同年3月に「文化財の生物劣化防除に関する調査研究協力者会議」を設けたところであり，平成12年度中には手引を作成し，地方公共団体，博物館施

設，文化財所有者に配布する予定である。

（５）　酸性雨対策等

酸性雨・大気汚染等の環境汚染による文化財の劣化は，近年問題となってきた課題である。文化庁では東京国立文化財研究所と共同で，平成５年度から高徳院（神奈川県）の国宝・銅造阿弥陀如来坐像（鎌倉大仏）と，東大寺（奈良県）の国宝・八角燈籠を対象として，環境汚染の影響と修理技術の開発・研究を行っている。また，平成12年度からは国宝・臼杵磨崖仏（大分県）についても，修理事業とともに環境問題に起因する劣化防止と修理技術の開発を開始している。

こうした事業は一時的な対応で終了するものではなく，修理後も経年変化について継続的に観察する必要がある。

（６）　文化財の買取り

重要文化財を有償で譲り渡そうとする場合は，譲渡の相手方，予定対価の額，その他文部省令で定める事項を記載した書面をもって，文化庁長官に国に対する売渡しの申出をしなければならないこととされている（法第46条第１項）。これは，重要文化財については，保存・管理について制限を加えており，自由に売買されると重要文化財の保護上弊害を生ずるおそれがあること，また，売買の内容によっては国が所有することが望ましいものもあるため，文化財の有償譲渡については個人の自由に任せず，まず国に対し売渡しの申出をさせ国に優先買上権を認めることによって，文化財の散逸，滅失，海外流出を防ぎ，文化財保護の万全を期することとしたものである。

重要文化財の売渡しの申出のあった後30日以内に文化庁長官が当該重要文化財を国において買い取るべき旨の通知をしたときは，申出書に記載された予定対価の額に相当する代金で国と重要文化財の所有者との間に売買が成立したものとみなされる（法第46条第４項）。また，国に対して売渡しの申出をした後30日以内は，当該重要文化財を譲り渡してはならないこととされている（同条第５項）。ただし，当該譲受人に対して譲り渡したい特別の事情があり，文化庁長官が認めたときは，国は申出人に対し当該重要文化財を買い取らない旨の通知をするものとされている（法第46条第２・３項）。これらの規定に違反して申出をしないまま有償譲渡が行われた場合も，譲渡契約自体は無効となるものではないが，文化財保護法違反として10万円以下の過料に処せられる（法第110条）。

これについては，重要文化財の売買を許可制とし，国に対して売渡しの申出をせずに譲渡した場合は契約を無効とする制度とすべきではないかという意見もあり，国宝保存法第12条及び第13条では，神社・寺院の所有に属する国宝の処分及び担保提供等を禁止し，これに違反する行為を無効としていた。しかし，文化財保護法制定の際の検討では，個人所有のものを含めて重要文化財の処分の制限・禁止を規定することは，新憲法の下においては余りに国民の財産権に対する制限が過ぎるとされ，売買契約無効といった強い規制は設けられなかった。

文化財保護法施行後50年を経たが，その間，国に対して売渡しの申出をせずに重要文化財が売買

された例が幾つかあった。多くは，所有者が経済的破綻からやむを得ず手放す場合である。また，当初，借入金の担保として貸主に担保設定（質入れ又は譲渡担保）していたものが，担保権を実行されたという場合がかなり多いが，現行法では，担保を設定すること自体は違法ではなく，届出事項にもなっていない。

このような国に対する売渡し申出の制度によらず，国宝・重要文化財等を直接国に対して売り渡したい旨の申込みがなされた場合は，「国宝・重要文化財買取基準」及び「国宝・重要文化財買取要領」に基づき，専門家・学識経験者で構成する買取協議会及び買取評価会に諮って買取りの要否と価額を決定することとしている。

国に対して重要文化財を売り渡した場合は，税制上の優遇措置を受けることができ，当該譲渡所得に係る所得税は非課税となる（租税特別措置法第40条の２）。また，重要文化財に準ずる文化財で，文部大臣が大蔵大臣と協議して指定した文化財を国に対して売り渡した場合，所得税は当該所得の２分の１の額に対し課税される（租税特別措置法施行令第25条の18）。

これらの税制上の優遇措置は，これにより国への文化財の売渡しが円滑に行われ，散逸防止に効果を挙げ得るようになったほか，個人所有者への文化財管理指導が徹底するという良い結果ももたらしており，画期的な意義を持つものとして各方面から高く評価されている。また，現在，社会・経済情勢の変動に伴い重要文化財等を手離そうとする所有者が増加しつつあるが，進んで国に対する売渡しの申出をする所有者も多く，こうした優遇措置は，文化財保護（海外流出防止を含む。）の上で極めて大きな成果をあげている。

第５節　美術工芸品の公開と活用

文化財保護法制定の契機となったのが法隆寺金堂壁画の焼損であったことから，文化財保護行政においては保存が中心的な課題と位置付けられ，それに沿って文化財の指定や修理等が進められてきた。その一方で，国民が優れた文化財に接することにより，文化財に対する理解を深め，国民共有の財産であることに深い関心を向けることも極めて有意義であることから，文化財保護法では，重要文化財の公開について，原則として所有者が行うか，管理団体がある場合には管理団体が行うことを明記し（法第47条の２），重要文化財の所有者による自主的な公開を推奨している（但し，これは所有者又は管理団体以外の者が重要文化財を公開することを妨げるものではない）。加えて，文化財保護法では重要文化財の所有者に対し，文化庁長官による公開勧告や公開・出品命令，その場合の費用の全部又は一部の国負担等が定められており，重要文化財の公開の促進についても配慮がなされているところである（法第48条～第52条）。

文化庁においても，これらの趣旨を踏まえ，文化財の公開・活用の推進に力を入れている。

近年，国民の文化財に対する関心が高まるとともに，博物館等の公開施設が全国各地に設置されてきたことにより，文化財の公開の機会が多くなってきており，こうした施設を活用した公開の一層の促進が望まれている。

しかし一方，日本の文化財はその材質が脆弱であるが故に，その公開・活用は，適正な環境の下で，各文化財の種別に応じて最も適切な方法により行われる必要がある。文化庁ではこうした観点から，博物館等の文化財公開施設の計画について以前から指導・助言を行っており，その基準を明確にするため，「文化財公開施設の計画に関する指針」（平成７年８月）をまとめ，公表している。

1　公開基準

所有者・管理団体以外の者による重要文化財の公開については，文化庁長官の許可を受けなければならないこととされており（法第53条），文化庁ではその公開許可に関して，公開基準を示すことにより適正な公開がなされるように努めてきた。平成８年には，あらかじめ，文化庁長官の承認を受けた博物館等の施設において，国若しくは地方公共団体，又は当該施設の設置者が行う公開については許可を必要としない公開承認施設の制度が発足するとともに，行政手続法が施行されたことに伴い，より時代に即した公開基準とするための見直しを行い，現在の公開基準となっている。なお，この改正においては，近年増加している文化財公開施設と他の施設との複合施設における公開についての考え方を明確に打ち出していることが特徴として挙げられる。

また，同一都道府県管内における重要文化財の公開許可に関しては，昭和39年に事務処理の迅速化及び簡素化を図り，さらにはこれを契機として都道府県教育委員会における文化財保護についての事務処理体制の充実強化を図ることを目的として，許可権限の都道府県教育委員会への委任が行われ，さらに平成12年４月以降，地方分権の一環として，これを政令指定都市と中核市の教育委員会まで拡大して権限委譲が行われた。

2　公開承認施設と公開促進事業

文化庁では，文化財の公開が広くかつ円滑に行われるように，昭和26年度から勧告承認館制度を設けている。この「勧告承認館」とは，文化財保護法第48条に規定される文化庁長官の公開を行う施設のことであり，この公開には，長官が重要文化財の出品の勧告・命令・承認を行うことができることとされているものである。この制度を活用して，文化庁では，人口が集中する大都市圏だけではなく，各地域の中核となる都市においても優れた文化財に接することにより文化財への理解と観賞の機会を増やすという観点から，勧告承認館を全国各地に広げてきた。その結果，現在では，東京・京都・奈良の国立博物館３館，岩手県立博物館，仙台市博物館，群馬県立歴史博物館，埼玉県立博物館，鎌倉国宝館，石川県立美術館，名古屋市博物館，滋賀県立琵琶湖文化館，大阪市立美術館，和歌山県立博物館，岡山県立博物館，九州歴史資料館，沖縄県立博物館の合わせて16館が勧告承認館となっている。

また，文化財は適正な環境の下で公開する必要性があるため，文化庁では博物館その他の公開施設については，その建築の計画段階から指導・助言や事前協議を実施してきているが，その成果もあり国指定文化財の公開実績を有する館が現在約400館に上っている。これらの博物館施設は，すべての都道府県に及び，しかも私立の博物館施設も多く含まれている。

このように，優れた文化財に接することのできる博物館施設の増加と，これらの施設における所有者以外の公開の機会が多くなったことを背景として，平成８年の文化財保護法の改正により，規制緩和の一環として，あらかじめ文化庁長官の承認を受けた施設において国・地方公共団体又は当該施設設置者が行う公開については，重要文化財の公開についての許可を要しない（事後届出が必要）こととされた（法第53条第１項）。この「公開承認施設」として文化庁長官の承認を受けるための主な要件は，複数の専任の学芸員を有していること，国指定文化財の公開実績が相当数ある博物館その他の施設であることなどである。平成12年５月現在で，92館の博物館施設がこの承認を得ている。

この公開承認施設は，文化庁が公開を支援するため平成９年度から実施している公開促進事業を受けることができ，採択された展覧会における指定文化財の輸送・梱包費の一部，出陳謝金，公開に伴う応急修理費の一部を文化庁が負担している。

さらに文化庁では，公開承認施設に対して博物館施設を取り巻く最新の情報提供等を行うため，公開承認施設事務担当者会議を毎年開催している。また，相互の情報交換や文化庁に対する要望をとりまとめる目的で，公開承認施設連絡協議会が自主的に開催されている。

3　美術工芸品の取扱い

我が国の文化財は多様な素材が用いられているため，その取扱いもそれぞれにより異なってくる。そこで文化庁では，「文化財（美術工芸品）取扱いの手引」でその要点を示してきたが，近年博物館施設が増加し，各地で盛んに展覧会が開催され，文化財を取り扱う機会が増えているため，絵画，彫刻，工芸品，書跡・典籍・古文書，考古資料，歴史資料の取扱い及び輸送と梱（こん）包について，改めて「文化財（美術工芸品）取扱いの手引き」を平成９年３月に刊行した。この手引きでは，公開の機会が増加していることに対応し，公開日数についての適切な取扱いを要望したり，修理方法について近年開発された新たな樹脂等の使用の可能性などを示している。

また，国宝・重要文化財の公開については，「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」（平成８年７月12日文化庁長官裁定）で，公開に適さないもの，公開の回数及び期間，公開のための移動，陳列・撮影・点検・梱包及び撤収時の取扱い，公開の方法と環境等の具体的な事項を示している。

なお，近年文化財の公開・活用が活発化し，またマスメディア等にも取り上げられる機会が増加していることから，その撮影の機会も増加している。しかし，その際，不都合な取扱いが散見されることから，「文化財（美術工芸品等）の撮影に当たっての留意事項」を平成９年にまとめて，注意を喚起している。

4　企画・展示セミナー

文化庁では，文化財の公開が適正に行われるよう，公私立の博物館，美術館，資料館において美術工芸品を取り扱う学芸担当者を対象に，文化財の公開，保存，管理に関し必要な専門的知識と技

能の研修を行い，その資質の向上を図ることを目的とした「指定文化財（美術工芸品）展示取扱講習会」を昭和49年度から11回開催してきた。

しかし，重要文化財公開促進事業の実施に伴う指定文化財の積極的な公開・活用を支援するため，企画・展示に関する様々な専門的知識と技能を研修する目的で，展示取扱講習会に替えて「指定文化財（美術工芸品）企画・展示セミナー」を平成10年度から開催している。

この企画・展示セミナーにおいては，文化財の特質や修理，科学的知識，取扱方法のみならず，平常陳列の活性化，魅力ある企画展示をはじめ，今日的課題であるボランティアやマルチメディアの活用・情報化等の問題も取り扱っている。

第2章　建造物の保護

第1節　建造物保護の歩み

1　はじめに

文化財建造物保護の諸相における様々な活動については第2節以下に詳述するが，本節では，それら各論の意味，位置付けを明確にするために，文化財保護法制定後現在に至るまで50年間の文化財建造物保護の歩みについて総括的に概観する。

一般に文化財建造物は，不動産としての性質上，また何らかの現役の機能や用途を担うことが求められているという性格上，その保護の有様は生活様式の変化，国土開発等，社会経済の動向と無縁ではあり得ない。文化財保護法施行以後は特にその傾向が強く，保護される建造物の種別や所有形態が多様化して，保護の手法も単体の建造物からそれと一体を成している土地等の保護，さらには歴史的風致を形成している建造物群の保護まで，多様な展開が見られるようになってきた。ここでは，このような文化財建造物に固有の特質を考慮して，文化財保護法制定から現在に至る50年間において特筆される事項を取り上げ，その背景となった社会状況等を踏まえながら概観する。

2　文化財保護法の制定と建造物保護体制の確立

終戦後における文化財建造物の保護行政は，戦災によって焼失した文化財建造物の指定解除手続き，昭和23年に着手した「国宝建造物応急修理5か年計画」による戦災復旧工事などから開始された。昭和21年から限られた予算の範囲内での被災建造物の修理が行われ，新たな指定もわずかながら継続されてはいたが，終戦直後のことであり事業は当然ながら停滞していた。

このような中，国宝保存法に代わって昭和25年に文化財保護法が制定されたことは，こうした文化財建造物保護における戦後処理の状況を一変させる契機となった。保護体制の変革が行われ，国宝・重要文化財の指定，法律に基づく国庫補助による保存修理及び新たに文化財保護法に規定された建造物管理に係る防災設備設置等の国庫補助事業が活動の柱として実施された。

文化財建造物保護の行政組織は，それまでは文部省社会教育局文化財保存課の中に建造物の部門があったが，文化財保護法制定とともに行政組織が拡大され，新たに文化財保護委員会が文部省の外局として設置されたことに伴い，建造物保護の担当課として建造物課が設けられた。建造物保護に係る補助金を昭和25年度と翌26年度で比較すると予算額が概ね50％増となり，また建造物課の職員数も，昭和25年度の16名から，翌26年度には20名に，さらに翌27年度には23名に増員されていることからも，文化財保護法制定を契機に建造物保護体制が整備・拡充された様子をうかがうことができる。

建造物課には，課長，課長補佐の下，専門部門として，調査，修理第一，第二，防災の4部門が

設置され，このほかに庶務係が置かれた。その後，建造物課内の部門の編成はこれらを軸として基本的には現在も引き継がれているが，法改正による新たな制度の導入や時代の要請に応じて幾多の変遷がある。すなわち，昭和37年には，主に文化財建造物の日常的な管理について調査・指導を行う文化財管理指導官が置かれるようになり，昭和41年には指定台帳の管理のための台帳係が新設された。また，昭和50年の文化財保護法の改正により伝統的建造物群保存地区制度が導入されたことに伴って，昭和51年には伝統的建造物群部門が新設され，さらに平成８年には登録有形文化財制度の導入に伴い登録有形文化財部門が設置された。この間，昭和44年から46年の間は修理部門が一時統合され，昭和63年に台帳係が資料管理係に改称された後，さらに平成３年４月から事務機構の編成替えにより管理係となった。また，平成８年には，文化財建造物の管理業務や活用面の拡充の必要から，防災部門が整備活用部門に改組されている。

3　保護対象の拡大

（1）　国の精華から身近な歴史へ

明治30年施行の古社寺保存法では，社寺が所有する建造物に対象を限定していたが，昭和4年の国宝保存法への移行に至り，国公有，個人及び法人有の社寺建築以外の建造物についても保護の対象として位置付けられた。しかし，社寺以外の建造物の保護は，城郭建築，霊廟建築，あるいは書院・茶室などの住宅建築に限られ，言わば我が国の建築文化を代表する厳選された建造物のみが国によって手厚く保護されてきた。民家や明治時代以降に建造された近代の建造物などの一般の建造物に対して本格的に保護が講じられるようになるのは，文化財保護法施行後のことである。

昭和20年代後半においては，戦後の民主化の動きとも並行して，戦前から主に民俗学の萌芽，発展に伴って調査研究の蓄積が進みつつあった民家建築について関心が高まった。昭和29年には，古民家が集中する地区についての予備調査が文化財保護委員会によって開始され，各地に残る代表的な民家建築の重要文化財指定が進められた。また，近代建築についてもようやくその歴史的な価値について関心が向けられるようになり，東京，神戸，長崎などこれらが集中する地区において予備調査が行われ，これに基づき明治時代に建築された洋風建築の重要文化財指定が行われるようになった。

昭和41年度から開始された国による全国的な民家緊急調査（～昭和53年度），あるいは昭和40年代から（社）日本建築学会を中心に実施された全国的な近代建築所在調査によって，民家と明治洋風建築という新たな分野を軸に，重要文化財指定とその後の保存修理，あるいは防災等管理事業が展開されることになった。また，昭和52年度からは，それまで注目されることなく体系的な調査研究が行われていなかった江戸時代に建造された社寺建築について全国的な緊急調査が実施され，それに基づく保護が開始された。

民家，近代建築さらに近世社寺建築といった種別の建造物は，従来の保護の主たる対象であった中世以前の社寺建築に比べ，現存する遺構数が飛躍的に多く，地域的な特色も多様である。前掲の各調査による学術研究の進展に伴って，地域的特色や時代別，類型別による様々な評価の視点が確立され，厳選された優品に加えて，より身近にある建造物が保護すべき対象として認識されるようになった。

さらに，平成２年度から近代化遺産（建造物等）総合調査，平成４年度から近代和風建築総合調査が開始され，明治から大正さらには昭和の戦前に建てられた建造物にまで調査が及ぶようになり，堰堤，隧道，閘門施設などの土木構造物まで，身近に存在する多様な遺産が保護の対象となってきている。このことは，文化財に対する関心を増し，地域の歴史を理解したり生活やまちづくりに生かすなど，文化財の持つ様々な可能性が引き出されることにもつながっている。

（2）　単体の保護から面的な保護へ

ア　伝統的建造物群保存地区制度の導入

建造物の保護は個々の建造物を対象とし，複数の建造物が集中する場合においても，建造物を一棟ごと個別に国宝・重要文化財に指定し保護することを基本としてきた。昭和50年の文化財保護法改正においては，このような指定制度による建造物保護の手法に加えて，新たに周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している建造物群を面的に保護するための伝統的建造物群保存地区制度が導入された。

既に昭和30年代後半から，高度経済成長に伴う大規模な国土開発や生活様式の変化により，伝統的な集落や町並みといった建造物群やこれを取り巻く周辺の歴史的環境が急速に失われ，住環境の悪化をもたらす深刻な状況が生じていた。こうした中で，昭和40年代前半には，妻籠（長野県），高山（岐阜県），今井町（奈良県），倉敷（岡山県）などで地区住民の生活環境向上を目指して自主的な保存運動が起こり，これらが強力な働き掛けとなって幾つかの地方公共団体で景観条例等を定めて歴史的集落・町並みの保存に取り組む事例が見られるようになった。国においても全国的な所在リストの作成や補助事業による歴史的集落・町並みの保存対策調査を実施し，こうした動向を経て，昭和50年の文化財保護法改正に至った。

この集落・町並み保存の新たな制度により，伝統的建造物群とこれを取り巻く歴史的環境という面的な広がりを持つ対象に対する保護の手法が確立した。伝統的建造物群保存地区制度は，文化財の保存，管理に国が直接かかわる従来の国宝・重要文化財の保護制度とは異なり，保存のための条例の制定や保存地区の決定など地元地方公共団体を主体とするものである点に大きな特徴がある。

イ　土地指定の導入

昭和50年の文化財保護法改正においては，新たに，建造物等と「一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件」が有形文化財に含まれることとされた。建造物に関しては社寺における境内地，民家における宅地などがこれに当たり，それまで単体の建造物が個別に国宝・重要文化財に指定されていたが，この改正によって，それが立地する土地についても，必要に応じて一体として指定し保護することが可能となった。

主体となる建造物に付属する物件については，法改正以前から主たる価値を構成する建造物と一体の価値を形成している建造物及び建造物の建立沿革を証する資料等で有形文化財に属する物件を

「附」として指定することが行われてきたが，この改正によって，建造物と一体のものとして価値を有する土地その他の物件を面的に重要文化財に指定し，保護を図る方策が採られるようになった。これによって懸案だった土地に関する固定資産税や相続税の減免措置が図られるようになったのも画期的なことであり，特に民家の保存やその後盛んになる都市部における近代建築の保存の推進に大きく道をひらくことになった。

（3） 近世・近代の建造物の保護

ア　民家・近世社寺建築の保護

戦前はもちろん文化財保護法施行以降もしばらくの間は主に中世以前の社寺建築を保護の主たる対象としていたが，次第に保護の重点が民家や明治洋風建築など建築年代が比較的新しい建造物へと移行していった。近世以降の建造物は各地にいまだ多数の遺構が残り，重要文化財指定候補の選択には事前の総合的な調査を要し，またその正当な評価にはそれ以前のものに比べるとより多角的な検討が必要となる。そのため昭和41～53年度にかけて民家建築の緊急調査が行われ，続いて昭和52年度から平成2年度にかけて近世社寺建築についての緊急調査が実施された。これらの全国的な調査に基づき，民家，近世社寺が多数重要文化財に指定された。

民家，近世社寺建築は，近年では保存修理や防災関連事業において主たる対象となっており，保存方法や修理技術あるいは防災管理などの面でもこれらの特性に合った新たな取組や展開がなされている。

イ　近代の建造物の保護

明治以降に建設された近代建築については，主に都市部に所在することもあって高度経済成長に伴う開発の中で急速に取り壊しが進み，民家や近世社寺建築とともに既に昭和30年代から保護の必要性が認識されていた。この時期から保護の対象となったのは，明治時代の洋風建築を主とする限られた範囲のものであったが，時代の進展とともに大正時代及び昭和の戦前までに建設された建造物の保護が進められるようになっている。

さらに近年では，産業・社会基盤が変革し，過去の施設の急速な更新が進む中で，広く我が国近代の産業・交通・土木に係る様々な構築物（いわゆる「近代化遺産」）についても保存の要請が高まりつつあり，従来の重要文化財指定対象の範疇を大きく超える種類の建造物が保護対象となってきている。保護対象となるのは建築物にとどまらず，堰堤，橋梁，隧道などを含み，土木構造物やその他の工作物など，より幅広い範囲の建造物が注目されている。平成2年度には，それまでの近世社寺建築緊急調査に続いて，土木構造物や工場施設を含む近代化遺産総合調査が都道府県ごとに順次開始され，これに基づいて鉄道施設・水道施設・発電所施設などに係る建造物の重要文化財指定が本格的に進められることとなった。

また平成4年度には，従来西欧の影響を受けた建造物に対する関心の陰で注目されることの少なかった我が国の伝統的な様式，技法による近代和風建築の総合調査も開始され，これに基づく重要文化財指定が進められている。このような展開は我が国近代を西欧化という単一の視点だけでなく，より広い観点から総合的に見直そうとする学術的，社会的な気運の醸成を反映するものである。

平成4年4月に文化財保護審議会の下に組織された文化財保護企画特別委員会の報告「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」（平成6年7月）では，今後の文化財保護制度の在り方が広範多岐にわたり提言され，近代の文化遺産の保護及びこれらの活用の推進が重点事項の一つとして掲げられた。この提言を受け平成6年9月に「近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議」が設置され，その報告に基づき，平成8年に建造物に関する「国宝・重要文化財指定基準」の一部が改正され，重要文化財の指定対象として「土木構造物」を明記するなど，新たな種別の建造物の指定に対応した措置が講じられている。

（4） 登録有形文化財制度の導入

前述の文化財保護企画特別委員会の報告では，社会状況や時代の要請に対応するため，文化財保護法の改正を含め現行の文化財保護に関する行財政制度を再構築する必要があるとされ，保護すべき文化財の裾野の拡大とともに，近代の文化遺産の保護を促進するための具体的手法として，登録制度導入の必要性が指摘された。これは，広い範囲の文化財を活用しながら保存を図るための方策として，新たな法的枠組みを求めるものであった。

建造物保護の分野では早くから近代の建造物の保護に積極的な取組を行っていたが，近代の建造物は大量かつ多様であり，かつこれらの多くは現代社会にあって現役の施設として機能し続けなければならないという問題がある。建造物保護に関するこのような背景の下，平成8年に文化財保護法の一部が改正され，建造物についての登録有形文化財制度が導入された。

特に重要なものを厳選し，現状変更等についての強い規制と補助金等による手厚い支援によって保護を行う指定制度とは異なり，登録制度はおおむね建築後50年を経過した歴史的建造物のうち一定の評価を得たものを広く文化財として位置付け，文化財の裾野の拡大を図ろうとするものである。文化財建造物の保存，管理を所有者の自主性にゆだねる緩やかな保護制度であり，歴史的建造物をより身近な存在としつつ，地域の文化拠点，景観形成の核など社会資産として積極的に生かすという趣旨の下に導入された制度である。

登録有形文化財制度は，平成8年6月の導入以来，現在（平成12年6月）までに既に1,778件の建造物が登録され，歴史的建造物の保存・活用に対する一般の関心の喚起にも大きく寄与するとともに，特に近代の建造物に係る保護について急速に実体的な効果をあげてきている。

4　保存修理・管理事業の展開

（1） 修理技術，伝統技能，修理用資材をめぐる環境の変化

ア　保存修理における手法の変化

保存修理は文化財建造物保護の基軸となる事業であり，これら建造物の価値の維持においても重要な役割を担う。明治以来の長い蓄積を基に，文化財保護法施行以前に既に現在見るような体制の

基本は整っていた。しかし文化財保護法制定を契機とする保護体制の整備によって重要文化財指定建造物の数は大きく伸び，それに伴って保存修理事業も大幅に増加した。しかも，その対象は，中世以前の社寺建築から，民家や近世社寺建築そして近代建築など従来にない特性を持つ建造物へと移行し，保存修理の体制や修復技術等にも新たな発展があった。一方，建造物の保存修理を取り巻く戦後の社会状況も大きく変化し，これに呼応して建造物の保存修理においても様々な改革や取り組み方の変遷があった。

保存修理は建造物の価値の維持に大きな影響を及ぼす行為であり，我が国では明治以来厳密な管理の下で実施され，保存修理技術，伝統技能の継承，調査記録等の手法を発展させてきた。特に，保存修理においては創建後に改変された部分の復原を伴うことが多い。これは現状変更として文化庁長官の許可を必要とする行為であるので，十分な学術的調査を踏まえた上で内容・方法等を定める必要がある。社寺建築が中心であった間にはこうした復原を含む基本方針に関して大きな問題はなかったが，生活の場となる民家や公共施設，商業施設としての近代建築などが対象となる場合，保存修理に伴うそれらの復原，整備には，修理方針の策定や技術の面で多様な対応が求められるようになった。

特に，文化財建造物の積極的な活用が推進されるようになると，諸設備の設置や安全性確保のための措置が必要となり，現状変更等の許可や技術的対応もこうした多岐にわたる課題を調整した上で行わなければならない。また，平成7年1月の阪神・淡路大震災において文化財建造物が甚大な被害を受けた後は，耐震対策や構造補強について技術的にはもとより活用計画等についても更に慎重な対応が求められるようになってきている。

イ　修理技術者の組織化

文化財建造物の保存修理工事には，優れた伝統技能を保持する大工，左官，屋根葺工などの技能者とともに，歴史的建造物及びその保存に関する知識と経験を有して修理工事の設計監理を行う修理技術者の確保が不可欠である。明治以来の保存修理工事は，一般に技能者及び修理技術者が各工事ごとに事業者に雇用されて実施されたが，戦後は，就業形態の近代化により技能者は企業に属することが一般的となり，修理工事は直営方式から一般の建設工事等と同様な請負方式に移行していった。

一方で，修理技術者は，文化財建造物が集中する滋賀県，京都府，奈良県において順次府県職員として採用されたのに対し，その他の地域では比較的近年まで保存修理事業ごとに個別に雇用される不安定な状態のままであり，身分保障，待遇の改善，さらに後継者の育成等が積年の課題であった。このような状況の中でようやく昭和46年に至り財団法人文化財建造物保存技術協会が設立され，全国で個別に保存修理工事に従事していた多くの修理技術者が組織化されることとなった。また昭和44年には和歌山県において社団法人和歌山県文化財研究会が発足し，県下の建造物保存修理技術者が組織化された（昭和62年，財団法人和歌山県文化財センターに改組）。こうした修理技術者の組織化によって，安定的な就業体制が整ったとともに，専門業種としての位置付けが明確になることにより，技術研鑽や情報の交換・蓄積も効率的に行われるようになり，修理技術は長足の進

歩を遂げている。

ウ　伝統技能の継承

建造物保存修理に係る伝統技能についても，制度の確立，保持者や保持団体の組織化，後継者育成の努力が進められた。

檜皮葺，こけら葺，茅葺といった植物性屋根材による伝統的な屋根葺技術については，保存継承と資材の安定確保を目的とする全国社寺等屋根工事業組合が発足し，昭和54年には社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会へと発展している。

また，昭和45年には，明治時代に設立された日光保晃会以来，日光の諸建造物の保存に従事してきた日光国宝保存工事事務所が発展的に改組され，財団法人日光社寺文化財保存会が発足した。ここには修理技術者と技能者が所属し，東照宮，二荒山神社，輪王寺の保存修理事業を受託することとなるとともに，漆，彩色に係る伝統技法の継承，後継者育成のための体制が整えられた。

昭和50年の文化財保護法改正では新たに文化財の保存技術の保護制度が導入された。文化財の保存修理に関連する各種の伝統的な技術・技能のうち保存の措置を講じる必要があるものを選定し，それに携わる個人又は団体を保持者又は保存団体として認定し保護するものであり，技能の向上と後継者育成等について法律に基づく国の支援も行われるようになった。この制度により文化財建造物の保存修理に不可欠な木工事，屋根工事，塗装工事等に係る各分野の熟練の技術者・技能者が選定保存技術保持者として認定されるとともに，財団法人文化財建造物保存技術協会は建造物修理・建造物木工，社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会が檜皮・こけら葺，茅葺，財団法人日光社寺文化財保存会は建造物彩色の各分野で保存団体としてそれぞれ認定されている。

（2）　建造物の防災管理手法の拡充

文化財保護法による制度においては，建造物の文化財としての保存・管理は所有者が主体となって行い，これに対して国・地方公共団体が指導・助言，財政的な援助等を行うこととされており，この基本的枠組みに即して防災，環境保全その他の重要文化財指定建造物の管理に係る事業について支援体制が拡充されてきている。また，所有者に代わって地方公共団体等が管理を行う管理団体が制度化される（昭和29年）とともに，主に日常的な管理について指導監督を行う文化財管理指導官が建造物課に配置（昭和37年）されるなど，重要文化財指定件数の増大，保護対象種別や所有形態の多様化などへの対応も図られた。

管理に係る事業としては，木造を中心とする我が国の文化財建造物の保護においては防火対策が緊急不可欠であったことから，まず自動火災報知設備，消火設備，避雷設備といった防火施設の設置事業が国の補助事業によって開始された。そして，周辺環境の整備，防犯体制の強化，あるいは日常的な保存管理の充実などについても次第に補助事業が拡充してきている。

文化財建造物に対するこうした防災，環境保全の方策は，対象となる建造物が多様化し，建造物とともに周辺の土地等が保護対象とされるようになったこと，さらに建造物をより積極的に活用しようとする動きに伴って，ハード，ソフト両面において洗練され，かつきめ細かなものとなってい

る。建造物防災に係る各種の調査研究が実施され，その成果を踏まえて防災計画の策定や防災設備の設計が行われるようになり，また，多数の文化財建造物が集中するような場合や伝統的建造物群保存地区などでは，総合的な防災対策が図られるようになっている。

さらに近年，地震，台風等自然災害により建造物に大きな被害が頻発しているため，これらの対策についても検討が進められている。平成7年1月の阪神・淡路大震災において重要文化財及び重要伝統的建造物群保存地区における被害は甚大であり，この震災後，文化財建造物の耐震性能に関する調査研究が実施され，地震に対する安全性確保及び耐震診断のための指針が策定された。

台風では，過去にも度々大きな被害が発生したが，最近では平成3年及び10年に台風の風水害により多数の建造物が被災した。特に平成10年の台風災害では倒木による被害が著しかったこともあって，建造物周辺の危険木対策が新たに行われるようになった。

5　「保存」から「活用」へ

文化財保護法には，制定当初から文化財の保存とともにその活用を図る必要性がうたわれている。

昭和30年代後半から民家や近代建築の保護が進むようになると，公有化などとともにこれら建造物の活用は大きな課題となった。昭和40年代には，国土開発，生活様式の変化により現地保存が難しくなった民家や近代建築を一か所に集めた野外博物館が各地に建設されたことも，当時の文化財建造物活用の一つの姿であった。また，既に現役の機能を終えた地方公共団体所有の近代建築や公有化された民家が博物館・美術館施設として再利用され，公開されることも多くみられた。

近年，文化財建造物の活用は更に大きく注目されるようになってきている。歴史的建造物の保存・再生に対する世論の高まりを背景に，民間企業の本社ビルなど都市部にあって経済性が重要視される現役の施設の重要文化財指定も進みつつあり，さらに土木構造物や工場施設を含む近代の文化遺産も保護対象となっている。文化財建造物は，それまでのように歴史的，学術的価値が手厚く保護されるのみでなく，地域の個性創出，景観形成など，より広範な社会的資産として享受されるようになり，またそのような役割が強く求められるようになった。こうした状況から，従来のような言わば受け身の活用だけではなく，より豊かで奥行きのある地域社会，環境を創造するための資産として活用しようとする動きも見られる。

文化財建造物の活用の在り方が重要な課題となったことから，文化庁における文化財建造物保護の行政体制についても平成8年にはそれまでの建造物課の防災部門が，文化財建造物の十全な保存とその多様な管理，適切で有効な活用を図るための部門として，整備活用部門に改組された。

文化財建造物の積極的な活用の推進を契機として，保存と活用の調整や現役の公共的な施設として機能を維持するための管理方法，あるいは安全性の確保など，多様な側面について検討されるようになり，重要文化財の活用の在り方についての調査研究やその成果である活用指針の策定などが行われている。

6　建造物保護の課題と展望

以上，文化財保護法施行以降現在に至るまでの文化財建造物の保護に係る要点を概観したが，最後に現時点での主要な課題とその展望について述べる。

（1）　保存修理をめぐる新たな展開

ア　保存科学の推進

文化財建造物の保存修理は伝統的な材料及び技法によるのが原則だが，修理における補助的手法として合成樹脂などを用いたり，調査において材料分析，年輪年代測定，斜光ライトによる彩色痕跡などの科学的手法が採られるようになっている。

伝統的な木造建造物の保存修理においては，飽くまで伝統的な技法，材料による対応が基本で，また，保存修理自体がこうした伝統的技法，材料の継承について重要な役割を持っている。しかし，近代の西欧の影響による建造物や土木構造物においては様々な材料が用いられているため，こうした建造物の保存修理においては従来とは異なる対応が必要となってきている。さらに，耐震対策，構造補強，活用に伴う措置等についても，高度な解析技術とともに最新の技術や素材の導入など，文化財建造物に係る科学的な知見・技術の開発と，そのより一層の発展が求められている。

イ　保存修理体制の整備

現在，文化財建造物の保存修理は大半が国庫補助事業として実施され，それらは滋賀県，京都府，奈良県又は財団法人文化財建造物保存技術協会その他の限られた数団体に所属する修理技術者によって設計監理業務が行われている。このような修理の体制は，文化財建造物の保存修理が明治以来，長く国主導による厳密な管理の下に実施されてきたこと，国宝・重要文化財に指定された限られた建造物を対象としていたことを背景に成り立っていたものであり，限られた熟練の専門家の高い技術水準を維持することには適していた。

しかし近年，登録有形文化財制度の導入などによる歴史的建造物保護に対する社会的関心の高まりと活動の広がりは，保存修理事業の従来からの体制，制度についても再考を促しつつある。専門的な知識と実務の蓄積が要求される修理技術者の資質の確保を図りつつ，より広い範囲から人材を確保するための方策が求められ，文化財建造物保存修理に従事する専門家の資格制度の確立なども議論されている。

文化財建造物に係る伝統技能の継承や修理用資材の安定確保についても，戦後間もない時期から議論されてきた点であり，愁眉の課題となっている。地域性が強くかつ少数の技能者によって伝えられることが多い伝統技能は，技術体系や産業構造の変革の中で急速に失われつつある。現在，檜皮や高品位の木材などについてその安定供給のための取組みが始められつつあるが，こうした課題全般についての情報交換・技術交流のための措置，継承システムの確立，技術保存における一層細かな対応など，より進んだ施策が求められている。

（2）　文化財建造物保護の新たな体制

国宝・重要文化財指定，保存修理，管理事業等，文化財建造物に対する保護施策は，戦後も国主導の下に行われてきた。しかし指定件数が増大し，また明治以来長く保護対象の中心だった木造による伝統的な社寺建築だけでなく，多数の民家や近代建築，さらには土木構造物などが重要文化財に指定されるに至り，所有形態や保護状況は多様化し，これらの保護には地方公共団体の積極的関与が必須となっている。また，文化財建造物の社会的役割も拡大し，伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護が地元の地方公共団体を主体として行われていることに見られるように，保護の理念や手法も大きく変化している。

文化財建造物では，経済的理由などにより，民家や近代建築，土木構造物等の公有化あるいは管理団体による管理が増えつつある。また同時に文化財建造物を地域づくりの核として生かそうとする活動も広く行われるなど，管理や活用において地方公共団体が重要な役割を担うようになってきている。社会的関心の高まりから，他省庁においても文化財建造物の保存・活用に関連する施策を実施するようになり，地方公共団体がこれらの事業による支援を受ける例も増加しつつある。また，例えば，景観・環境保全条例の制定や都市部における文化財建造物保護に伴う容積率緩和措置などの保護のための補完施策をとるなど，独自の取組を行う事例も見られる。

所有者あるいは関連する地方公共団体の組織化による文化財建造物の保護体制の強化も図られている。既に昭和52年に，国宝・重要文化財指定の建造物あるいは美術工芸品の所有者の団体として「全国重要文化財等所有者連絡協議会」が発足し，平成4年には「全国国宝重要文化財所有者連盟」として社団法人となった。同じく昭和52年には重要文化財に指定された民家の所有者による「全国重文民家の集い」が結成され，さらに伝統的建造物群保存地区の保護に関しても，昭和54年に伝統的建造物群保存地区が所在する地方公共団体等による「全国伝統的建造物群保存地区協議会」が発足した。また平成9年には，文化財建造物として本格的に保護が開始された近代化遺産について，その保存と活用に関心を持つ地方公共団体が中心となって「全国近代化遺産活用連絡協議会」が設立された。近代化遺産とは，幕末の開国以来，我が国が近代国家として急速に発展する過程において生まれ，又はもたらされ，我が国の近代化を支えた諸々の文化的所産を意味するものである。

こうした所有者や管理者の組織化は，相互の連絡・研修の場として有効に機能するとともに，行政との連携推進などの面でも効果的であり，保護の推進に大きな役割を演じている。重要文化財に指定された民家に対する相続税の減免措置や，重要伝統的建造物群保存地区内の建築物等についての固定資産税等の非課税・減免措置など，税制における新たな優遇措置が講じられるようになったことも，文化財保護行政と一体となったこれらの組織的な活動の成果として挙げることができる。

文化財建造物を保護するための国を中心とした十全な管理，地方公共団体による独自の施策の推進，地方公共団体及び所有者を含む民間による活用の取組み等，三者による調和の取れた施策が今後一層重要となっている。

（3）　文化財建造物保護の分野における国際交流

近年，文化財建造物保護の分野での新たな動きとして挙げられるのが国際的な技術援助，交流の進展である。

戦後の我が国の急激な経済発展に伴い諸外国との間に種々の摩擦を生じたことなども背景として，文化の分野における国際貢献が我が国の外交の基軸の一つに据えられるようになり，平成元年にはユネスコに文化遺産保存日本信託基金が設立されるなど，国際的な文化財保護事業が積極的に展開されるようになった。

文化庁における建造物保護の国際協力としては，平成2年から「アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復協力事業」（平成10年度から「アジア諸国文化財の保存修復等協力事業」に改称）の予算が計上され，現在までにネパール，ヴェトナム，ブータン，インドネシアの各国において技術協力事業を展開している。

国際交流の機会の増加は，平成4年に我が国が世界遺産条約を締結したこととも深く関連し，平成6年には，世界遺産リスト登録の際に検討される遺産のオーセンティシティ（真正さ）をめぐる議論の場として，国際会議「世界文化遺産奈良コンファレンス」が開催された。

我が国の文化財建造物の保護は，明治以来の独自の発展によりその保護の理念・体系を自立的に築いてきたが，この分野における国際交流の機会が増加したことによって，諸外国との建造物保護の取組についての情報交換が盛んとなり，我が国の文化財保護の体系，手法を国際的に発信するとともに，それまでの理念や手法を相対化して再考する契機ともなっている。

7　まとめ

文化財保護法制定以後は，戦後の民主化とも深く関連して，文化財はそれ以前の国家の歴史，文化を代表する優品という位置付けから，広く国民文化の実像を示す身近な存在へと移行していった。これはとりもなおさず文化財の定義や対象範囲の拡大，そして量的な増大として具体的に現れてきたものであった。

文化財保護法制定から現在まで50年の間，保護の対象となる建造物は，社寺，城郭から民家，明治洋風建築そして土木構造物を含む近代の建造物へ，さらに歴史的集落・町並みへと拡大した。建造物の保護は，保護の対象となる文化財建造物の多様化とともに，環境形成の重要な要素として位置付けられるなど，人々の生活や地域社会と緊密な関係を築いてきた。そして，文化財建造物は社会の中でその意味を拡大し，社会資本として活用される存在となるなど，より深く社会と親和しつつある。

保護されるべき文化財建造物のこのような多様化と社会的役割の拡大に伴って，文化財建造物の保護のためには，我が国の歴史を語る貴重な史料として保存するという第一義的な意義はもとより，これを超えて建造物を社会全体として生かしていくために，一層積極的な取組が必要となってきている。他省庁をはじめとする関連機関との連携，保護に対する新たな支援措置の創出，保護関

連団体の育成，所有者や地方公共団体による独自の活動，さらには国際的な文化遺産保護の動向との調整等，文化財建造物の保存と活用をめぐる様々な局面で具体的方策が進められつつあるが，今後さらにその拡充を図ることが求められている。

第2節　建造物の調査と指定・登録

1　建造物の国宝・重要文化財指定，登録有形文化財への登録と調査の概要

建造物の国宝・重要文化財指定は，我が国の建築文化の実像をたどる上で重要な遺構を選択することであり，その後に続く保存，管理，活用の基礎となるものである。

国による保護建造物の選択・特定の制度は，明治30年の古社寺保存法制定によって始まる。同法では，社寺の建造物で「特ニ歴史ノ證徴又ハ美術ノ模範トナルヘキモノ」を内務大臣が「特別保護建造物」の資格のあるものと定め，これを官報によって告示することとした（同法第4条）。これに基づき，明治30年12月28日付け官報告示（法隆寺金堂など44件）を皮切りに，国による保護を要する建造物の選択とその保護が開始された。昭和4年の国宝保存法において，建造物に関して初めて「指定」という行政行為が規定され，「国宝」の指定が行われた。その後，この国宝（旧国宝と通称される。）は文化財保護法の制定に伴いいったん同法により指定された「重要文化財」とみなされ，さらに新たな制度による国宝と重要文化財という2段階区分による指定へと引き継がれた。

国宝，重要文化財の指定は文部大臣によって行われ，文化財保護審議会への諮問，同審議会の専門調査会（建造物関係については第2専門調査会）での調査・審議，文化財保護審議会の答申を経て官報に告示される。現在，建造物に関する「国宝及び重要文化財指定基準」（昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号，平成8年2月改正）によると，「建築物，土木構造物及びその他の工作物」のうち，「(一) 意匠的に優秀なもの，(二) 技術的に優秀なもの，(三) 歴史的価値の高いもの，(四) 学術的価値の高いもの，(五) 流派的又は地方的特色において顕著なもの」のいずれかに該当し，かつ「各時代又は類型の典型となるもの」を重要文化財に指定し，また，国宝については，「重要文化財のうち極めて優秀で，かつ，文化史的意義の特に深いもの」を指定するものとされている。現在（平成12年6月末），2,191件，3,683棟の建造物が重要文化財に，そのうち209件，253棟が国宝に指定されており，この中には文化財的価値の中心をなす建造物（本指定）ばかりでなく，これと一体をなして価値を形成している土地その他の物件が併せて指定されているものもある。

重要文化財指定候補は，保護の必要が認められる分野について全国的な調査を実施し，これに基づいて選定しており，対象となる建造物は，古社寺から城郭，民家，明治洋風建築，そして土木構造物を含めた近代の遺産へと次第に多様化し，また建設年代も古いものから新しいものへと推移している。

こうした状況を踏まえ，重要文化財指定の方法についても，対象となる建造物の特性に応じて適切な保護が図られるように努めているところであるが，大きく変わりつつある近年の社会情勢と歴

史的建造物の社会的役割の拡大によって，平成8年には重要文化財指定制度による保護を補完するものとして，建造物に係る登録有形文化財制度が新たに導入された。従来の指定による保護が，我が国の重要な文化遺産としての建造物を，強い規制と手厚い助成により厳密に保護しようとするものであるのに対して，この登録有形文化財制度は，歴史的建造物をより積極的に社会に生かすべく，広く緩やかに保護していくことをねらいとしている。

2　初期の調査・指定

文化財保護法制定により，旧国宝保存法で指定されていた国宝建造物は新法により重要文化財に指定されたものとみなされた他，昭和27年までは，重要美術品等ノ保存ニ関スル法律により重要美術品等に認定されていた物件の中からの重要文化財又は国宝に指定していくなど，新法制定に伴う移行措置が重点的に行われた。新法による重要文化財指定が本格的に始まったのは，このような業務が一段落してからである。

我が国の建造物の保護は，明治初期の急激な社会変革の中で存亡の危機に直面し緊急な保護を要した古社寺の文化財を保護することから開始された。古社寺保存法では保護対象は社寺が所有する建造物に限定されていたが，国宝保存法において社寺以外のものについても保護の途が開かれ，城郭建築や旧大名家所有（個人有）の霊廟建築，あるいは住宅，茶室などが精力的に国宝に指定された。文化財保護法もこれを継承したわけであるが，明治以降，保護と並行して進展してきた学術的な蓄積においても社寺建築が主であったことなどもあって，文化財保護法制定以後もなお長くこの分野の建造物が指定の中心であった。

なお，民家及び洋風建築についても国宝保存法により国宝指定が開始されたが，実際には，民家では吉村家住宅（大阪府），小川家住宅（京都府）の2件，洋風建築では大浦天主堂（長崎県），尾山神社神門（石川県）の2件が指定されたにすぎなかった。文化財保護法の制定後，昭和20年代後半に至り，ようやく従来ほとんど保護措置が講じられていなかった民家及び洋風建築に関する調査が開始されるようになった。

(1)　民家の調査・指定

民家については，昭和26年度に各都道府県を通じて実施され民家の全国調査で約500件の重要遺構の報告があり，これに基づき重要民家が多数集中する地区の所在する岐阜（荘川村，白川村）・富山（五箇山）・石川（県下）・宮崎（椎葉村）について文化財保護委員会が直接予備調査を実施した。また，昭和37年度からは調査費を予算化して，昭和40年度まで民家特別調査として岩手，山梨，新潟，広島の4県について調査を継続した。これらの調査に基づいて民家の指定が開始されたが，本格的に保護措置が講じられるようになるのは，昭和30年代後半以降国土開発や生活様式の変化の中で古民家の取壊しが急速に進むに至り，昭和41年度から全国的な民家緊急調査が開始されてからである。この調査は都道府県に対する国庫補助事業として昭和53年度まで継続して行われた。この間，民家の重要文化財指定が精力的に進められ，それまでの民家39件，61棟に対して，昭和43

年度から昭和52年度の10年間で235件，416棟が新たに指定され，民家の指定数は飛躍的に増加した。

民家については，重要文化財指定が進むに従って主屋のみでなく門，土蔵その他の付属屋がともに指定され，さらに周囲を囲う塀などについても附として主体と一体として保護が図られるようになった。このように，民家の保護を通じて屋敷構え全体の保護の必要性が認識されるようになったことは，その後昭和50年の文化財保護法改正において新たに建造物と一体を成してその価値を形成している土地にまで有形文化財の範囲が拡大され，それらについても重要文化財指定が行われる途を開き，建造物の保護を点から面へ拡げるきっかけとなった。この点においても，民家の指定の推進は重要な意味を持つものであった。

（2）　明治洋風建築の調査・指定

民家の調査・指定と並行して，主に明治期に建築された洋風建築の保護も進められた。

文化財保護法の制定以後，洋風建築については，昭和28年に大浦天主堂（長崎県）が国宝に指定され，昭和31年に泉布観と旧造幣寮鋳造所玄関（ともに大阪府）が重要文化財に指定されたが，その後数年間は新たな指定は行われなかった。しかし昭和36年以降は毎年数棟ずつ洋風建築の指定が進められた。中でも昭和44年には15件，28棟が指定されており，これは，現在までに近代の建造物の指定が最も多数に及んだ年であった。

この背景には，高度経済成長に伴い都市部における近代の建造物の取壊しが急速に進むのに対して，保存の動きが学界その他で活発になったことが挙げられる。また，日本建築学会が昭和37年から実施した明治洋風建築の全国的な所在調査に基づき「全国明治洋風建築リスト」を提示し（建築雑誌昭和45年１月号），そのうちの主要なものが新聞にも掲載されたように，このころから近代の建造物の保存についての社会的な関心が高まってきたことにもよる。しかし一方で，文化財保護委員会の積極的な保存の働き掛けにもかかわらず，帝国ホテル旧本館（東京都，昭和42年取壊し），三菱旧一号館（東京都，昭和48年取壊し）など，我が国の近代建築の精華が姿を消したのも同じ時期のことであった。

明治洋風建築の重要文化財指定が進むに従って，指定に際してそれまでにない新たな方法が採られるようになった。それまでに指定された明治洋風建築は主に木造建築であり，その保護も財団法人明治村の運営する博物館明治村への移築のように建物を主に展示物として保存しようとするものであった。これに対して，新たに保護対象として検討されるようになった建造物は，大型の煉瓦造建築等であり，かつ図書館あるいは博物館等としての現役の機能を維持したまま保存を図ることが求められた。このため，昭和44年指定の慶應義塾図書館（東京都）及び旧横浜正金銀行本店本館（神奈川県）では，建造物の「内装」の一部を除いた指定が初めて行われ，活用に配慮した弾力的な対応が図られた。

しかし，この時期における近代の建造物の重要文化財指定は，当時「明治洋風建築」という言葉が一般的に使われているように，建築年代が原則として明治期に遡るものに限定されていた。広く

近代の建造物全体にまで関心が及ぶようになるのは，学術研究等の蓄積が進む更に後になってのことである。

3　昭和50年の文化財保護法改正

昭和50年の文化財保護法改正は，当時直面していた保護の課題に対応すべく，新たな枠組みを数多く導入した広範にわたるものであり，建造物に関しても重大な改正を含むものであった。すなわち，有形文化財の定義が拡充・整理されて，建造物等と「一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件」をともに保護対象として位置付けることができることとなった。これによって建造物単体のみでなく，これが建つ敷地及びこれと密接な関わりを有する塀・石垣等の工作物，さらには庭園等を一体のものとして重要文化財に指定し，保護する方策が採れるようになった。またこれによって，従来「附指定」として慣例的に保護の対象とされていた付属的な建造物や建立・修理の年代を示す歴史資料などの物件についても，「その他の物件」として明確に位置付けられることとなった。

この制度改正に基づき，民家についてはその宅地やそこに含まれる建造物などが総体として保護されるようになった。昭和51年５月に重要文化財に指定された福永家住宅（徳島）など３件の民家について宅地を含む指定が行われたのを端緒として，50年代半ばから後半にかけては，それ以前に指定されていた物件についても宅地部分等の追加指定が精力的に行われた。土地の指定は，まず，急速に失われつつあった伝統的な屋敷構えを保護するため民家の宅地について実施されたが，小林家住宅（兵庫県）のように洋風建築に分類されるものについても比較的早くから行われた。さらに近年では，清水寺，宇治上神社（いずれも京都府），浄土寺（広島県）などのように，必要に応じて社寺の境内地にも適用されている。

文化財保護法の改正にあわせて，「国宝及び重要文化財指定基準（建造物の部）」も改正され，建造物の定義について，建築物及びその他の工作物としてより多様な種別の建造物に対応することが明示されるとともに，価値付けの要素として「学術的価値の高いもの」という区分が新たに加えられた。また，それ以前の指定基準においては，指定されるべき建造物について「室町時代以降のものについては，特に代表的又は特殊的なもの」という但し書きがあったが，これが削除された。これらの改正が行われたのは，この頃から民家，近世社寺建築あるいは明治洋風建築等，建築年代の新しい建造物の保護が本格化するとともに，これら新たな分野の建造物を的確に評価し，指定をより幅広く進めて行く必要があったからである。

民家の重要文化財指定は，当初，建築年代の遡るものを中心に行われてきた。しかし，各地に残る古い時代の民家の指定が一段落するとともに，土地指定の方策が採られるようになると，単に単体の建造物のみでなく，付属屋，宅地及びこれに付属する建築物や工作物がよく残り，全体として歴史的環境を良好に保存しているものを積極的に指定するようになった。近世社寺建築に指定の重点が移行した昭和50年代，60年代を経て平成に至ると，再び民家の重要文化財指定が進むようになるが，この時期の民家の指定は建築年代が特に遡るもの（小川家住宅（埼玉県），旧平田家住宅

（山梨県））を例外として，主屋とともに付属建物が数多く残り，かつ屋敷構え全体が良好に保存されている点が評価されたものが中心となる。

4　近世社寺建築の調査・指定

民家緊急調査が終了しつつあった昭和52年度からは，新たに近世に建築された社寺建築について全国的な緊急調査が実施された。

社寺建築は，明治以来，建造物における保護の中心として，主に建立年代の古いものを対象に国宝保存法による国宝指定等が進められてきた。室町時代までに建立された主要な遺構はほぼ戦前に指定が終了していたが，文化財保護法制定以後は，霊廟建築，禅宗寺院の建築，また近世に建立されたもののうち主に地方を代表する大社大寺の遺構，流派的特色を特に有するもの，あるいは中世の厨子などの重要文化財指定が継続的に行われた。こうした社寺建築をとらえる視点の多様化に伴って，建立年代は比較的新しくても，その地方性や豊かな装飾性，宗派別又は工匠の流派的な特色等を顕著に示す近世社寺建築を積極的に評価しようとする機運が高まり，各地に大量に残るこれらの建築について，各都道府県ごとに文化庁の補助事業による調査が行なわれ，平成３年度までに完了した。また，この調査に並行して，調査の過程で抽出された重要遺構等に関する詳細調査（近世重要社寺特別調査）も大学等の研究機関に委託して実施された。

このような体系的な調査に基づき，昭和50年代半ばから平成５年ごろまでの間は各地の近世社寺建築が重要文化財指定の中心となり，新規の指定はもとより，伽藍配置や境内構成等も評価され，それ以前に指定されていた社寺の付属施設等も数多く追加指定された。また，この調査の過程において，建造物の創建・改修に係る棟札等の記録についても多数の発見があり，これらも附指定として建造物と共に保護されるようになった。

5　保護対象拡大のための施策

平成４年，文化財保護審議会の下に置かれた文化財保護企画特別委員会は，文化財をめぐる社会情勢の大きな変化に対応して，文化財の概念や文化財保護の理念について再検討するとともに，文化財保護に関する行財政制度の再構築のための総合的かつ専門的検討を行った。検討結果は「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」（平成６年７月）の報告にまとめられた。報告は今後の文化財保護施策について多くの提言を行っているが，そのうちの重要な提案の一つとして，文化財保護対象・保護措置の拡大があり，その具体的方策として，重要文化財指定による従来の「重点主義，厳選主義」を改め，より弾力的な運用により広範な範囲の文化財を保護の対象とすること，そして近代の文化遺産の指定の促進を図ることが提案された。

建造物の分野では，既述のように既に近代の建造物の保存が急務の課題との認識の下，「近代建築保存対策に関する研究調査」（昭和52～平成８年）など各種の調査に基づき重要文化財指定を進めていたところであったが，以後は，以上のような文化財保護企画特別委員会の報告を踏まえて，「当面重点を置いて指定するものの方針」（平成６年10月文化財保護審議会了承事項）に基づき指定

が行われている。具体的には指定の対象を「近代の建造物」と「その他」に区分し，近代の建造物に重点を置いており，また，「その他」すなわち近世以前の建造物で今後特に指定の推進を図るべきものとして，「離島等の固有の文化を持つ地域，またはこれまで指定物件がない地域にある文化財」，「文化財が集中する地域において地域の文化や景観上に重要な役割を果たしているもの」などを掲げ，従来に比べより広い視点で指定対象をとらえている。

さらに，文化財保護企画特別委員会の報告を受け，近代の文化遺産の適切な保護を図ることを目的として平成６年９月に設置された「近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議」の建造物部会報告（平成７年10月）を受けて，主として近代の建造物の指定をより円滑に進めるために，建造物に関する「国宝及び重要文化財指定基準」の改正が行われた（平成８年２月９日官報告示）。

それ以前の指定基準（昭和50年改正によるもの）では，重要文化財指定の対象となる建築物として「社寺，城郭，住宅，公共施設等」，またその他の工作物について「橋梁，石塔，鳥居等」といった例示が記されていたが，これらは主に近世以前の建造物を対象としたものであり，必ずしも近代の建造物の指定の推進にふさわしいものではなかった。改正された指定基準ではこれらの例示が削除され，代わって指定の対象として「建築物」と並んで「土木構造物」が明記され，今後積極的に保護を図る必要のある近代の建造物が指定基準の中に明確に位置付けられた。また，この改正によって，指定されるべき建造物の要件として「各時代又は類型の典型となるもの」という規定が新たに付されたが，これも，多様なものが多数遺存する近代の建造物等の特質を考慮して，同種のものが多数ある場合においてもその典型となるもの，先駆的なもの，完成度の高いもの等については積極的に指定を推進しようとすることを示すものであった。

なお，近世以前の建造物の保護については，戦前から進められた社寺建築，城郭，書院はもとより，民家，近世社寺建築に係る全国的な緊急調査及びそれに基づく重要文化財指定によって，一応体系的な指定がほぼ一段落したと言える。しかし，確かに前述の企画特別委員会の指摘にあるように，従来の「重点主義，厳選主義」による指定のため，特に近世の建造物には適切な評価がなされないままにいまだ保護の措置が採られていない重要遺構が各地に多数残され，また十分な調査が行われていない領域もある。このような分野においてはなお一層調査，指定の推進を図る必要がある。

6　近代の建造物の保護

近代の建造物については，景観的な資産等として一般の関心が高い一方で，その保存が往々にして大規模な経済活動と真正面から衝突する場合が多いことから，既述のように早くからこれらの建造物の保護の難しさが痛感されていた。

明治洋風建築の指定から始まった近代の建造物の保護は，昭和50年代後半になると，函館ハリストス正教会復活聖堂（北海道，昭和58年指定），山形県旧県庁舎及び県会議事堂，旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎，山口県旧県庁舎及び県会議事堂（いずれも昭和59年指定）などのように，大正期の大型の近代建築の重要文化財指定へと進展していった。

しかし，近年における社会経済の急激かつ大きな変革の中で，各地に今なお数多く残る近代の建造物の再評価が行われるようになり，単に西欧の様式になる建築物のみでなく，和風の建築物や従来必ずしも注目されることのなかった土木構造物等を含めたより広い範囲の近代の建造物の保護が求められるようになってきた。

このような状況から，近年，近代の建造物について以下のような調査が実施され，これらの成果に基づき重点的に重要文化財指定が進められている。

（１）　近代化遺産総合調査

平成２年度から「近代化遺産（建造物等）総合調査」として，我が国の近代化に大きな役割を果たしてきた建造物についての総合的な調査が都道府県ごとに実施されている。

近代化遺産は，建造物においては，従来から保護が進められていた近代建築はもとより，近代化に大きな役割を演じた製鉄・製糸・造船等の工場や鉱山施設，鉄道・発電所・上下水道・運河など，近代の産業・交通・土木に関連する多様な構築物を含み，必要に応じてさらにこれらと密接な関連のある設備機器，車両，家具その他の施設を含めて総合的に保護の対象としようとするものである。これらは産業界の構造変革や急速な技術革新，経済効率の問題などによって，取壊しや改変が急速に進みつつあるが，近年まで保存の措置がほとんど講じられていない状況にあるばかりでなく，全国的な所在調査も行われていなかった。こうした状況を踏まえて調査が開始され，その成果に基づき平成５年には藤倉水源地水道施設（秋田県），碓氷峠鉄道施設（群馬県）の２件が初めて近代化遺産として重要文化財に指定された。この種の遺産に対する社会的関心の高まりもあって，現役の施設も含めて，平成12年６月現在，13件が重要文化財として指定されている。

これら近代化遺産には，施設が複数の建築物や多様な工作物，あるいは設備機器等によって一つのシステムを構成しているという特質があり，これらを一体のものとして保存する必要があることから，重要文化財指定に当たっては，従来のような棟別を基本とした方法とは異なり，「一構」という新たな概念を導入している。

（２）　近代和風建築総合調査

平成４年度からは，近代以降に建てられた伝統的様式・技法による和風建築について「近代和風建築総合調査」が開始された。近代においても江戸時代以前に確立された我が国固有の様式「和風」を継承した建造物が多数を占める。また，伝統的な大工技術や工具の発達は明治・大正期に頂点を迎えたと言われ，高い技術による優れた遺構が多数残されている。しかし，従来，近代の建造物については，西欧の影響による建造物に専ら関心が集まりそれらは早くから保護の対象とされた反面，伝統的な和風の様式を持つ建築については体系的な調査研究もなく，評価がいまだ定まらないまま十分な保護措置がとられていなかった。このような背景の下，近代の建造物の保護の在り方の総合的な見直しの中で，近代の和風建築についての全国的な調査が進められ，邸宅，民家，商業施設，公共施設その他多様な分野における近代の「和風建築」の展開の状況が集成されつつある。

こうした動向に応じて，道後温泉本館（愛媛県）など，平成12年６月現在で８件23棟が重要文化財に指定されている。

（３）　昭和の建造物の指定

昭和の建造物の指定が開始されたことも，近代の建造物に関する近年の重要文化財指定の新たな動きとして挙げることができる。

平成９年には，昭和に入り建設された建造物として初めて明治生命館（東京都，昭和９年）が重要文化財に指定され，続いて平成10年には三井本館（東京都，昭和４年）が指定されている。これらは，首都の中心にある民間所有になる大規模な現役のオフィスビルであり，経済効率が最優先され建造物の保存に対する社会的認識が熟していない時代においては指定が極めて困難なものであった。

また，近代化遺産総合調査等に基づき土木構造物の重要文化財指定も推進されつつあり，平成10年には富岩運河水閘施設（富山県，昭和９年），末広橋梁（三重県，昭和６年），平成11年には白水溜池堰堤水利施設（大分県，昭和13年）など，昭和に入り建造された施設が指定されている。

時代の大きな転換により，このような建造物の保存について議論される機会が今後も増加すると考えられるが，同時に，重要文化財指定の推進のためには，活用に伴う現状変更等の制限との調整，税制や土地利用その他に対する優遇措置等，保護のための新たな社会制度の整備も求められている。

現在，近代の建造物については，主に以上のような総合調査の成果に基づき，重点的に重要文化財指定を進めているところであり，平成元年度末までに指定されていた近代の建造物が107件149棟であったのに対して，その後の平成11年度末までの10年間で56件105棟の建造物が新たに指定されており，この分野の建造物の指定件数は近年著しく増加している。

７　国宝の指定

国宝は，文化財保護法第27条第２項により「世界文化の見地から価値の高いもので，たぐいない国民の宝たるもの」を重要文化財のうちから指定するものとされ，「国宝及び重要文化財指定基準（建造物の部）」においては「重要文化財のうち極めて優秀で，かつ，文化史的意義の深い」建造物を指定することとされている。

文化財保護法制定後，昭和27～29年度の３か年間に国宝の指定は精力的に行われた。これは，国宝保存法で指定されていた旧国宝建造物は，文化財保護法制定時に全て重要文化財として指定されたものとみなされ，その中で国宝としての価値があるものについては改めて国宝指定を行うことが必要となったことにもよる。この間にほぼ国宝の指定は一段落し，その後は修理に際して新たな価値が発見されたものなどが順次指定されるにとどまっていた。

昭和42年６月，保存修理工事を終えた法隆寺綱封蔵（奈良県）が国宝の指定を受けて以来永く指定が行われなかったが，30年を経た平成９年５月には，正倉院正倉（奈良県）が国宝に指定され

た。宮内庁所管であり重要文化財の指定は行われていなかったものの，「古都奈良の文化財」の世界遺産への登録を推薦するに当たり重要文化財の指定が必要とされたものであるが，そのたぐいまれな価値は既に周知されているので，重要文化財指定と同時に国宝に格上げ指定された。

また，平成9年12月には瑞龍寺（富山県）の山門，仏殿，法堂の3棟が国宝に指定された。従来，近世の建造物については大社大寺など歴史的に特に重要なものに限って国宝に指定されていたのに対して，瑞龍寺の国宝指定はこれとは異なる意味を持つものであった。近世社寺建築の緊急調査が終了し，全国的な視野に立って評価を行うことが可能となったが，その中で瑞龍寺は近世という時代を代表する建造物としての近世社寺建築の特徴を明確に備え，芸術的にも，また技術的にもとりわけ優秀と評価されたものである。昭和60年10月から平成8年3月までの10年半の歳月をかけて行われた保存修理工事に伴う詳細な調査に基づき，曹洞宗伽藍のほぼ全体が創建当初の姿に復原された点も，新たな価値を付与するものであった。

国宝建造物は，我が国の建造物の歴史をたどる上で欠くことのできない重要遺構の一群である。歴史的建造物の保護そして総合的な調査等による蓄積に伴い，今後も全体を見据えた評価が可能となった分野において，これを代表するもの，また，保存修理や特別調査によって新たな価値が明らかとなったものについて国宝の指定を進め，我が国の建造物保護の更なる充実を図る必要がある。

8　建造物の登録

第2章第1節3（4）「登録有形文化財制度の導入」で述べたように，平成8年の文化財保護法の一部改正で登録有形文化財制度が導入され，同年12月第1回目として，小岩井農場本部事務所（岩手県），群馬県庁本庁舎（群馬県），東京大学大講堂（東京都），八丁味噌本社事務所（愛知県），南座（京都府），萩駅舎（山口県），筑後川昇開橋（福岡県・佐賀県）など118件が登録された。

「登録有形文化財登録基準」（平成8年8月30日文部省告示）により，登録対象は「建築物，土木構造物及びその他の工作物のうち，原則として建設後五十年を経過し，かつ，次の各号の一に該当するもの　1）国土の歴史的景観に寄与しているもの，2）造型の規範となっているもの，3）再現することが容易でないもの」とされており，登録は重要文化財の指定と同様に，文化財保護審議会への諮問，専門調査会での調査・審議，文化財保護審議会の答申を経て，文部大臣が文化財登録原簿に登録記載を行い，官報に告示することにより行われる。

第1回目の登録以降，登録は順調に進み，平成12年6月現在，1,778件が登録原簿に登録され，官報告示されている。この間に，登録有形文化財建造物は47都道府県に行き渡り，所在する市区町村数は384となっている。また，文化財保護法第56条の2の3第1項により，重要文化財指定又は地方公共団体が文化財指定を行ったときは登録を抹消するものとするとされ，第2項により，保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合には，登録を抹消することができるとされており，前者により登録を抹消された物件は4件，後者については，焼失により登録を抹消された物件が2件，現状変更の結果抹消された物件が1棟ある。

時代別では，1,778件中，明治時代566件，大正時代462件，昭和時代571件と明治・大正・昭和の

建造物が約90％を占めており，近代の建造物を中心とする歴史的建造物を保護することを主たる目的として創設された登録制度の主旨に沿ったものとなっている。用途別では，生活関連施設が103件となっており，濾過池や配水塔などの水道施設の登録が進んでいるほか，米穀倉庫，炭坑の煙突，造り酒屋，鋸屋根の工場，煉瓦焼成窯，写真館，ホテル，旅館，駅舎，消防屯所，郵便局，発電所，芝居小屋，銭湯，船舶，時報塔など，実に多種多様な身近な建造物が登録されている。土木構造物は，89件と全体の5％に過ぎないが，水道ダム，砂防ダム，トンネル，防波堤，ドック，樋門など大規模な土木構造物も着実に登録されてきている。

第3節　建造物の保護のための規制

1　現行の規制の概要

歴史的建造物は，経年変化や災害等により生じた腐朽，変形，毀損に応じて度重なる維持修理の手が加えられたことによって守られてきた。一方，このような修理の機会や用途・機能の変更に伴って増改築等の改変が行われることも多く，原形を失っている部分も少なくないのが実状である。文化財としての価値が認められた後も，その形式や意匠などが任意に変更されることは，文化財的価値を損ない取返しのつかない事態となるおそれがある。また，文化財建造物において一時的に行われる行為や，その周辺で行われる間接的な行為であっても，その態様や内容によっては文化財としての保存に影響を及ぼす場合がある。

重要文化財指定制度は文化財的な価値が特に高いものを永久に保存しようとするものであることから，重要文化財については「その現状を変更し，又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは，文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし，現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合，保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は，この限りでない。」（法第43条）と規定している。また，保存のための修理を行う場合にあっても，修理の方針や手法が適切でなければ結果として文化財としての価値を損なってしまうおそれがある。このため，所有者又は管理団体は事前に工事内容を示した「修理届」を提出することとされ，文化庁長官は必要に応じて技術的な指導と助言をすることができるものとされている（法第43条の2）。このように重要文化財建造物を保護していくために必要な規制としては，「現状変更」及び「保存に影響を及ぼす行為」（以下，本節においては「現状変更等」という。）の規制と修理に対する技術的な指導助言が大きな柱となっている。

一方，登録有形文化財制度は，所有者の意思を尊重しながらその自発的な保護を期待するものであり，また登録の中心となると想定された近代の建造物は現在も様々な用途に使用され今後とも継続的な使用が望まれるものが多いため，現状変更については届出制とされ，保存に影響を及ぼす行為についての規定は設けられていない（法第56条の2の7）。

なお，文化庁長官は，重要文化財の保存のために必要があると認めるときは，地域を定めて一定の行為を制限し，若しくは禁止し，又は必要な施設をすることを命ずることができる旨定められて

いる（法第45条）。文化庁や地方公共団体，所有者等においては，この環境保全条項が適用される事態に至らないように，自然災害や火災等に対する備えを講ずるなど重要文化財建造物の保存のために必要な環境の保全に努めているところであるが，建造物の周囲の歴史的環境や風致を含めた広義の環境保全の取組は今後の課題である。

2　文化財保護法以前の規制

（１）　古社寺保存法

明治30年６月公布の古社寺保存法では，保存金下付出願制度を採っており，内務大臣（後に文部大臣）から諮問機関である古社寺保存会に，維持修理の費用を補助することについての諮問が行われた。出願に際しては古社寺保存法施行細則に基づいて設計仕様等の詳細を記した書類の提出が求められ，修理の内容を含めた審議が行われたので，現状の変更に関する明確な規定はなかったが，実質的には規制が及んでいた。

現状変更のうち多くを占めるのは，保存修理工事に伴って創建後の改変の沿革が明らかになり，これを元の姿に復そうとするものであった。同法に基づく文化財建造物の保存修理が始まったのは明治30年であるが，同31年の新薬師寺本堂（奈良県）の修理では鎌倉時代に新設された礼堂を撤去するなど，復原的な修理の考え方が早くから現れている。一方，同32年に行われた唐招提寺金堂（奈良県）の修理では，屋根を高めた鎌倉修理後の姿に歴史性を認めたが，構造を堅牢にすることを目的として見え隠れとなる小屋組はほとんど古材を残さずに洋小屋に改められた。すなわち屋根全体の意匠は重視されたものの，小屋組の技術は無視される結果となった。

古社寺保存法に基づく建造物関係の諮問案件で現状変更が認められたものは，記録に判明する明治34年から昭和３年までの間に43件であった。常楽寺本堂（滋賀県），陸奥国分寺薬師堂（宮城県）の屋根葺形式の変更，金剛峰寺不動堂（和歌山県）の移築などが現状変更の認められた早期の例である。現状変更は，学術的な根拠に基づく復原や，保存上やむを得ない場合に認められ，歴史的な事実に基づかずに外観の体裁を整えるような行為は認められなかった。

（２）　国宝保存法

昭和４年公布の国宝保存法では，「国宝ノ現状ヲ変更セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ維持修理ヲ為スハ此ノ限ニ在ラズ」（同法第４条）と，現状の変更については主務大臣である文部大臣の許可を要するものとし，古社寺保存会の後身である国宝保存会への諮問事項として明確に位置付けられた（同法第５条）。また，国宝保存法施行規則に現状変更申請に係る手続き（同規則第５条），現状変更後の竣功届（同規則第６条）についての規定が整えられた。これにより，補助事業の有無にかかわりなく，現状変更の規制が文化財的な価値にかかわる事項として明確に位置付けられた。審議は，申請に基づいて事務局が作成した「変更の要旨」と「国宝建造物現状変更理由説明」に基づいて行われた。昭和15年には「国宝建造物維持修理要項」が定められ，修理の方針の項で現状変更を認める場合の要件として「建造物自体の保存上已むを得ざる場合」と「建造物の構造意匠又は形式手法の保存上特に復旧の必要のある場合」が定められている。

昭和４年に，兵主神社本殿（大阪府）の屋根茅葺の檜皮葺への復旧，高売布神社本殿（兵庫県）の地盤嵩上げ及び建具の復旧，鶴林寺護摩堂（兵庫県）の廻り縁の欠失部分の復旧及び後設の仮仏壇の撤去などの現状変更が諮問されたのを初めとして，昭和25年度までに計211件の現状変更が認められた。復原的措置によるものが大多数を占めているが，移築・曳家14件，地上げ11件があり，他に構造補強として法隆寺五重塔（奈良県）１件がある。

3　文化財保護法による規制の歩み

（１）　重要文化財の現状変更等

昭和25年に制定された文化財保護法では，「重要文化財の現状を変更しようとするときは，文化財保護委員会の許可を受けなければならない。ただし，その維持の措置をする場合は，この限りでない。」（法第43条）とされ，国宝保存法の考え方が踏襲された。「維持の措置」の範囲については，昭和29年に定められた文化財保護委員会規則で，毀損している場合において，その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復する場合とされた。

また，新たに修理についての事前の届出制が定められ，これに対して委員会が必要に応じて技術的な指導と助言をすることができることとされた（法第43条の２）。補助事業の場合は事前に文化財保護委員会が修理内容を把握することができるから必要ないが，自費で行う場合は修理届を必要とするものとされた。これによって，修理の際に無断で現状変更が行われたり，修理によりかえって改悪となるといった弊害がないようにしたものである。なお，現状変更の許可申請があった場合には，修理のあることを文化財保護委員会が知り得る情況にあるので届出を要しないものとされた。

昭和50年の法改正では，「保存に影響を及ぼす行為」も文化庁長官の許可を要するものとして規制の範囲が拡大され，その行為による「影響の軽微である場合」は適用除外とされた（法第43条第１項）。保存に影響を及ぼす行為とは，当該建造物に直接手を加えるものではないが経年変化を促進するなど保存上何らかの影響を与える行為であり，構造上安全許容度を超える重量物の搬入，建造物周辺における掘削を伴う行為等がこれに当たる。

また，現状変更については，「維持の措置」と並んで，「非常災害のために必要な応急措置をとる場合」も許可を要しないものとして新たに規定された（法第43条第１項）。非常災害のために必要な応急措置とは，現に災害が発生し，又は発生が明らかに予測される急迫の事態においてこれに対する応急の措置をとる場合をいう。また，規則の一部改正により，維持の措置の範囲が改正され，当該毀損の拡大を防止するための応急の措置をする場合が加えられた。

このような改正を経て，現行の重要文化財に係る現状変更等の規制に関する規定が成立した。具体的には，上に述べたように保存に影響を及ぼす行為についての規定を新たに設けて規制の範囲を拡大する一方，現状変更等規制の適用を除外する範囲の見直しが行われた。この現状変更等に関しては，多様な文化財建造物に対して一律に適用可能な基準を具体的に示すことが困難であったこと

もあってその許可権限の地方公共団体への委任は行われずにきた。しかし，文化財の取扱いについての一般的な知識及び建造物一般の管理に係る知識が普及してきたこととともに，地方公共団体の文化財保護行政体制の整備を踏まえ，平成11年の，いわゆる地方分権一括法による地方公共団体への大幅な権限委譲等を内容とする文化財保護法の改正に伴って，文化財保護法第43条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びに停止命令に関する権限の一部が，同法第99条に基づく文化財保護法施行令の規定により都道府県又は指定都市若しくは中核市の教育委員会に委譲された（施行令第５条第３項）。

委譲された権限の範囲は，「建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く）の現状変更等」である。「土地その他の物件（建造物を除く）」とは，土地（民家の屋敷地，社寺の境内地，茶室の露地等）及び資料（棟札，絵図，設計図，取り外した建築部材等）を指しており，その他の物件のうち，附（つけたり）の建造物や土地に含まれるものとして重要文化財に指定されている建造物は権限委譲の対象には含まない。したがって，指定されている土地の区域内における建物の新築や水路の復原，当該土地の形質変更や掘削，当該土地の隣接地や地下での掘削，資料の保管方法の変更などが権限委譲の対象である。なお，指定された土地の現状変更等であっても，指定された建造物の直近での大規模な掘削行為など当該建造物の保存に影響を及ぼす行為は，「重大な現状変更又は保存に影響を及ぼす行為」に当たり，権限委譲対象外である。

また，文化庁長官が許可した現状変更等の停止命令の権限は都道府県の教育委員会に委譲された（施行令第５条第１項第２号）。これは，許可の条件に従わない現状変更等が行われる事態に対して緊急に対処する必要があることによるものである。

（２）　登録有形文化財の現状変更

登録有形文化財建造物の現状変更については，「登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は，現状を変更しようとする日の30日前までに，文部省令で定めるところにより，文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし，維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置をとる場合は，この限りでない。」（文化財保護法第56条の２の７）と規定されている。このように登録有形文化財制度では，現状変更については重要文化財の許可制に対して届出制とされ，また保存に影響を及ぼす行為についての規制は設けられていない。また，現状変更についても，「維持の措置」及び「非常災害のために必要な応急措置」に加えて，「他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置」をとる場合についても届出の対象外とされ，「維持の措置」の範囲は，毀損の拡大又は発生を防止するための応急の措置に加えて，通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の４分の１以下である場合とされている（「登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則」第15条）。

このような規制の内容は重要文化財と比べてはるかに緩やかなものであることから，保存を危惧

する声もあったが，平成８年の制度制定後平成12年６月までの間に登録された1,778件のうち現状変更の届出がなされたのは８件である。移築や復原的措置を図ったものなどが主であるが，中には，日本工業倶楽部会館（東京都）のように耐震補強を伴う大規模な改修を行った例や，登録抹消に至る現状変更も出てきている。

（３）　現状変更の動向

文化財保護法に基づく重要文化財（建造物）の現状変更の許可案件の推移を見ると，昭和30年代までは社寺・城郭建築が主であったが，30年代後半から民家と洋風建築が現れてくる。これは，重要文化財の指定と保存修理事業の動向を反映しているものである。昭和40年代後半から50年代前半には，民家建築の現状変更が社寺建築を上回っている。民家の性格から生活の都合に合わせて改変を重ねてきたこと，後継者難等により現地での保存が困難となって移築を余儀なくされたものが少なくなかったことを反映している。

なお，昭和50年代前半までは年平均34件程の現状変更が行われていたのに対して，50年代後半から現在までは年平均17件と減少している。これは，民家建築の根本的な解体修理のピークを超えたこと，50年代から重要文化財指定が進展した近世社寺建築は比較的歴史が浅く根本的な修理の時期に至っていなかったり中世以前の社寺建築や民家建築ほどには改変を受けているものが少ないことによると考えられる。また，民家や近代建築の修理の経験が蓄積し，創建当初の構造・形態に復するのではなくその後のある時期の姿として保存しようとするものが増えたこともその一因と考えられる。

また，近年では，近代建築等の活用を図りながら保存しようとしたり，阪神・淡路大震災の経験を踏まえて文化財建造物の安全性の確保が改めて求められている状況から，復原的措置以外に構造補強や活用に伴う現状変更が微増傾向にある。

４　現状変更等の具体的運用

重要文化財（建造物）の保存に当たって現状を変更することは本来的には避けるべきことであり，このため，現状変更をしようとする場合は文化庁長官の許可を要することとされている。どのような行為が現状変更に該当するか，またどのような行為が許可されるかは，個別に慎重な判断を要することであり，具体的な行為について一律の基準を示すことは困難である。当該建造物の保存管理及び活用上の課題に対応する行為であるか，その目的にとって必要不可欠な行為であるかなどが判断の基準となるが，以下，現状変更等がどのような考え方に基づいて取り扱われているかを，行為の目的別に，（１）保存修理に伴う復原的措置，（２）保存・管理上の措置，（３）活用のための措置及び（４）保存に影響を及ぼす行為に大別して記す。

（１）　保存修理に伴う復原的措置

復原的措置の妥当性を判断する場合には，学術的な調査が十分になされていることが前提であ

り，当該建造物の歴史的沿革が詳細に明らかにされる必要がある。このような調査の機会は本格的な保存修理工事の際でなければ得難いことから，修理主任技術者が常駐して設計監理に当たっている修理事業中に現状変更の許可を得る場合がほとんどである。現状変更の内容はその学術的根拠とともに修理工事報告書等に記録される必要があり，後世の修理に備えるため，また，学術研究の基礎資料とされる。

復原に際しては，建立当初の姿，あるいは改変された後のある時期の姿に復すが，どのような復原方針とするかは，文化財的な価値，保存上の理由，歴史的な観点，あるいは復原に際しての資料的な制約などから総合的に判断することとなる。部位により異なった時代に復原することで歴史上存在しなかった姿を創作することは避けなければならない。修理工事は実証できない部位についても何らかの形で完結する必要があることから，類例等による推定に基づく整備を行わざるを得ない部位が生じる。実証できない部位が広範囲に及ぶ場合には，復原的措置を行わずに，実証可能な時代に復したり現状維持としたりする。

建立当初に復した例として，入母屋造から切妻造に復した圓光寺本堂（滋賀県），直屋から分棟型に復した箱木家住宅（兵庫県），入母屋造から比翼入母屋造に復した法華経寺祖師堂（千葉県）などがあり，これらは復原することによってその文化財的な価値の所在が明確になったり評価が高まると判断されたものである。また，特殊な例ではあるが，後世欠失していた部分を復したものがある。三重部分を復した金剛輪寺三重塔（滋賀県），組物から上を復した定光寺本堂（愛知県），上層を復した九品寺楼門（京都府）などであり，保存上の理由に意匠的観点を併せた結果である。

建立後のある時期の姿に復した例として，平安時代建立時の八間堂を九間堂に拡張した慶長修理時の姿に復原整備した法隆寺大講堂（奈良県），江戸末期に増築された式台・玄関などの部分を存置した音村家住宅（奈良県），内陣荘厳を施した江戸末期の姿で維持した江戸中期建立の浄興寺本堂（新潟県）などがあり，これらは，建立後の沿革に対する歴史性を重視したものである。また，民家の屋敷構などを一体的に保存している場合は，例えば屋敷構が最も整った時期などに各建造物の時期をそろえることで，各建物相互の関係が歴史上存在しなかった情況になることを避ける。宝永5年(1708)建築の安藤家住宅主屋（山梨県）は，おおむね当初の姿が明らかになったものの座敷回りや式台の詳細が不明であったことから，明治期改修後の姿に復しており，資料的な制約により復原時期を設定した例である。

（2）　保存・管理上の措置

保存・管理上の措置には，やむを得ない事情により現地での保存が困難な場合の解体移築や曳家（以下，本節では併せて移転という），湿気・排水対策としての地上げ，安全性の確保のための構造補強，保存が困難な部位の代替品取替えなどがある。

ア　移転・地上げ

地域の歴史と密接不可分な存在であった建造物を，曳家や解体移築により本来存在した位置から移転することは，文化財的な価値を大きく損なうこととなる。したがって，現地保存に向けてあらゆる可能性を探った上でなおやむを得ない場合にのみ認められる。移転先の選定に際しては，土地形状，建物配置，植生などの再現の可能性と，今後の保存管理と活用の在り方を含めて総合的に検討する必要がある。建物の地盤の嵩上げは，時代の経過とともに周囲の地盤が高くなるなどして新たに湿気・排水対策が求められ，他に選択肢が得難い場合に行われるものであり，保存環境の向上を図るための措置である。

なお，建造物と併せて指定されている棟札等の資料など動産の所在の場所を変更しようとする場合は，美術工芸品に準じて取り扱うこととなり，文化財保護法第34条に基づく届出を要する。しかし，襖（ふすま）や障子などの建具，欄間彫刻，風鐸（ふたく）など簡易に取り外しが可能なものであっても，現に指定建造物の一部を構成するものは動産とはみなさず，これらの移動は当該建造物の現状変更に当たるものとして取り扱われる。

イ　構造補強

構造補強の方法は，部材の繕い，添木など通常の保存修理の範疇に含まれる軽微なものから，建造物の構造や意匠に関わる大規模なものまで多様である。文化財と人命の安全性確保のために必要やむを得ない行為であるか，本来の構造や意匠を損なっていないか，後世のやり直しが可能な方法であるかなどが判断の基準となる。

木造建築でも，小屋組に鉄骨トラスを組み込んだ東大寺大仏殿（奈良県）や挿肘木にシートアングルを抱き合わせるなどした同寺南大門のように明治以来本格的な構造補強が行われているが，このように本来の構造形式を残しつつ補強材を追加して組み込むような行為については，通常の維持修理の範囲とし現状変更として扱っていない。

しかし，本来の構造形式や意匠全体の変更にかかわる場合や，元に戻すことが不可能な恒久的補強を行う場合は，補強の方針やソフト面を含めた代替措置と併せた慎重な検討が必要であり，現状変更の許可を要するものとしている。煉瓦造建築については，昭和55年に修理が行われた同志社彰栄館（京都府）をはじめとして，根本的な保存修理に併せて相次いで構造補強が行われた。同志社彰栄館では外壁の内面に鉄骨ラーメン構造の内壁及び天井を組み込み，同志社礼拝堂（京都府）では外壁内面及び演壇廻りの壁体を鉄骨と鋼板で補強しており，旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎（愛知県）では壁頂及び塔屋を鉄骨で補強するとともに要所に鉄筋コンクリート造の耐力壁及びバットレスを設けている。また，山形県旧県会議事堂（山形県）では議場棟の東西側壁外部に6基の鉄骨造バットレスを設けるとともに演壇及び南棟の小屋裏に鉄骨水平トラスを設け，山形県旧県庁舎でも小屋裏を鉄骨水平トラスで補強しており，旧香港上海銀行長崎支店（長崎県）では外壁内面に鋼板耐震壁を張り詰めている。これらの構造補強は，本来の構造や意匠にも影響が及ぶことが避け難い大規模な補強であったことから，現状変更の許可を得て実施された。

耐震対策を含めた構造補強が広く実施され始めたのは平成7年1月の阪神・淡路大震災の経験を経てからのことであるが，本来の構造形式や意匠全体の変更を伴わないよう当該建造物の価値や構造特性に応じた補強の手法を個別に検討していくことが重要である。

ウ　代替品取替え

指定建造物を現に構成している重要な部材であって，外気にさらされた状態で据え置くことがその保存上望ましくない場合などには，現状変更の許可を得て当該構成部材を取り外して別途保存した上で代替品に代える方法が採られる。平等院鳳凰堂（京都府）の彩画板扉及び鳳凰，東照宮陽明門（栃木県）の墨絵天井，龍谷大学正門（京都府）の鉄製扉などの例がある。また，屋内にあって建造物と重複して美術工芸品としても指定されている壁画や襖絵など，脆弱なために保存環境の向上が特に求められる場合にも，代替品に取り替えることがある。法隆寺金堂（奈良県）の壁画，二条城二之丸御殿（京都府）や瑞巌寺本堂（宮城県）の障壁画などの例がある。

（3） 活用のための措置

復原的な措置に伴い民家の間取りが縮小したり生活の便に耐えない場合には，別棟の管理棟を新築して居住の主体をそこに移す方法により対処してきたが，こうした方法にも限界がある。建立後の増改築を含めた民家の歴史性が重視されるようになり，また住まい続けながら保存することは本来望ましいことであることから，日常生活の利便性に対する配慮が払われるようになった。さらに，大規模公共建築など近代建築の保存を図る上で，今日的な活用の途を開くことが保存のための前提となってきた。このような時代背景と民家や近代建築の保存修理の経験を踏まえて，保存修理等の機会に併せて活用のために必要な整備が行われることが増えてきた。整備の内容は，炊事場・便所・風呂場などの居住施設，展示室・休憩所などの公開・便益施設の整備など多様である。なお，活用のための整備事業は，国庫補助の根拠規定である文化財保護法第35条が補助対象を管理又は修理に係る事業に限定していることから，同条に基づく補助の対象とはならない。

活用に係る整備に伴う現状変更の例に，旧旭川偕行社（北海道）の郷土博物館から彫刻博物館への用途変更に伴う後設の展示ケースと間仕切りの撤去，北海道大学農学部博物館附便所（北海道）の見学者用便所としての使用に伴う間仕切設置，旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎（愛知県）の資料館としての活用に伴う身障者用エレベーター室の設置，復古館頼家住宅附土塀（広島県）への車両用出入口設置などがある。

重要文化財建造物の活用のために必要な現状変更をどこまで許容するかについては，当該建造物の特性，文化財的な価値の所在と保存状況，現在求められている社会的な役割などに応じて総合的に判断される。また，現状変更の範囲が必要最小限にとどまるように，管理や運用などソフト面での措置と併せて検討する必要がある。

（4） 保存に影響を及ぼす行為

「保存に影響を及ぼす行為」には，①多人数の入場や仮設物の設置など建物の使用に係る行為，②設備機器や防鳥網の設置など管理・活用に係る行為，③隣接地における大規模な掘削や振動を伴う建築行為などがある。

建物の使用に係る行為は，当該建造物に許容範囲を超える荷重を掛けないか，火器等の使用による損傷のおそれがないか，また仮設物の設置方法が建造物を損なうことがないかなどにより判断

し，当該建造物を損なうおそれがない場合は，保存に及ぼす影響が軽微なものとしている。照明・給排水・空調等の設備機器の設置は，建造物に直接触れる工事ではあるが，取外し可能な仮設的な行為である場合は保存に影響を及ぼす行為として扱っている。隣接地における建築行為は，掘削により当該建造物の基礎に影響が及んだり，工事の際の振動や地下水位の変化による影響がないかなどにより軽微な行為かどうかを判断する。文化財建造物と同一所有地内における大規模な掘削工事の場合は，より慎重な工事を期するため影響の有無にかかわらず許可を要する重大な行為としている。

保存に及ぼす影響が軽微な行為は許可を要せず届出の必要もないが，所有者等が許可を要する行為か否かの判断に迷ったり，許可を要しない行為であってもその旨を所有者等が書面で確認しておきたいとする場合がある。このような場合は，行為の内容を記した書面を受理した上で，軽微な行為である場合はその旨を建造物課の文化財管理指導官から都道府県教育委員会担当者に事務連絡しており，こうしたものが年間50件程度ある。

保存に及ぼす影響が重大な行為として文化財保護審議会に諮った上で許可した例に，旧日本銀行京都支店（京都府）の隣接地における根切りを伴う大規模建築の建設行為，北海道大学農学部第二農場事務所（北海道）に近接する道路の地下トンネル化に伴う大規模掘削などがある。

5　保存活用計画との事前調整

現状変更等の規制は文化財保護に大きな役割を果たしている。極言すれば釘一本打つことも現状を変更する行為には違いないが，釘一本打つにしても床柱に釘を打つ場合には文化財的な価値に大きな影響が及ぶなど，同一の行為であっても部位によって大きな相違があり，現状変更等については，文化財的な価値にかかわる専門的な判断と同時に，当該建造物が抱えている保存上の課題や活用面にも配慮した良識的・現実的な判断が求められ，規制の運用に当たっては弾力的な対応が求められる。

また，活用のための変更や行為が許可を要する事項に該当するか否か，また該当した場合に許可されるかどうかについては，所有者等が事前に判断することが困難なために，重要文化財としての指定を受けたり，指定後に活用を進めることに消極的となる場合もあると考えられる。

このような事態に対応するため，「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」（平成11年3月文化財保護部長裁定）を定め，これに基づいて所有者等が事前に都道府県及び市町村教育委員会及び文化庁の合意を得て，活用のために可能な行為，保存のために推進すべき行為，避けるべき行為などを明確にした「保存活用計画」を作成することを推奨している。文化庁の確認を受けた保存活用計画において，その中に盛り込まれた具体的な修理等の行為が，修理届が必要な行為か否か，現状変更等の許可を要する行為か否かなど，事前に明確にすることにより，保護に係る届出・許可等の諸手続が円滑に行われるようにしようというものである。

第4節　建造物の修理

1　建造物修理の概要

明治維新後の神仏分離や廃仏毀釈等の激しい波によって旧来の維持体制は崩壊し，社寺とその所有する歴史的建造物，宝物類は危機にさらされ，その他城郭等の歴史的建造物も多くが破却された。しかし，明治13年から27年までの「古社寺保存金」の交付，明治30年の「古社寺保存法」，昭和4年の「国宝保存法」，さらに戦後の昭和25年の「文化財保護法」の制定とその後の改正により，保護対象は拡大し保護措置の内容が順次充実し，現在の文化財の保護制度が確立した。こうした変遷により文化財建造物についても，所有者等の努力とあいまって，その保護に効果を挙げてきている。

古社寺保存法制定から数えても百年余にわたる我が国の文化財建造物の保存修理事業は，過去の修理や改造・改修の履歴を綿密に調査，解明し，今後の維持との調整を図りながら，できるだけその建造物の価値が最も高かったと考えられるころの姿で保存することを目標としてきた。また，必要に応じて鉄骨等による構造補強や木材等の科学的処理なども行ってきた。そして，このような緻密で周到な質の高い修理事業を実施するための専門技術者や技能者の確保，後継者の養成，さらに修理用資材の確保にも取り組んできた。

今日，文化財建造物の修理事業は，これまでの主として木造の建造物のほか，近代建築，土木遺産等の新たな種別・構造・材料・規模の建造物，また保存手法のやや異なる登録有形文化財の修理も対象に加わっている。これらの活用への対応も今まで以上に重要になっており，文化財建造物の保存修理は新しい課題に直面している。

2　保護法以前の修理

（1）「古社寺保存法」による修理

明治維新は我が国社会の急激な変革をもたらし，その混乱は全国の城郭の取壊しや廃仏棄釈による多数の寺院の建造物や宝物類の消失にまで及んだ。これは我が国の古文化財の保存にとって重大な危機であった。このような行き過ぎに対して太政官は明治4年「古器旧物保存方」の布告を発し，その保存に乗り出した。しかし，この古器旧物とは美術品や書跡，歴史資料等を言い，建造物は対象外であった。その後，ようやく明治13年になって「古社寺保存金」として，毎年2万円が全国の古社寺に分配交付されることになった。実際には，明治13年度から27年度までで全国の古社寺539に対して総額12万1千円が交付された。古社寺保存金の大部分（総額の85％）が社寺自体の運営に対する助成であったが，社寺建造物の修繕や再建の支出に当てることと将来の保存資金として積み立てることの両方が可能であり，多くは積立金とされ，その利息を修理経費に充てることが奨励された。

明治の早い時期の古建築の修理の例としては，善光寺本堂（長野県），名古屋城（愛知県），東大寺金堂（奈良県），出雲大社本殿（島根県），日光二社一寺（栃木県）などがある。これらの修理はすべて現状維持を目的とするもので，屋根葺替や部分的な修理であった。工法もそれほど厳密ではなく，各社寺に出入りの棟梁や屋根葺師に任せられ，技法の踏襲も余り厳密なものではなかった。このうち，東大寺，日光などは古社寺保存金を修理経費の一部に当てている。

明治20年代になると古社寺の保存に対する世論が高まり，明治28年ごろから日光，奈良，京都などから請願や建議が相次ぎ，ついに明治30年「古社寺保存法」が制定された。宝物類は国宝，建造物は特別保護建造物とされ，その保護措置に対して，国が法律に基づき古社寺保存金を下付することとなった。もっとも，古社寺保存金は古社寺保存法を制定準備中の明治29年度から，中尊寺金色堂（岩手県），醍醐寺五重塔・大報恩寺本堂・清水寺本堂（京都府），新薬師寺本堂・法起寺三重塔・唐招提寺金堂（奈良県）の7件に交付されている。このうち奈良県の3件は解体修理，他は半解体修理若しくは部分修理であった。古社寺保存法制定後は，建造物や宝物類の維持修理に対する保存金及び国宝の博物館への出陳に対する補給金として，当時としては相当な金額である15万円ないし20万円が毎年計上された。実際の予算は，日露戦争による減額，またインフレや災害復旧に対応する増額等が行われている。なお，国費をもって補助保存すべき建造物及び宝物類の決定は「古社寺保存会」への諮問を要するものとされた。

古社寺保存行政は，発足時は内務省社寺局が担当であったが，明治33年からは宗教局担当となり，大正2年からは宗教局が文部省に移された。修理事業は地方長官の監督するところとされ，京都府や奈良県のように継続的に調査や指定，修理が続くと予想される府県においては，保護行政の充実と修理事業の受託の体制作りが進められた。

特別保護建造物の修理は，経費補助を受けるとともに技師の監督下で行われた。明治30年に京都府と奈良県に地方技師が置かれ，明治36年には宗教局に中央技師も置かれた。滋賀県は初めは京都府技師が兼務していたが，大正11年に地方技師が新設された。修理事業はこれらの技師を中心に，社寺建築に経験豊かな大工等が現場主任に任命され実施された。

昭和4年に古社寺保存法が廃止されるまでの33年間に845件1,081棟が特別保護建造物として指定されたが，これらの指定建造物の保存金交付による修理は昭和4年までに約500棟に及んだ。修理の場合，社寺は少なくともその事業費の半額を負担することとされていたが，特別の場合は軽減できるとされており，実際は国はかなり高率の補助をしていた。すなわち，明治期においては必要経費の平均90％，大正以降平均70％程度の保存金が交付された。

明治期の修理では，外観の様式と形態の保存に重点を置くものの，構造材については新工法の摂取や耐久性の追求が優先され，見え隠れ部分では改造，補強が盛んに行われ，古材を大量に新材に取り替えた場合も少なくない。例えば，明治40年に解体修理を終わった唐招提寺講堂（奈良県）では，小屋の部分に長大な棟梁を使い，洋風のキングポスト工法を採用するなど小屋組をすべて取り替えている。東大寺金堂（大仏殿）の半解体修理事業では，巨大な架構を支えるため小屋組に構造補強のための鉄骨トラスを組み込んでいる。

特別保護建造物の指定が滋賀・京都・奈良を中心とする近畿圏から次第に全国に広がるのに合わ

せて，その修理も日露戦争後から大正期になると，青森県や宮城県，山口県，愛媛県，大分県など全国各地で進み，また比較的規模の小さい神社本殿などにも及んだ。

（2）「国宝保存法」による文化財建造物の修理

国宝保存法では，古社寺保存法での保存金が補助金と呼ばれるようになった。また，この補助金は社寺以外の所有する国宝についても交付可能とされた。補助金及び補給金の額は古社寺保存法時代と同様，毎年度15万円から20万円であったが，特に必要な場合は増額が認められるようになった。補助に当たっては，原則として維持修理費の50％以上を所有者が負担することとし，特別の事情のある場合にはその負担を軽減できるとされた。古社寺保存法時代と同様，ほとんどは50％以上の補助を受け，実際には60～70％の補助が多かった。国宝保存法の施行後まもなく国宝建造物修理施行準則が定められ，修理工事執行の基本が示された。準則では，修理監督，修理技手等の役割を定め，修理工事施工に当たって建物の実測調査，特に破損程度及び構造の調査を念入りに行うことを求め，また作成する図面の種類，調査の進め方，実施設計の進め方等について詳しく規定した。昭和15年には国宝建造物維持修理要項が定められ，維持修理の範囲，現状変更の内容，修理の種別（甲：解体修理，乙：半解体工事，丙：屋根葺工事）などが明文化された。

古社寺保存法では，保存金を下付するに当たって，設計仕様等も含めて古社寺保存会に諮問してその可否を決定し，その後の設計仕様等の変更についても許可を要するとするなど，修理工事に伴う現状変更についても審査していたが，国宝保存法では，現状変更それ自体について許可制度が設けられ，慎重に審議されることとなった。修理技術者の技術水準の向上によって，修理に伴う現状変更に対する考え方もより物証的となり，克明な調査による学術的な見地から現状変更を伴う修理を行うようになった。

法隆寺は多くの文化財建造物を抱え，既に明治から大正，昭和初期にかけて逐次解体修理等が進められていたが，国宝保存法制定に至っても金堂や五重塔など古代の重要な建造物が未修理であった。このため法隆寺の主要建造物について奈良県下の一般の修理と切り離し，独立して継続的に修理を実施することになった。この昭和の大修理事業は，国が法隆寺に補助金を交付し，これに寺の負担金を加えて寺から文部省へ委託されて実施したものである。修理事業は文部省内に法隆寺国宝保存事業部を設置し，寺内には法隆寺国宝保存工事事務所を置いて，昭和9年に着手された。この事業は第二次大戦中も続けられ，20年余を要して昭和31年に完了した。なお，昭和24年に金堂初重内部及び壁画の火災による焼損後は法隆寺国宝保存事業部等は廃止され，代わって学識経験者からなる法隆寺国宝保存委員会が組織され，その責任において事業が実施された。

法隆寺伽藍は古代から近世までの各時代の建造物を包含しており，その修理事業は伝統的建築技術の解明の大きな機会となった。実際，建築遺構の時代別の細部意匠，技法が明らかになるとともに，部材等に残る痕（こん）跡により失われた部材，平面等を科学的に推定する技術が発達した。また，関連する地下遺構の調査技術も向上した。このように法隆寺伽藍の修理において科学的な調査方法が確立し，その後の我が国文化財修理事業の技術的発展に大きく寄与した。

また，破損が甚だしかった姫路城の修理は，国有文化財としてやはり文部省の直轄事業として昭和10年から着手され，第二次世界大戦をまたいで，昭和40年に完了した。この修理により優美で豪壮な姫路城が再生したのみならず，城郭建築の研究が大きく進展した。

こうした大規模な保存修理に当たっては，昭和初期から克明な修理報告書が発行されるようになった。修理工事の概要や経過を示すとともに，これに伴う調査による新しい発見やその分析，現状変更の内容等を詳細な図面や写真とともに記録・公開し，その後の修理に役立てられた。昭和5年に刊行された東大寺南大門の修理報告書が，その後広く刊行されるようになった修理工事報告書の最初とされる。昭和9年から始まった法隆寺の大修理は最初から修理工事報告書の刊行を定め，昭和10年に最初の報告書を刊行し，完了までに15分冊を刊行した。これらの先駆的事例に影響されて修理工事報告書の刊行は漸次一般化し，戦時中を除いて，根本修理ほか重要な修理には修理報告書が刊行されるようになった。現在，地方指定文化財の修理報告書も含めると，約1,600冊を超える報告書が刊行されている。

3　文化財保護法による建造物修理

（1）　文化財保護法の制定と管理団体制度の創設

戦争が拡大し政治情勢が緊迫化したが保存修理の国庫補助予算は減額されることはなく，逆に昭和19，20年は防災特別経費が計上されたことによってやや増額された。

空爆により200棟余りの国宝建造物が灰じんとなるなど，第二次大戦による文化財建造物の被害は甚だしかった。文部省は昭和21年から全国的に破損状況調査を行い，修理復旧の検討を急ぎ，昭和23年度からの応急修理5か年計画を策定した。これにより補助予算が確保され，補助事業件数も戦前の最盛期に比べても大幅に増加した。

一方，第二次大戦後の新時代に対応する文化財保護制度確立のための検討も進められた。昭和24年1月に法隆寺金堂の焼損，2月に松山城筒井門等（愛媛県），6月に福山城天主等（北海道），さらに翌年2月に長楽寺本堂（千葉県）が焼失するなど文化財の破損が続いた。これにより新法案作成と審議が促進され，昭和25年5月に文化財保護法が誕生した。

補助金については，古社寺保存法，国宝保存法では法律の中に毎年計上される保存金，補助金の額が定められていたが，文化財保護法では「政府は，（中略）補助金を交付することができる」とのみ定め，毎年必要な予算を計上することとなった。

昭和29年の文化財保護法の一部改正により，建造物を含む重要文化財の管理について，所有者が不明の場合や所有者による文化財の維持管理に著しく支障がある場合，所有者に代わって管理する「管理団体」の制度が創設された。管理団体は文化庁長官により適切な地方公共団体等が指定されるもので，指定は所有者等及び指定される地方公共団体等の同意を得て行われる。管理団体の制度は国宝保存法にはなく，史蹟名勝天然紀念物保存法（大正8年制定）の制度にならったもので，管理団体は所有者と同様の立場で重要文化財の管理や修理に当たるものとされている。管理団体が指定されていれば，所有者に代わって，文化財の維持に必要な管理，修理は適切に行われることとな

り，文化財の保護措置は一段と整備された。

（２）　修理体制の整備

前述のとおり，昭和23年度から応急修理５か年計画が開始され，これに従事する専門技術者も増加し，昭和27年には約150名の修理技術者を擁するようになった。そして，昭和30年から文化財保護委員会による技術講習として「文化財建造物修理指導技術者養成講習会」が始まった。

保護法制定以前は，国有以外の文化財建造物の修理事業は都道府県知事が委託を受けて府県の直営事業として行われ，専門技術者は府県の臨時職員（嘱託）として活動していた。保護法制定後は，事業主は所有者自身又は管理団体となり，事業運営のため臨時に修理委員会が組織されたが，担当技術者はその修理委員会に委嘱されて設計監理や工事監督等を行いその修理が終わればまた別の社寺の依嘱を受けて修理事業に従事するというように，仕事を追って移動していた。これは大工，左官等の技能者も同様であった。これら修理事業の専門技術者，技能者の所属が工事ごとに変わるという点では戦前と同様で，身分や収入が安定せず，転業者も少なくなかった。法隆寺，姫路城，熊本城などの国の直営工事では，労働運動の高まりとともに身分安定の要望が高まり，労働争議も起きた。このような状況を受けて，姫路城の大修理については昭和34，35年頃，修理事業に従事していた技術者，技能員を国家公務員として定員化し，事業を進めた。

一方，地方公共団体における修理体制を見ると，まず京都府では昭和25年から32年にかけて技術者が定員化され，昭和40年頃に増員され，現在は18名の技術者が在籍しており，技能員については昭和49年に嘱託として18名を採用し，現在は10名となっている。滋賀県では昭和32年度に技術者９名が定員化され，奈良県では昭和36年度に技術者17名を定員化するとともに，文化財保存課とは別に文化財保存事務所を設置し，昭和38年に技能者15名を定員化した。この他，和歌山県では昭和40年に「和歌山県文化財研究会」が設立され，昭和44年に社団法人，さらに昭和62年には「財団法人和歌山県文化財センター」となり，文化財建造物修理事業についても専門技術者を擁して文化財所有者からの保存修理事業を受託している。

こうした４府県以外の文化財修理技術者の処遇や専門技術・技能の継承は大きな懸案であったが，昭和46年に「財団法人文化財建造物保存技術協会」が設立され，従来からの保存修理の専門技術者はこの協会の職員として採用された。協会は文化財建造物の修理の設計監理や調査を受託するほか，文化庁の補助を受けて後継の専門技術者や大工等の技能者の養成を行うこととなった。また，日光二社一寺（東照宮・輪王寺・二荒山神社）については，昭和45年に「財団法人日光社寺文化財保存会」が設立され，社寺から修理を受託している。

京都府，滋賀県，奈良県における国庫補助事業については，補助金交付要綱に特殊条件として教育委員会に委託を申し込まなければならないと定められている。都道府県が修理や復旧事業を受託する場合はあらかじめ文化庁長官の承認を要することとされていたが，平成11年の法改正により地方分権の観点から文化庁長官の承認は不要となった（法第102条第１項）。

重要文化財建造物の修理のために補助金を受けようとする場合は，その修理の技術的水準を確保

するため，前述の補助金交付要綱の特殊条件として文化庁長官が承認した主任技術者を使用しなければならないとされている。主任技術者の承認は，重要文化財建造物の修理の設計監理の多年にわたる実務経験を持つこと，文化庁が行う文化財建造物修理主任技術者講習会を受講済みであることなど，昭和47年に定められた承認基準に基づいて行われており，長年にわたる経験を踏まえた高い技術能力が必要とされている。平成12年６月現在で承認を受けている者は101名である。

これらの技術者の養成については，財団法人文化財建造物保存技術協会が発足した昭和46年に，協会による最初の「文化財建造物保存技術者養成講座」が実施され，また文化庁では全国の文化財建造物修理工事の監督を集めた第１回の「重要文化財等建造物修理工事監督会議」を開催した。これらは，それぞれ修理技術者の養成及び修理技術者幹部の連絡協議の場として，今日まで内容を充実しながら継続して実施されている。

（３）　保存修理に係る科学処理の発展

昭和26年，法隆寺五重塔修理に当たって木材の高周波乾燥やＰＣＰ浸漬（し）による防虫・防黴処理が行われ，同金堂の壁体の強化には尿素系等の合成樹脂による加工処理が実施されるなど，文化財建造物修理に科学的処理が導入された。さらに，昭和31年からの平等院鳳凰堂の修理，昭和37年からの中尊寺金色堂の修理等で，部材内部の腐朽や虫害の調査にＸ線の応用，防蟻（ぎ）材の開発やエポキシ系合成樹脂による木材や石材の接着強化・充塡が実用化するなど，昭和30年代にかけて保存科学の進展を見た。これらによって一部を欠損したり，既に耐力を失った当初材の再用の可能性が大きく広がった。また，アクリル系樹脂溶液による建築彩色の剥落止め処置は戦前から始まり，戦後法隆寺金堂壁画や平等院鳳凰堂の修理に活用され，以来多くの彩色や壁画の剥落止めに使用されるようになった。

現在，東京国立文化財研究所等で，煉瓦の保存手法その他保存修復の科学的処置等に関する様々な基礎，応用研究が継続的に進められ，また，奈良国立文化財研究所では，古代建築等の科学的な調査研究が進められ，保存修理に効果をあげている。なお，文化財の殺虫燻蒸剤として約30年前から広く使用されてきた臭化メチルは，オゾン層の保護の観点から2005年には全廃となるため，その代替措置の検討が急がれている。

4　修理事業の実施

国宝・重要文化財の修理は所有者又は管理団体が行うこととされている。国有文化財は国が主に直営で修理を実施してきたが，その他の地方公共団体，民間所有の文化財の修理は，所有者等がその経費の負担に堪えない場合，多くは国庫補助事業として行われている。保存修理事業は，予算上，一般修理事業，特殊修理事業及び災害復旧事業に分けられる。特殊修理事業は，修理に当たって高度な専門的調査を必要とする国宝などの建造物や，長期かつ多額の経費を要するもの，特殊な技法による再現・修復が必要な建造物についての修理事業が対象となり，一般修理事業はその他の建造物に係る事業である。また，災害復旧事業は，風水害等の災害を受けた建造物を復旧するため

の事業である。

修理事業は，破損の状況に基づく修理の範囲・規模など内容によって大きく根本修理と維持修理に区分される。

根本修理は，文化財建造物が柱の不同沈下，木組みの緩みや歪(ゆが)みを生じ，また腐朽，虫害などにより建物の主要構造部材である柱や梁，桁，貫など軸部まで破損している場合に，その破損した部材を補修し，また補強を行うことによって健全な状態に回復させるものである。根本修理には，破損が大きくかつ全体にわたる場合に屋根から軸部，基礎まですべてをいったん取り外して修理し，再び組み立て直す解体修理と，一部を解体しないで行う半解体修理がある。

維持修理は，建物の機能を健全に維持するために行うもので，屋根葺替修理，塗装修理，部分修理がある。屋根葺替修理は，檜皮葺，柿(こけら)葺，茅葺，板葺，瓦葺など，屋根が破損し雨漏りが起こっている場合等に屋根の全部又は一部を葺き替える。塗装修理は，漆塗や彩色，ペンキ塗等が経年により剥落，褪(たい)色，老化している場合にその補修や塗り替えを行う。また，部分修理は，軸部の一部や縁，壁，建具などの造作など，建物が局部的に破損している場合に行われる。屋根葺替や塗装修理と部分修理は同時に行われることが多い。

文化財建造物の修理は，文化財の様式や材料，維持管理の状態等によって差はあるが，おおむね100年ごとに根本修理（解体修理，半解体修理）が行われ，おおむね30～40年ごとに維持修理（屋根葺替，塗装修理，部分修理）が実施される。このような定期的な修理が持続され，また日常の維持管理や小修理が時宜を得て実施されることにより，文化財としての価値が適切に保たれるとともに，修理技術の継承や修理用資材の確保が図られる。明治30年の古社寺保存法によって財政援助を含めた保存修理の制度が設けられて以来１世紀を経た現在では，新規の根本修理を要するものとともに，２度目の根本修理を必要とするものも生じている。なお，日常の維持管理のために行われる差茅や防蟻・防虫，畳替や建具修理等の小修理については，指定文化財管理費補助制度が昭和54年度から実施されている。

我が国の文化財は，度々の台風や地震等の災害により大きな被害を受けている。戦後，文化財に大きな被害を与えた台風は，昭和34年の伊勢湾台風，昭和37年の第二室戸台風，昭和57年の台風10号，平成３年の台風19号，10年の台風７，10号及び11年の台風18号等，枚挙にいとまがない。また，平成７年の阪神・淡路大震災は，旧神戸居留地十五番館ほか数多くの文化財建造物に未曾(ぞ)有の被害をもたらした。文化財建造物が被災した場合，直ちに被害の拡大と危害を防止するための応急措置をとることが求められ，被害状況を調査した上で速やかに復旧する必要がある。補助事業としての災害復旧事業は，補正予算等を得て行うことが多く，国庫補助率も通常よりも高率となっている。

最近の災害復旧事業としては，平成３年の台風19号による厳島神社社殿等の復旧，平成10年の台風７号による奈良県の室生寺五重塔等の復旧，また平成７年の阪神・淡路大震災による旧神戸居留地十五番館，旧トーマス住宅（風見鶏の館）等の復旧がある。

5　模写・模造（建造物の記録保存）

文化財建造物の柱や梁，蟇股，天井格間などに文様や仏画，花鳥の図等が彩色豊かに描かれているものが少なくないが，これらの彩色文様・彩色画は時代の経過によって年々剥落や変色が進行しており，剥落止めなどの保存の措置によっても十分な保存は困難である。また，修理の際の調査によって本来の姿が明らかになっても，復原が困難な場合もある。このため，重要な建築彩色については，その描法や材料等を十分調査した上で，本来の姿を後世に伝えるため復原模写を行う必要がある。製作時期の早いものとしては，昭和28，29年の平等院鳳凰堂などの彩色模写がある。昭和35年度からは予算措置により継続的に実施され，今日までに33件の模写が製作されている。

建築模型は，建築の前にその形態や技法等の検討を行うため古くから製作されてきた。文化財建造物の模型は実寸の５分の１や10分の１などの大縮尺で製作されれば，複雑な継手，仕口，その他装飾部分まで含めて再現することが可能で，その技術，手法を記録として保存することができる。文化財建造物の模型製作は，正確な図面等の記録が既にあり構造形式等の詳細がはっきりしているもので，我が国建築史上重要な位置を占めるものから取り組んでいる。昭和23年には，法隆寺国宝修理事業の一環として金堂と五重塔の模型が製作され，昭和31，32年度には，醍醐寺五重塔の模型が製作された。彩色模写と同様，昭和35年度から継続的に実施され，現在までに32件の模型が製作されている。

文化財建造物の模写・模造を行うことは，その建造物自体の記録保存であり，その製作技術の保存でもある。また，文化財建造物を理解する上で重要な説明資料ともなる。現在，制作された模写・模造の作品の多くは国立歴史民俗博物館等に保管・展示されている。

6　最近の修理事業の実施状況

国有の指定文化財建造物は，平成12年６月現在52件（194棟）あり，その保存修理は主として国の直営事業若しくは管理団体への補助事業として実施されてきた。平成9年度までに，姫路城をはじめ33件（157棟）の根本修理を完了している。最近の主なものには，旧米沢高等学校本館（山形県，昭和54～57年度修理），明治丸（東京都，昭和55～62年度修理），北海道大学農学部植物園・博物館（北海道，平成２～７年度修理），旧奈良県物産陳列所（奈良県，昭和59～62年度修理）等がある。また，平成３年度から国の事業として旧岩崎家住宅（東京都）の部分修理に着手し，現在も継続して行われている。

補助事業として実施される修理事業は，昭和30年代頃までは中世以前の社寺建築が中心で，その後昭和40年代から民家，さらに昭和50年代から近代建築が加わった。この昭和50年代の頃から，補助事業件数が急増している。最近の修理事業は，浄興寺本堂（新潟県），寶塔寺本堂（京都府）等の大規模な近世社寺建築，旧呉羽座（愛知県），八千代座（熊本県）等の木造劇場建築，旧日本銀行京都支店（京都府），旧香港上海銀行長崎支店（長崎県），旧山邑家住宅（兵庫県）等の煉瓦，石，鉄筋コンクリート造の大規模な近代建築などの例があり，修理の対象が多岐に及んでいる。

一般修理事業は，最近5年間（平成7～11年度）で年度平均136件（事業総額は年度平均約70億円）が行われている。このうち根本修理を含む件数はおおむね4割である。

特殊修理事業は，文化財保護法施行以降15件（37棟）が完了している。日光二社一寺（東照宮・二荒山神社・輪王寺）は，昭和25年度に第一期工事（～昭和40年度）に着手し，彩色，漆等の塗装工事を中心に毎年継続して実施しており，平成9年度からは第3期第3次5か年計画に取り掛かっている。近年に完了したものとしては，金剛證寺本堂（三重県，平成元～6年度修理），新薬師寺本堂ほか5棟（奈良，平成2～8年度修理），日本ハリストス正教会教団復活大聖堂（東京都，平成4～9年度修理）等がある。また，関東での近世社寺建築の大型仏堂である法華経寺祖師堂（千葉県）の修理も，昭和62年度から着手し，平成9年度に完了した。現在は勝興寺本堂（富山県），本願寺大師堂（京都府），唐招提寺金堂（奈良県），国分寺金堂（山口県）など8件の修理事業を実施している。

平成8年の文化財保護法の一部改正により導入された登録有形文化財制度は，身近な文化財を積極的に活用しながら緩やかな規制により保存するという趣旨が一般によく理解され，これまでに住宅・事務所・旅館・工場・劇場その他公共建築等の建築物，ダム・橋・水門等の土木構造物等，平成12年6月現在で1,778件が登録されている。登録有形文化財は今後も年間約500件ほどの増加が想定されており，木造以外の煉瓦造・RC造等種々の構造や用途の建造物であることなどから，その保存修理と活用には多分野にわたる専門家の参加と支援が必要である。

登録有形文化財の修理や活用のための改修等に携わる設計監理者は，重要文化財建造物の場合とは異なり一般の建築家等であることが多く，その文化財建造物修理に対する知識や技術の向上が急務である。登録有形文化財の保存修理については，平成9年度から，保存修理事業を行う所有者等に対し設計監理費の2分の1が国庫から補助されることになったが，補助を受ける条件として，あらかじめ文化庁長官の承認を得た者（重要文化財修理における主任技術者）に技術指導を申し込むこととなっている。これは，登録有形文化財修理の設計監理者に対して文化財建造物修復の専門的立場から技術的指導・助言を行うことにより，その水準の確保を図っているものである。平成9年度7件，10年度16件，11年度12件の補助事業が行われ，平成11年3月には富士屋ホテル（神奈川県），高原ビル（徳島県）など，設計監理費補助による登録有形文化財建造物の初めての保存活用修理工事が完了した。

7　今後の課題

前述のように，最近の修理事業の対象は近世の社寺や劇場建築などが多くなり，また煉瓦造，石造，鉄筋コンクリート造の近代建築等，木造以外の建造物の数も増えている。今後，近代化遺産（産業・土木・交通遺産等）についても大規模な修理が必要となろう。これら，従来とは種別，規模，材料等が異なる文化財建造物について，修理後の公開活用も視野に入れた適切な保存修理方針の確立や技術の導入が急がれる。また，これまでの保存修理技術者のほとんどが木造文化財の専門家であり，新しい分野にも対応する設計監理体制の確立が必要となっている。その対策の一つとして，保存修理技術者の資格制度についても検討する必要があろう。

阪神・淡路大震災以降，保存修理においては構造補強の必要性が特に強く認識され，地盤や基礎の改善，鉄骨等による補強などに今まで以上に力点が置かれている。これらの耐震補強と文化財的価値の保持や修理後の管理・活用との調整等をめぐって様々な工夫がなされている。耐震補強については，今後とも文化財建造物にふさわしい技術的解決の検討が必要である。

また，近年，所有者や地域住民，地方公共団体などが文化財建造物等を積極的に公開・活用し，生涯学習に役立てるとともに，まちづくりに活かす事例が増加している。保存修理事業の現場公開もしばしば行われ，文化財とは何か，どのように修理するのかを実地に知ることができる機会として人気を博しており，国民の文化財への関心がより深く広くなっていることを実感させる。

これらの動向を踏まえて，文化財建造物の保存修理に関する一層の技術開発や予算拡充，体制の整備などが必要となっている。

第5節　建造物の管理

1　建造物管理の概要

重要文化財に指定された文化財は，現状の変更等に規制を加えて文化財としての価値の滅失を防ぐとともに，将来にわたってその価値を維持するため，常に良好な状態で管理し，あるいは修理の手を加える必要がある。このため，文化財保護法には管理及び修理に関する諸規定が設けられている。

管理行為には，防災施設の設置のほか，周辺環境の整備，除草，清掃，見回り等の日常的措置及び応急的措置としての小修理等を含む（「文化財保護法の一部改正について」昭和29年文委企第50号通達）。これらの管理は，所有者等が行うことを原則としているが（文化財保護法第31条），所有者等の経済的な状況に応じて国は管理に要する経費の一部を補助することができ（同法第35条），また所有者等は文化財の管理について文化庁長官に技術的指導を求めることができることになっている（同法第47条4項）。

建造物の管理のうち，特に防災設備の設置については，早くからその必要性が認識されており，古社寺保存法の時代から設置が促進されてきた。所有者等の経済的な負担となることも多いことから，その多くは国庫補助事業により設置されている。

我が国の文化財建造物は，その大半が木造であり，植物性屋根（茅葺，柿葺，檜皮葺等）も多い。したがって，着火しやすく，急激に火災が拡大する危険性がある。実際，明治30年の古社寺保存法の制定以来，火災による指定文化財の事故は，戦災による焼損を除いても約80件を数えるが，このうち39棟は文化財としての価値を失い指定を解除された。また，台風による被害や地震による被害等，自然災害による文化財の被害も多い。このような状況の下，我が国の文化財保護行政においては，防災対策を常に優先的課題として認識し，防災設備の設置，改修，防災体制の強化を行ってきた。

現在，文化庁で行っている文化財建造物の管理事業への支援措置には，①火災による被害を最小限に食い止めるために，自動火災報知設備，消火設備，避雷設備等の防災施設を新設，改修する「防災施設事業」，②建造物を良好な状態で維持するために，周辺の排水，擁壁，地盤補強，火除地の設定，危険木対策等を行う「環境保全事業」，③所有者による維持が困難となった指定建造物を地方公共団体が買い上げる事業を補助する「建造物等買上事業」がある。以下，建造物の管理につき，これら三つの側面から概観し，併せて，自然災害による文化財建造物の被害の歴史と，その対策について述べる。

2　火災と防火事業

（1）　防火事業の歴史

ア　初期の防火事業

木造建築が多数を占める我が国にとって，火災への備えは防災対策の最優先課題であった。古社寺保存法が制定された明治30年には，いち早く法隆寺金堂（奈良県）に避雷設備が設置された。一方，明治35年1月には祐福寺多宝塔（愛媛県）が焼失し，火災により失われた特別保護建造物の初例となった。

古社寺保存法の時代には，主に避雷設備や防火池，ドレンチャー設備の設置が推進されてきたが，中でも東大寺や法隆寺では明治末から大正にかけて大規模な防火対策が実施された。明治42年から大正元年にかけて行われた東大寺大仏殿の半解体修理は，我が国初の大規模な文化財修理として特筆されるが，修理に併せ防災設備を設置した。具体的には，屋外消火栓のほか，鋳鉄管を堂内に引き込み，当時としては最新式のドレンチャー設備を整備した。

法隆寺でも，明治45年頃から消火設備の計画が着手されているが，大正8年3月に衆議院で法隆寺防火水道設備工事に関する決議案が可決された後，同11年から法隆寺防災基本計画に着手，同14年11月に起工し，昭和3年4月に竣工の運びとなった。裏山に堰堤を築いて貯水池を設け，東西両院境内に計90基の消火栓を設置した。

以上のほかにも，大正4年には日光東照宮（栃木県）境内に12か所の電動モーターによる加圧式消火設備を設置し，昭和2年には善光寺本堂（長野県）でも境内の消火栓設備に加え，檜皮葺の大屋根の修理に伴ってドレンチャー設備を設置した。

昭和4年に国宝保存法が制定された後は，昭和7年に浅草寺（東京都）において自動火災報知設備の文化財建造物への効果を試験し，その有効性が確認されたことから，翌年から自動火災報知設備の設置が国庫補助事業で行われた。特に蓮華王院本堂（京都府）に指定建造物として初めてこれを設置したところ，昭和11年5月4日に発生した本堂床下からの出火にいち早く警報を発したことから，床下の一部を焦がしただけで消し止められた。これが契機となって設備の有効性が改めて認識され，国庫補助による設置事業が進展していった。

国宝保存法にいう「維持修理」の内容については，地方公共団体から照会を受けて，昭和15年3月7日付で「国宝建造物維持修理要項」を発布している（発宗第15号）。この要項では，「維持修理」を「国宝建造物の保存の為当該建造物を修繕し，尚之に付随して必要なる保存施設（防火施設，排水施設，防虫施設，保護柵，覆屋，注意札等）を講ずることを謂う」としており，これによって文化財建造物の防災設備設置，環境保全についての基本的な考え方が文書によって示されたこととなる。しかし，防災設備の本格的な設置は，戦後を待たなければならなかった。

イ　戦争前後の被害

昭和18年12月に，空襲の激化に備えて，国宝・重要美術品の収蔵，疎開等が閣議決定された。

法隆寺（奈良県）では，五重塔と金堂の上層部を解体して部材を疎開させることになった。折から修理事業を実施中の五重塔は初重の天井まで，金堂は初重の尾垂木までを解体し，解体部材を周辺の丘陵地に掩体を作って収納し，残る部分に仮の屋根をかけて偽装したところで終戦となった。

姫路城（兵庫県）では，昭和9年6月の豪雨によって西の丸渡り櫓が石垣とともに崩壊した。これを契機として戦後まで続く大修理を続けていたが，日米開戦前から城内に駐留する陸軍の意向もあり，空襲への備えとして城を偽装することとなった。白壁を黒で塗りつぶす方法と，荒縄で編んだ網で壁体を包む方法が検討され，後者が採用された。昭和17年5月には，大天守及び小天守を覆い，18年12月には櫓（やぐら），土塀を含むすべての建物を偽装した。また，翌年には城内に防火貯水池5か所が設置されている。20年には空襲により市街の大半は焼失し，城内にも三の丸，四の丸に焼夷弾が落下したが，建造物は無傷であった。

ほかにも，昭和18～19年に東大寺大仏殿屋根を偽装網で被覆するなどの措置を講じた。

しかし，昭和20年1月3日に名古屋城内の猿面茶屋（愛知県）が空襲によって焼失したのを皮切りに，8月9日，長崎における原子爆弾投下によって福済寺本堂ほか7棟を一挙に失うまで，全国で206棟が焼失した。この結果，指定解除となった建物は，沖縄関係の11件20棟を含めると67件229棟の多数に上った。実に当時の国宝建造物の12％が失われたのである。特に沖縄は，首里城守礼門を始め当時のすべての国宝建造物を失っている。なお，これら焼失した文化財については，昭和41年に「戦災等による焼失文化財　建造物（社寺・住宅）篇」，「同（城郭）篇」，「同（霊廟・東照宮）篇」が刊行された。

昭和20年，戦争終結に伴い文化財保護行政が再開された。同年11月から翌年10月にかけて戦災によって被害を被った文化財の被害報告をまとめ，23年から「国宝建造物応急修理5カ年計画」に基づく戦災復旧を開始したのである。

ウ　文化財保護法制定以後

昭和24年1月26日，壁画模写中の法隆寺金堂初層が内部からの出火によって焼損した。焼損した初層軸部と壁画は硬化処理を行いそのままの状態で収蔵庫に保存することとし，金堂は初重内部を新補材に取り替え，壁画は模写を取り付けた。法隆寺金堂の焼損は，文化財保護施策の充実についての世論の高まりを呼び，文化財保護法制定の契機となった。

こうして，新しい文化財保護法が昭和25年5月に公布されたが，直後の7月2日には鹿苑寺金閣（京都府）が放火により焼失した。法隆寺金堂と金閣という我が国の代表的な文化財建造物の火災事故は，文化財の防災対策の重要性を改めて示したものであり，今日に至る防災対策の再出発点と

なった。

文化財保護法によって，国宝保存法では「維持修理」に限られていた補助金が管理面（防災・環境整備等）について交付できるよう明記された（文化財保護法第35条）。昭和25年には奈良，京都市内の主要社寺約80か所にMM式火災報知機（消防機関に通報する自動火災報知設備）を設置したほか，中尊寺（岩手県）等14か所にも自動火災報知設備を設置した。

また，昭和26年の予算要求で「防災五カ年計画」を重要事項として提出し，これが認められたため，翌年から自動火災報知設備の設置を中心に年間約20件の防災事業が実施されることとなった。

さらに，昭和30年には，法隆寺の火災があった1月26日を文化財防火デーに制定，毎年この日を中心に全国各地で実践的な消火訓練と文化財に対する防災意識の啓蒙が行われるようになった。また昭和32年の同日には，当時の文化財保護委員会と国家消防本部によって火災診断の奨励や日常的な管理の在り方を示す「国宝及び重要文化財等の防火措置実施心得」が取りまとめられ，消防機関との連携が図られることとなった。

なお，昭和36年3月に消防法施行令が公布され，重要文化財等への自動火災報知設備の設置が義務付けられたが，既指定のものには適用されなかった。

昭和37年には，文化庁に文化財管理指導官が置かれ，また「指定文化財保存管理調査」が実施され，これにより全国の文化財建造物の防災体制を統一的に把握することとなった。

また，昭和38年1月には，消防庁，警察庁の協力を得て「文化財防火・防犯の手引き」（文化庁文化財保護部）を作成した。この中では，①防火対策として，火災予防の方法，火気の取扱い，防火設備の管理方法，自衛消防団の組織と訓練の方法，②防犯対策として，過去の事例分析，盗難・毀損事故の予防方法，盗難・毀損のための予防対策，盗難，毀損事故の際の措置等について言及し，文化財に必要な日常管理と防火の方法を網羅的に示した。この手引きは後に，文化財の所有者等向けに文化財の日常管理について平易に解説した「文化財建造物の日常管理と防火の手引き」（文化庁文化財保護部　昭和57年）として刊行されている。

昭和41年7月に，大徳寺方丈（京都府）が放火により天井と障壁画を焼損した。文化財保護法制定後初の国宝建造物の火災事故であり，これを受けて同年8月に「文化財の防火防犯について」（昭和41年8月8日）を通知した。さらに，同年12月には，消防法施行令の一部改正により，既指定の文化財建造物にも自動火災報知設備の設置が遡及適用されることとなり（昭和44年10月1日施行），自動火災報知設備の設置事業が重点的に進められることとなった。なお，昭和44年の消防法施行令，同施行規則の一部改正に伴い，「消防法施行令及び同法施行規則の一部改正について」（昭和44年5月16日），及び「文化財関係建造物に対する自動火災報知設備の設置に関する消防法令の運用基準について」（昭和45年1月14日）をそれぞれ通知した。

この消防法施行令の一部改正によって，昭和25～42年の補助事業による年平均新設件数は10件にも満たなかったものが，43～44年の2か年で329か所に設置される等，事態は急速に改善された。44年度末には自動火災報知設備の設置率が70％を超えた。

昭和47～48年には，都道府県に対する補助事業として「文化財総合防災緊急調査」を実施し，その後の総合防災計画を推進していくための基礎資料とした。また，防災設備の未設置箇所に対する設置計画書の作成や，既設設備の作動状況等の調査がなされ，併せて，48年には「重要文化財建造物等の防災施設の点検について」（昭和48年8月1日）を通達し，防災施設の日常的な点検の徹底について周知した。

ニ　近年の防火事業

現在，文化庁では，消火設備，自動火災報知設備，避雷設備の設置を重点事項として取り組んでおり，この3種の設備を完備した重要文化財建造物を，総合防災設備完了として評価している。しかし，このうち消火設備については多大な経費を要することから，短期間で全国的な整備を進めることは難しく，また新規指定の増加や既存設備の改修への対応も求められることから，総合防災設備の達成率は現在も65％前後で推移している。

一方，昭和53年からは，広大な敷地に多数の建造物が点在し，一般の防災事業では予算的にも計画的に対応できないような大規模な防災事業に対し，「特殊防災事業」として予算を別途計上し，現在までに，法隆寺，延暦寺（滋賀県），東大寺について事業を完了している。法隆寺では，水源の改修及び配管の取替，消火栓機器の改修改良，消防道路設置等の事業を行い，延暦寺では，山頂部に2,000トンの水源を確保し，配管改修，消火栓機器の改修，増設を行った。東大寺では，消火栓設備の充実のみならず，監視カメラや防犯センサーを設置するとともに，情報を一元的に管理する防災センターを設置するなど，総合的な管理体制の強化が図られている。

（2）　落雷対策

古代以来，境内でもひときわ高い塔をはじめ多くの建造物が落雷により焼失したことが知られている。古社寺保存法及び国宝保存法時代においても，大鳥神社本殿（大阪府），延暦寺横川中堂（滋賀県），法輪寺三重塔（奈良県）の3棟が落雷により焼失している。

このため，避雷設備は，自動火災報知設備と並ぶ防火対策の柱として認識されている。古社寺保存法が制定された明治30年には，早くも指定建造物に対する最初の防災事業として法隆寺金堂に避雷針を設置しており，同42年には五重塔にも設置した。

文化財保護法制定後は，昭和38年に，姫路城（兵庫県），彦根城（滋賀県），相国寺（京都府）に相次いで落雷事故があった。補助事業による避雷設備の設置件数は，37年以前5か年では37件であったものが，38年を期に重点的に整備されたのはこうした事情による。昭和50年をもっておおむね全国的な整備が終了し，雷火による火災や毀損事故は激減した。

（3）　火除地設定・消防道路

設備設置以外の防火対策としては，市街地等にあって延焼のおそれのある建造物に対して火除地を設けたり，消防用車両の進入が困難な山中等に位置する建造物に対して消防道路を設置することも有効である。

奈良の旧市街に囲まれた元興寺極楽坊では，昭和33年から指定建造物に隣接した建物を撤去して

周囲に空き地を確保する事業を行い，火除地設定の先駆けとなった。また山中や山裾に位置する文化財も多く，森林火災に対する備えも重要である。大善寺（山梨県）では，平成５年４月と９年３月に相次いで後背地の山中で大規模な山林火災が発生したことを受け，防火設備を強化するとともに，山中に防火帯を設置するなどの対策をとった。

また，消防車両の進入路を整備した早い例としては，昭和31年に二条城二の丸（京都府）の西橋を消防用道路整備の際に鉄筋コンクリート造に改修したほか，38年には那智山青岸渡寺（和歌山県）の総合防災事業に併せて延長915ｍの消防道路を整備した。

３　地震と耐震対策

（１）　文化財保護法以前の地震被害

地震による文化財建造物の被害も多い。古社寺保存法施行以降，最初に直面したのが大正12年９月１日に発生した関東大震災である。この地震では，震源地に近い鎌倉に所在した鶴岡八幡宮大鳥居，円覚寺舎利殿，建長寺仏殿・唐門・昭堂が大きな被害を受けた。円覚寺舎利殿では，軸部が前方に倒れ，その上に軒先以上が屋根の原型を保ったまま落下した。被害を受けた建造物は，震災後直ちに復旧作業に取り掛かった。

また，昭和23年６月28日，福井県丸岡を震源地として北陸一帯を襲った福井地震（北陸大震災）により，丸岡城天守が倒壊した。石垣が崩壊して，建物が西北隅に転落し，部材が散乱，その上に最上層である第三層の屋根の一部がわずかに原形をとどめる状態であった。直ちに復旧の見通しが立たなかったことから応急的に部材を収納し，26年12月から復旧修理に着手，30年３月に竣工した。倒壊に伴って，多くの部材に折損，裂傷，ねじれなどが見られ，各部材を選別して旧位置を決定していく作業は非常な困難を極めたという。

（２）　阪神・淡路大震災と耐震対策

従来，特に伝統的な木造建築については，今日まで保存されてきた事実が説得力を持ち，その耐震性には経験的な信頼が寄せられてきた。しかも，地震や強風による倒壊や破損を生じても，部材の多くは残存することから，火災によって焼失した場合と異なり，現在の修理技術をもってすれば復旧が可能と考えられていた。

しかし，平成７年１月17日の阪神・淡路大震災では，既に部分修理工事を平成４年に終えていた旧神戸居留地十五番館（兵庫県）が倒壊するなど，重要文化財建造物116棟をはじめとする多くの文化財建造物に被害が及んだ。また，重要伝統的建造物群保存地区に選定されている神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区内の住宅等，生活に密着した建物にも多数の被害を生じた。このため，従来の経験に基づいた漠然とした信頼は再検討を迫られ，安全性の確保について科学的な根拠に基づいた対応を考える必要が生じてきた。

これまで伝統的な木造建築の耐震性については，法隆寺金堂の昭和大修理で行われた一連の研究（柱の安定復原力，貫の耐力，壁土強度試験等）が先駆的な業績として知られていたが，この分野の科学的な研究はほとんど進展を見なかった。

一方，木造の文化財建造物に耐震的な補強を施した初期の事例として，昭和47～51年の金比羅大芝居（香川県）や49年の熊野神社長床（福島県）の修理に伴う構造補強があった。金比羅大芝居は芝居小屋として大空間を有し，また熊野神社では吹き放しで内法下に壁がないなどの構造的な弱点があり，前者は壁体内に，後者は桁と頭貫の間に構造用合板を入れ込むなどの補強を行った。また，重要文化財として指定された近代建築等の中には，利用の状況によっては不特定多数の人間が建物内に入ることから，十分な安全性を確保するため個別に構造補強を行った事例もあった。

しかし，伝統的な木造建築の耐震性について，科学的な根拠に基づいた対応を本格的に考慮し始めたのは，やはり阪神・淡路大震災以降のことである。文化庁では，平成７～10年に「文化財建造物の耐震性能の向上に関する調査研究協力者会議」を設置し，文化財建造物の耐震性能について，振動実験等を含む調査研究を実施した。この会議での検討結果に基づき，平成８年１月には「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」，11年４月には「重要文化財（建造物）耐震診断指針」を定め，災害時における危機管理の在り方，耐震診断の方法，活用時や補強の際の注意事項等を示した。

また，阪神・淡路大震災以後は，文化財建造物の保存修理に際し，個別に耐震性能を検討し，必要に応じて構造補強を行うことが通例となりつつある。しかし，伝統的な木造建築の耐震性については未解明の部分が多く，今後とも調査研究の蓄積の必要性がある。また，補強等の対策を行う際にも，関係各分野の専門家を交えた協議の場を設けるなど，慎重な検討を行うことが望ましい。いずれにしても，その建物が本来持っている性能を正しく把握し，その価値を保存しつつ，活用時の安全性を確保することが，文化財保護の上でも不可欠の要件となってきている。

４　管理事業

（１）　民家に係る管理事業

民家の指定が精力的に行われたのは昭和43年ごろからであり，指定に併せて民家における防災設備の設置事業も増加したが，民家では，消火活動に参加できる人員が高齢者や女性に限られることが多く，消火体制に不利な場合が少なくなかった。したがって，消火栓設備も，扱いが容易な放水銃や口径40㎜の屋内消火栓を中心に設置が促進されることとなった。

また，民家保存に関連して，所有者等による維持が困難となった民家を地方公共団体が買い上げて保存する費用の一部について，国が補助する制度を設けている。昭和38年度に小笠原家（長野県）を飯田市が公有化する際に補助金を交付したのを初例とし，現在まで37件の買上げを行っており，この中には旧トーマス住宅（兵庫県）のような近代建築を含む。46年度からは「民家等買上費」の項目で予算計上され，同年には羽石家住宅（栃木県），生方家住宅（群馬県）等４件の買上げ補助を行った。

また，昭和47年度から「民家保存管理施設」予算が計上され，修理の際の現状変更により旧規に復原されて生活に著しく不便を生じるようになった民家に対しては，所有者が当該民家を維持管理

していくために必要な住居を補助金で建てることができるようになり，これによって57年度までに25棟の管理施設を建設した。

（2） 蟻害対策等

火災や地震，台風等，一時に大きな被害をもたらす災害のほか，時間の経過とともに徐々に進む被害がある。経年による部材の風化や軸部のゆるみ，雨漏りや白蟻等による部材の腐朽劣化等である。

特に，木造建築は，白蟻等の虫害に弱く従来は，白蟻被害は西日本を中心に，南は沖縄から北は青森辺りまで及んでいる。修理の際には防除措置を施してきたが，さらに，昭和46年度から3か年計画で全国的な「蟻害緊急調査」を行い，47～51年度に「蟻害防除」を予算に計上し，計画的にその駆除を進めた。

また，建造物の維持管理には日常の細心の注意が必要であり，所有者の費用や労力の負担も小さくない。このため，昭和54年度からは，地方公共団体所有以外の重要文化財に対し，日常の管理に要する費用の一部を補助する「指定文化財管理費補助」を設け，所有者の負担の軽減を図っている。この管理費補助は，差し茅，防蟻防虫，防災設備点検，雪下ろしなど，小規模な修理や管理を対象としている。

5　風水害と環境保全事業

（1） 風水害とその対策

昭和9年9月の室戸台風は，園城寺新羅善神堂（滋賀県）等，近畿地方の建造物の多くに被害をもたらした。檜皮葺の屋根の損傷や倒木による損壊等の被害は100棟を超え，直ちに復旧工事が行われた。

文化財建造物に，このような大規模な災害をもたらした風水害の例には，昭和25年9月のジェーン，キジャ両台風，34年の伊勢湾台風，36年の第二室戸台風，41年の台風26号，57年の台風10号等がある。

また，集中豪雨や増水による地盤のゆるみなどによって災害が引き起こされる例もある。昭和32年に九州全域を襲った7月豪雨は，長崎県の本明川の大洪水を引き起こしている。流された流木等が一斉に眼鏡橋〈諫早〉（長崎県）に激突し，橋両岸にあふれた濁流が400名の命を奪う大惨事となった。眼鏡橋は水害後の33年に重要文化財の指定を受け，本明川の改修に併せ解体移築して保存が図られた。また，昭和47年に全国各地を襲った7月豪雨では，清水寺釈迦堂（京都府）背後の崖が高さ15m，幅約20mにわたって崩落し，その土砂，樹木によって建物が倒壊した。建物の復旧修理に併せ，背後の崖には擁壁工事が行われている。その他，57年7月の長崎大水害でも，中島川に架かる眼鏡橋〈長崎〉が損壊するなど大きな被害が生じている。

このように，歴史的な建造物は，自然の景勝を好んで立地したり，敷地の背後に急峻な山を背負うなど，風水害を被りやすい環境にあるものも多い。崖崩れや流水，倒木等による二次的な災害によって復旧時に再用できない部材も多く，文化財としての価値を大きく損なうこととなる。

このような事態を避けるべく，建造物周囲の環境を保全するため，既に大正時代から修理工事と並行して周囲の環境整備（擁壁，排水施設の設置等）が進められてきた。例えば，昭和27年には，考恩寺（大阪府）前の河川氾濫防止のための土留め工事や，春日大社（奈良県），大神神社（奈良県）の倒木対策，薬師寺（奈良県）境内の排水工事等を実施している。

また，昭和40年度からは，「環境保全」の予算が独立して計上され，例えば常楽寺（滋賀県）では41年度に境内排水，危険建造物撤去工事が実施された。

（2） 近年の風水害

近年の風水害の例としては，平成2年9月の台風19号による集中豪雨による，修理中の金剛證寺本堂（三重県）の素屋根の倒壊，桑原家住宅（岐阜県）の背後の谷川からの大量の土砂流出がある。流出した土砂は宅地の過半を覆い，主屋の土間にまで押し寄せた。このため，土砂の除去作業と併せ，砂防堰堤，排水施設の整備等が復旧工事として行われた。

平成3年9月に列島を縦断した台風19号では，厳島神社（広島県）の能舞台，楽屋が全壊，修理工事中の備中国分寺五重塔（岡山県）は素屋根とともに半壊した。そのほかにも多くの建物で屋根の檜皮や柿が飛散し，全国の重要文化財150棟に被害が及んだ。

また，平成10年9月の台風7号では，国宝，重要文化財建造物約150棟に被害が及び，強風による屋根の被害とともに，特に倒木による被害が顕著で，室生寺五重塔（奈良県）や延暦寺転法輪堂（滋賀県）の屋根半壊等，被害が著しかった。室生寺五重塔では杉の巨木が建物に倒れ込み，各重の檜皮葺き屋根や軒を損傷し，また相輪の先端が折れ曲がるなどの被害があった。

こうした被害の状況から，重要文化財建造物の周囲の立木対策が議論の的となった。しかし，周辺の樹木は建物と一体となって歴史的な風致を形成しており，防風林としての役割も果たしているため，むやみに伐採することは好ましくない。このため，林野庁の協力等を得て，緊急に周辺環境に関する実態調査を行い，平成11年1月から環境保全事業の一環として，樹木医等の専門家による樹木診断や，伐採，枝払い，支持材設置，樹勢回復等の措置を行う危険木対策を実施している。

6　景観，環境の保全に向けて

昭和50年の文化財保護法改正により，重要文化財の指定対象に，「（建造物と）一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む」（文化財保護法第2条）と規定されたことは，主体である建造物等と一体的に文化財としての価値を形成している土地その他を重要文化財に指定して保護する途を開いたものである。これは，文化財の周辺の景観，環境を守るための制度とは異なるが，これまで単体で保存が図られてきた建造物だけでなく，例えば民家の屋敷構え全体を対象として土地の形質の変更等に規制を加えることが可能となり，その意味で主体となる文化財建造物の周囲の景観，環境の保存にも資するものであった。

また，文化財保護法第45条は，重要文化財の保存のための周辺地域における行為の制限や禁止について規定しているが，これも文化財と一体となって価値を形成している環境を保全するためには十分でなく，文化財を取り巻く景観・環境を保護対象とすることは今後の制度的な課題である。

現在，予算上の措置として重要文化財の環境保全事業が行われているが，その補助対象は，重要文化財指定建造物及び指定された土地の保存に直接影響を及ぼすおそれのある，あるいは影響を及ぼしている事象，事物を除去あるいは改善する事業にとどまっている。具体的には，崖崩れの恐れのある傾斜地の補強，建物直下及び周辺の排水改良，建物周辺の通風，日照の確保，建物周辺の倒木，折損の恐れのある樹木の処置（危険木対策），火除地，消防道路の設定，保護柵の設置等である。これらの事業については，のり面に植栽したり擁壁を石積みにするなど，景観に配慮した仕様とするために必要な費用を含めて補助対象としている。

周辺環境が良好に保たれている点が特徴，魅力となっている文化財建造物は多い。今後は，こうした魅力ある周囲の環境そのものを保全の対象とし，総合的に保存，整備していくことが重要な課題となっている。

7　防災事業の最近の試みと今後の課題

生まれて1世紀を迎える文化財保護の諸措置・事業の中で，技術の進歩や社会状況の変化と相まって，防火対策上の課題も大きく変化してきている。

まず，植物性材料の屋根を有する建造物が全国的に希少となり，文化財周辺での火気使用に対する危機意識が低下してきていることが挙げられる。ここ数年の間に生じた檜皮葺や茅葺の重要文化財建造物焼損事故の多数は，いずれもたき火からの飛火や花火が原因となっている。

実際，平成5年2月には橿原神宮御饌殿（奈良県）及び羽生家住宅（茨城県）が，6年8月には大恩寺念仏堂（愛知県）が，花火や飛火の類焼等によって焼失し，いずれも指定解除となっている。文化庁ではこれを受けて，「文化財の防火と防災施設の日常管理について」（平成5年2月23日）及び「文化財の防火について」（平成6年8月17日）を通知し，植物性屋根を有する文化財建造物周辺の火気管理の徹底について周知した。

また，これらの火災事故を一つの契機とし，平成6～8年度には，文部省科学研究費により「文化財建造物の防火対策手法に関する調査研究―茅葺，檜皮葺及び柿葺屋根の防火―」が，消防庁消防研究所の協力を得て行われた。これは，植物性屋根の火災特性を科学的に解明し，その有効な消火方法について研究することを目的としたものである。また，同時期に，消防庁予防課では，消防関係者を中心に学識経験者，文化庁の文化財調査官等を交え「文化財建造物保護のための総合的防火対策の推進に係る調査・研究委員会」を設置し，上記の調査研究との連携を図りつつ，火災時の消火活動等の総合的な防火安全対策のための研究を行った。これらの研究成果を受け，防災設備に係る技術的提案として，防火区画の設置や小屋裏消火の工夫等が取りまとめられた。

次に，従来個別に管理されてきた文化財を一体的に災害から守る必要性が指摘されている。この背景には，平成10年5月に発生した東大寺戒壇院千手堂（奈良県）の火災がある。千手堂は重要文化財には指定されていなかったが，建立は18世紀まで遡り，堂内には重要文化財「木造鑑真和尚坐像」ほか13体の仏像が安置されていた。幸い仏像は緊急に搬出されて無事であったが建物は全焼した。建造物や美術工芸品を一体として災害から守る必要性を改めて認識させることとなった。

このため，平成11年度から「緊急防災施設強化事業」を実施し，国宝建造物（植物性屋根を有する大規模な重要文化財等を含む）や，重要文化財である美術工芸品（仏教彫刻，仏教絵画，襖絵等）を収納する重要文化財建造物のうち，特に緊急性を有するものを対象として，防犯と炎感知を中心とする警報設備や建物内部の水損の少ない消火設備等を設置し，既存の防災設備の総合的な強化を図っている。平成11年1月から緊急防災施設強化事業のパイロット的な事業として醍醐寺（京都府）ほか6件の事業を実施しており，醍醐寺では境内に監視カメラを設置するとともに，五重塔内の障壁画を守るためのガス消火設備を設置した。

さらに，管理体制の問題がある。文化財所有者の核家族化や高齢化，文化財が所在する地域の過疎化，高齢化の問題はますます深刻なものとなっている。こうした無人化や常駐関係者の少数化が見られる文化財所在地では，地域住民と保存管理上の協力体制を積極的に構築することが求められる。地域によっては，自衛消防団の結成等，文化財の防災を通じて地域住民間のコミュニケーションの強化を図っている事例もある。また，過疎地，高齢化した地域，あるいは盗難や放火の多発する地域等を対象に，防犯設備，監視設備を設置する件数も増えている。

一方，従来の防火対策は建造物をひたすら守るという観点から推進されてきたが，文化財を積極的に活用しようという機運が高まる中で，利用者の安全性の確保という視点から防災上の課題を把握し，対策を講じる必要性も強く認識されるようになっている。文化財的な価値や周囲の環境を損なうことなく，防災対策の充実を図ることは容易なことではない。今後も，建造物の特性に応じた，きめ細かな検討と柔軟な対応が求められる。

第6節　建造物の公開と活用

1　はじめに

文化財を適切に活用することは，人々の文化財への理解を助け，身近に親しむ機会を提供する。また，活用において所有者等の保存の意欲を高めたり，文化財の維持管理が保障されることになることから，保存自体のためにも有益である。

文化財保護法では，文化財保護の目的を「文化財を保存し，且つ，その活用を図り，もって国民の文化的向上に資する」（法第1条）とし，文化財の所有者等に対しては，所有する文化財を「できるだけ公開する等その文化的活用に努めなければならない」（法第4条2項）ものとするとともに，公開に伴う費用を国の負担とするなどの公開に係る優遇制度が設けられている（法第50条，第51条）。

しかし，公開に係る優遇措置は専ら美術工芸品をはじめとした動産を対象とするものである。これは，個人所有のものや宗教上の理由等で一般の目に触れにくいものがある美術工芸品とは異なり，建造物は，少なくとも外観に関しては常態で望見できる場合が多く，改めて公開を制度的に促

進する必要性は少なかったことによると考えられる。

一方，昭和40年代ごろから明治時代の洋風建築や民家等の重要文化財指定が本格的に始まったが，近年は更に文化財の指定対象が広がり，近代の事務所や学校等の建築物や，橋梁等の土木構造物の保存が進められている。そして，これらを背景に，文化財建造物の利活用，再活用という問題が，改めて取り上げられるようになっている。特に，近代の建物は多種多様で，公会堂や学校施設のように建設当初から不特定多数の人々が使う施設として造られたものが多い。また，公有化された民家のように，建設当初の機能を失い新たな役割を考えなければならないものも生じている。こうした建物では，積極的に活用を図ることによって保存を促すという，発想の転換が必要となっている。

以下，文化財建造物の活用の変遷を，近代建築と民家を中心に取り上げ，併せて文化財の活用に係る文化庁の施策の状況について概括することとする。

2　近代建築の保存と活用

現代社会の中で機能し続けることの多い近代建築は，継続的に活用していくことが保存の前提となる。特に本来持っていた機能が失われた建物の場合，建物の記念的な性格や歴史性を見直し，新たな機能を見いださなければ保存は難しい。また，煉瓦造，石造の近代建築は，木造建築と違って解体して修理することは困難であり，耐震性に問題のあるものも少なくない。近代建築は，適切な修理，補強と活用とが一体となって初めて保存が可能となる場合が多い。

近代建築の再活用の早い例としては，旧横浜正金銀行本店本館（神奈川県）がある。昭和36年に神奈川県立博物館として再活用されることとなり，煉瓦及び石造3階建の焼損していた内部に耐震耐火のため鉄材補強を施した上で改装し，外観を復原修理，背後に鉄筋コンクリート造の新館を増築して，41年に開館した。この後，昭和44年に正面玄関以外の内装を除いて重要文化財に指定された。また，北海道庁旧本庁舎（北海道）は，煉瓦造の壁体を補強するとともに，木造の横架材を鉄筋コンクリートに取り替えている。

このように，初期の近代建築では，再活用や修理に伴い，安全性の確保のために大胆な構造補強を施したり，重要文化財指定の範囲から除外されている内装を大幅に改装したものも少なくない。特に，未指定の建築の場合は，移築に際して建築基準法が適用されるため，当時の耐震基準に沿った大幅な補強が施されることが多かった。例えば，昭和39年に移築工事を行った旧日本聖公会京都聖約翰教会堂（京都市から明治村（愛知県）へ移築。40年に重要文化財指定）は，煉瓦造であった基礎及び一階部分を鉄筋コンクリート造に変更し，その外側に煉瓦を貼付して外観を維持する手法を採っている。こうした補強方法は，オリジナルな構造部材を損失するばかりでなく，建物内部の印象も移築前とは異なったものとなりかねないが，当時としては最善の措置を図ったものと考えられる。

こうした修理，活用の仕方を近代建築の保存活用の第一段階とすると，近年では，内装も厳密に復原しながら建物そのものを展示の対象とするよう努めたり，建造物の価値を損なわないよう構造

補強を見え隠れに行う事例が多くなっている。平成元年に修理が完了した旧名古屋控訴院地方裁判所庁舎（愛知県）では，中央階段室廻りに補強の重点が置かれたが，見ごたえのある階段室の雰囲気を損なわないよう，独立柱は鋼管を挿入して補強し，3階中庭側の煉瓦壁外部にコンクリートの控え壁を新設するなどの措置がとられた。また内装の復原においても，家具調度を含めた整備を行い，建設当初の雰囲気を見学者によく伝えている。

さらに，札幌農学校演武場（北海道），山形県旧県庁舎及び県会議事堂（山形県）のように，修復を機会に建物の使用方法を再検討し，観光資源としてのみならず，音楽会，講演会等を催す多目的スペースとして地域住民に親しまれているケースもある。

現状変更等の規制や重要文化財の指定に際しても，活用を支援する措置がとられる場合がある。例えば，活用に係る整備に併せて現状変更を行った早い例として，平成4年に自費修理を行った旧旭川偕行社（北海道）が挙げられる。この場合は，郷土博物館から彫刻博物館への用途変更に伴って，後補の展示ケースと間仕切を撤去する現状変更を行った。

また，道後温泉本館（愛媛県）や三井本館（東京都）のように，日常の業務に供している建物について，現役の施設としての利便性と文化財としての価値の保存の両立を図るため，修理や現状変更にかかわる具体的な取扱いについて，あらかじめ指定の際に詳細な規定を定めた例もある。

平成2年度から始まった近代化遺産（建造物等）総合調査では，調査の対象を産業・交通・土木に関する構築物まで広げ，文化財の対象は一気に拡張された。しかし，近代化遺産は，多数の建造物が一体となって歴史的価値を形成していることが多く，例えば一棟だけの家屋公開では十分にこれを活用しているとは言えない。遺産としての評価が始まって間もない近代化遺産は，保存や活用の適切な方法が必ずしも確立されているとは言えず，今後の研究や事例の積み重ねが必要である。

3　民家の保存と活用

民家の保存については，昭和30年ごろから全国的な調査が始まり，価値の明らかになったものから順次重要文化財に指定されてきた。しかし，現代的な生活様式と適合せず居住者を失った民家を保存するためには，やむを得ず公有化や移築をせざるを得ない状況も生じた。

所有者等による維持が困難となった民家を地方公共団体が買い上げて保存する費用の一部について国が補助する制度が生まれたのは，こうした理由による。

また，複数の民家を移築し民家の屋外展示を行う地方公共団体や法人の事例も生じてきた。大阪府豊中市に昭和35年に開館した日本民家集落博物館をはじめ，川崎市立日本民家園（42年），岐阜県高山市の飛騨民俗村（46年），高松市の四国民家博物館（51年）等が開館した。史跡の整備・公開事業の一つとして行われたいわゆる「風土記の丘」の区域内に民家を移築して屋外展示した場合も少なくない。

さらに，野外展示施設としては，明治建築が中心であるが，愛知県犬山市に昭和43年に開設された博物館明治村がある。これらの野外展示施設は，いずれもその創設，整備に多大な努力が払われ，民家や近代建築の保存に果たした役割は非常に大きい。

現在，重要文化財に指定されている民家は300件余りに上るが，約40％が公有や法人有となっており，このうちの約半数は移築保存されている。しかし，公有化された民家でも外観の公開にとどまったり，資料館等として活用される場合でも展示品の整備等が十分でない事例もある。

一方，個人が所有する民家の場合は，指定の時点で現状の自由な改変が制限され，あるいは厳密な復原修理によって居住性が低くなり，そのため，炊事や食事を行うための建物を主屋とは別棟で新たに建設することも少なくなかった。こうした事態に対処するため，現状変更等により居住者の日常生活に著しく支障が生じた場合に，民家を管理するための保存管理施設（管理棟）を国庫補助事業として別に設置することができるようになっている。

しかし，民家は住まいとしての機能を保ち続けるのが理想的な姿である。近年は，主屋と緊密に接続させて，台所，寝室，風呂場等近代的な生活行為を行える場所を設ける例（町井家住宅（三重県），昭和55年修理完了），土間の一部を板床張りとし，台所として整備した例（三森家住宅（栃木県），63年修理完了）等，日常生活に支障がないよう修理する事例も多くなってきた。

また，公有化された民家の活用にも変化が生じている。川崎市立日本民家園等の野外博物館でも，単なる家屋公開ばかりでなく，建物のかつての使い方や時代的な背景が理解されるような展示方法を建物内外で工夫する事例が多くなってきた。さらに，単体の民家であっても，それを核として地域作りなどに活用される事例も増えてきた。例えば，旧笹川家住宅（新潟県）や旧長谷川家住宅（新潟県）は，付属建物や周囲の土地を総合的に整備し，生涯学習施設や博物館施設として活用している例である。このように，周辺の環境整備を含めた大規模な活用が行われるようになった背景には，地方公共団体の意識の高まりばかりでなく，民家の重要文化財指定対象を主屋に限らず屋敷地をはじめとする多数の付属建物等を包括的に指定する近年の指定方針も反映されているものと考えられる。

4　文化財活用に係る施策の流れ

近代建築の保存と活用に関して調査するため，文化庁建造物課では，昭和53～平成８年度に「近代建築保存対策に関する研究調査」を行っている。この研究調査では，主要な調査内容の一つとして「近代建築の再活用に関すること」を挙げており，「近代建築に関する保存・再活用の方法と対策に関する研究」（53年度）をはじめ，活用を視野に入れた研究成果が提示された。

文化庁においても，文化財保護審議会の下に設けられた文化財保護企画特別委員会から「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」の報告（平成６年７月）を受け，また，「近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議」から「近代の文化遺産の保存と活用について（建造物分科会報告）」（平成７年10月16日）の報告を受けるなど，文化財保護の今後の在り方について多面的な検討が行われてきた。

前掲の委員会報告では，建造物本来の機能の維持と文化財としての価値の維持との調整を図り，地域振興の中心に位置付けるなど，文化財の活用の推進が指摘されている。これを更に具体的に検討するために，建造物課に「重要文化財（建造物）の活用指針に関する調査研究協力者会議」（平成７～８年度）を設置し，「重要文化財（建造物）の活用に対する基本的な考え方（報告）」（平成８年12月16日）を取りまとめた。

この報告では，文化財の価値を損なうことのないよう配慮しつつ，周囲の景観や環境との一体的な保護を図りながら適切な活用を推進する旨の，文化財建造物の活用に係る基本的な考え方が示された。

また，「現状変更」や「保存に影響を及ぼす行為」等の文化財の公的な規制の在り方を再検討し弾力的かつ迅速な対応が可能となるような措置を検討すること，その前提として所有者等は保存管理及び活用についての基本的な方針を定めた計画を作成すること，活用の具体的方法について広く経験を交流できるような方策を継続的に進めることなど，今後の政策的な課題が明らかにされた。

これらを受けて，平成11年３月に「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」を定め，12年３月に「文化財建造物保存活用計画参考事例集」を刊行している。指針は，所有者等が自主的に保存や活用の計画を策定する際に必要な計画作成の手順や計画の標準的な構成，計画作成要領等を示したものであり，参考事例集は，指針に基づく保存活用計画の具体的な事例を示したものである。保存活用計画の作成によって，文化財建造物の保存と活用が円滑に進められることが望まれる。

5　登録有形文化財建造物の活用の可能性

平成８年度に導入された登録有形文化財制度による登録建造物は，重要文化財のような現状変更等の厳格な規制を設けず，むしろ活用しながら保存していくことを前提としている。したがって，重要文化財建造物では許可されないような内装の大幅な改装も可能であり，機能を転用することにも対応しやすい。また，登録有形文化財の修理に当たっては，地方公共団体や地域の建築家が積極的に参加することが期待されており，活用によるまちづくりなど，地域文化の継承，振興に寄与することが重視されている。

今後この制度が定着し，地域の住民が身近に登録有形文化財に接するような状況が増加すれば，文化財に対する住民の意識も高揚し，住民自らが文化財の愛護・支援活動に参加する機会も増える可能性がある。登録有形文化財制度は，国の関与の割合の高い従来の指定制度と異なり，それぞれの地域の住民が自主的に文化財の保存，活用を図ることを求める制度と言える。

いずれにしても，登録有形文化財が地域の中で活かされていくためには，これらの文化財を自らのものとして認識するような地域住民の参加意識が重要である。これは，従来の文化財に対する認識とは異なる部分を含むが，登録有形文化財制度の一層の定着には，こうした発想の転換も必要と考えられる。

第3章　伝統的建造物群の保護

第1節　伝統的建造物群保護の歩み

1　はじめに

伝統的建造物群保護の制度は，昭和50年の文化財保護法の改正時に創設された。この制度は，周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群及びこれと一体をなして価値を形成している環境を，市町村が伝統的建造物群保存地区と定めて，保存しようとする制度である。

民家等の生活の場として使われる伝統的建造物を群として保存することが望まれるようになったのは，環境破壊が社会問題として大きく取り上げられるようになった昭和40年代以降のことである。環境に対する社会的関心は公害対策や自然保護の運動を経て歴史的環境の保存運動へと発展し，やがてその運動の一端が伝統的集落・町並みの保存へと展開し，文化財保護法改正時における伝統的建造物群保存地区制度の創設へとつながっていった。

伝統的建造物群保存地区制度の創設は，文化財の範囲を群としての建造物及びそれと一体になった環境にまで広げたものである。この改正と同時に，重要文化財建造物をこれと一体の価値を有する土地その他の物件と併せて保存するいわゆる土地指定の制度が導入され，建造物を単体として保護する従来の手法に加えて新たに面的な保護の手法が採り入れられた点において我が国の文化財建造物保護の歴史の中でも大きな画期となった。

また，伝統的集落や町並みなどを文化財として保存しようとする伝統的建造物群保存地区の制度は，文化財保護の制度として着実にその成果を発揮するとともに，市町村や住民を主体として運営され，保存地区の歴史的風致をこれからの生活環境の形成に積極的に役立てようとする方向へと発展し，近年では，歴史を生かしたまちづくりのための実効性ある手法としても，大きな役割を果たしている。

2　環境保護としての集落・町並み保存運動の誕生

都市と建築の西欧化が推し進められた近代においても，高山（岐阜県）の民家のような日本の木造美の粋を極めた優雅な町並みや，川越（埼玉県）のような伝統技術の蓄積による重厚な町並みなど，一般市民社会においては従来培われてきた技術水準の高さに支えられ，明治，大正，昭和初期を通じて，伝統的な集落・町並みの形式が守られていた。

しかし，戦後の経済の高度成長と都市化，工業化の進展により，無秩序な都市化が歴史的な地域を侵食し始め，日本の文化的，歴史的環境が失われつつあることへの危機感が広がり，昭和41年には「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」が制定された。この法律は，「歴史的風土」を「歴史的意義を有する建造物，遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして，古都における伝統と文化を具現し，及び形成している土地の状況」と定義し，都市計画区域の中に歴史的風土特別保存地区を定めて，歴史的風土を保存することを目的とする。伝統的な建造物等を周囲の自然環境及び土地と一体として，かつそれらを都市計画の中に組み入れて保存しようとする方法は当時としては画期的であったが，この法律の保護の対象は，「我が国往時の政治・文化の中心」であった「古都」，すなわち京都市，奈良市，鎌倉市などの歴史的に重要な古社寺や史跡地がある地区に限定され，一般の伝統的集落・町並みは保存の対象とはならなかった。

3　集落・町並み保存運動の推進

経済の高度成長に伴う無秩序な都市化により，伝統的市街地景観が破壊され，伝統的な建設技術も衰退した。さらには伝統的集落・町並みを支えてきた住民組織や共同体意識の崩壊をも招いていった。地方においては，地域の特色に対する価値観を見失うなど地方都市としての魅力が失われ，また，過疎化の進行など地域の存続にかかわる様々な重大な問題が発生し，危機感が強まった。

このような中で，近代化の過程で追い求めてきた新しい都市像や生活の豊かさの中には，無機質で画一的な側面があるとして，失われつつあった伝統の見直しと再発見を図ろうとする意識の下に，歴史的環境の衰退と破壊に対して「保存」を手法とした運動によって立ち向かおうとする流れが芽生えるようになった。具体的には，歴史的環境を守ろうとする様々な市民運動が起こり，各地で先駆的な集落・町並みの保存運動が開始され，次々に保存団体が結成された。昭和41年，高山市で「上三之町町並み保存会」が結成され，昭和43年に長野県南木曽町で「妻籠を愛する会」，同県檜川村で「奈良井宿保存会」が結成された。昭和46年には奈良県橿原市で「今井町を保存する会」，岐阜県白川村で「荻町部落の自然環境を守る会」，同48年には大阪府富田林市で「富田林寺内町を守る会」，名古屋市有松では「有松まちづくりの会」などが次々に結成された。人々の危機感を反映してか，活動は精力的に展開され，その結果は行政による法的な整備という形で結実していった。

昭和40年代後半からは，市町村自らが法的な取決めによって歴史的景観など地域の環境を保護しようとする動きがあり，景観条例や環境保全条例等を制定する市町村が増加し，昭和48年には最初のピークを迎えている（その後，再度その数が増加するのは昭和50年代末期になってからである）。昭和43年には金沢市が「伝統環境保存条例」を制定し，岡山県倉敷市も「伝統美観条例」を制定した。また，同年に，長野県南木曽町は長野県明治百年記念事業の一つとして妻籠宿の寺下地区の町家26棟について，条例の制定を待たずに保存事業を開始し，町並み保存事業の先駆となった。

昭和45年にはユネスコの協力の下に，日本ユネスコ国内委員会及び文化庁が「京都・奈良の都市計画における歴史的地域の保存と開発に関するシンポジウム」を開催し，保存と開発の調和の問題が，都市計画にのっとった伝統的集落・町並みの保存として議論された。討議の結果，「京都・奈良における伝統的建造物群や周辺の景観の美が文化的伝統の継承に大きい役割を果たすことを強調

し，歴史的地域の保存と開発について基本的方策を検討し，早急に必要な措置を講ずる」ように制度化への勧告がなされた。この勧告は，後に京都市が「市街地景観条例」を策定するきっかけとなった。

昭和46年には福岡県柳川市が「伝統美観保存条例」，昭和47年には歴史的環境保全等の条例が京都市，高山市，神戸市，高梁市，萩市，平戸市の各都市で次々に制定された。各地の条例の中でも，京都市の採った方法は先駆的なもので，歴史的風致や歴史的市街地景観を保全するために都市計画で定められた風致地区や美観地区の中で，特に伝統的町並みとして価値が認められる地区を「市街地景観条例」で「特別保全修景地区」として定め，届出制度による規制と補助金により修理・修景を行って景観形成を誘導しようとしたものであった。また，妻籠では，「妻籠宿保存条例」で，旧中山道の宿場だけではなくその在郷を「在郷景観保存地区」とし，さらにこれらを取り巻く自然環境を「自然景観保存地区」とし，周辺の環境を含む極めて広い範囲を保存地区としたことは画期的であった。

このように各都市が次々に条例を制定する中，各都市間の情報交換など横の連絡を取り，団結をして活動していこうとする動きが活発になった。昭和48年には，京都市の呼び掛けによって，「歴史的景観都市事務連絡協議会」（昭和53年より「歴史的景観都市連絡協議会」）が発足し，第1回の協議会が京都市で開催された。出席都市は13市町（札幌市，盛岡市，鎌倉市，南木曽町，金沢市，高山市，京都市，奈良市，神戸市，倉敷市，松江市，長崎市，日南市）に上り，規約や活動方針の決定が行われた。第2回の協議会では，伝統的集落・町並みの保存を国の制度として位置付け，市町村の自主性を確保しながら国の財政措置による保存を求めることとした。

昭和49年4月には，「今井町を保存する会」「妻籠を愛する会」「有松まちづくりの会」の各代表者が集まり名古屋市有松で「全国町並み保存連盟」の結成式が行われ，「私達は，わが国の伝統ある町並みや集落を一体とした環境を保存するため，3地区合同の町並み保存連盟を結成し，広く全国の保存グループに呼びかけるとともに，より良い生活環境づくりに邁進することを誓います。」という結成宣言が採択された。郷土の町並み保存とより良い歴史的な生活環境づくりを目的に全国規模で活動が開始され，後に記す第1回全国町並みゼミ（昭和53年）の開催へとつながっていく。

このように，町並みを保存する団体の組織化と運動の強化が図られる中，文化庁は伝統的集落・町並みを文化財として保護するための法制化を目指し動き出すことになる。

昭和47年8月には文化庁は，第1回「集落町並保存対策研究協議会」を東京で開催した。協議会は建築史の研究者を中心に委員10名を委嘱し，伝統的集落・町並みを文化財として保存するために，保存の方策や文化財保護法改正の内容等について議論を重ねた。保存すべき集落・町並みの選定基準や保存の基礎的な問題や保存計画，保存に必要な条例の内容などが話し合われ，委員からは，調査が終了してから保存を開始するのではなく，同時に保存を進めなければ遅すぎるなどの意見が出され，危機感を持って議論された。第7回の協議会では文化財保護法の改正時における伝統的建造物群保存地区制度の創設と，これに伴う保存地区と都市計画法，建築基準法との調整の問題などが検討された。

協議会における制度の在り方の検討と並行して，文化庁は昭和47年に都道府県に対し保存すべき全国の伝統的集落・町並みのリストの作成を依頼し，300余りに上る伝統的集落・町並みに関する情報を得た。文化庁ではこのリストの充実を図るとともに，保存対策に資するため同年から昭和52年まで，このリストを基に各都道府県ごとに文化庁による予備調査を実施し，保存すべき集落・町並みの状況の把握に努めた。この予備調査と並行して保存計画策定に必要な基礎資料を作成するため，昭和48年には，既に条例を制定し実績をあげていた岐阜県高山市三町，岡山県倉敷市倉敷川畔，山口県萩市堀内・平安古地区の3地区をケーススタディーとして本調査が実施された。

伝統的集落・町並み保存の制度が制定されたのは世界的に見ても戦後のことであり，フランスの「歴史的街区保存法」（いわゆるマルロー法）が昭和37（1964）年に，イギリスの「シビック・アメニティーズ法」が昭和42（1967）年に制定された。また，昭和47（1972）年にはユネスコが「文化遺産及び自然遺産の国際的保護に関する勧告」を行っている。日本の伝統的建造物群保存地区制度の制定に当たって，これらの国際的な動向に影響を受けたことを見過ごすことはできない。

4　伝統的建造物群保存地区制度の創設

昭和48年の高山，倉敷，萩での調査は，文化庁の直営事業として実施されたが，昭和49年からは市町村に対する国庫補助事業として「伝統的建造物群保存対策調査」が実施されることになり，その第1回目として千葉県佐原市佐原や岐阜県白川村荻町など10地区の調査が行われた。この保存対策調査は，保存すべき集落・町並みの歴史的調査や現状調査を行い，保存計画等の保存対策の策定を実施している。

伝統的集落・町並みの保存の制度の検討が終了し，昭和50年の文化財保護法改正時に伝統的建造物群保存地区制度が創設された。これによって，文化財保護法における文化財の種別に「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」を「伝統的建造物群」として，新たに加えることになった。

この制度は，伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため，市町村が文化財保護法に基づいて伝統的建造物群保存地区保存条例を定め，都市計画区域内では都市計画に，都市計画区域外では条例の定めるところにより，伝統的建造物群保存地区を定め，条例に基づいて保存計画を定めてその保存を図ろうとするものである。国は市町村の申出に基づき，我が国にとって価値が高いものを，重要伝統的建造物群保存地区として選定し，市町村に対して技術的及び財政的支援をするものである。

伝統的建造物群保存地区の制度は，生活の場として使われている伝統的建造物を中心として，群としてその文化財としての価値を認め，また，それらと一体となって形成される歴史的風致をも保存しようとするもので，先に記したように，それまでの文化財保護の範囲を拡大したという意味で注目されるが，そのほかにも当時として画期的な点を幾つか挙げることができる。

最も注目されるのは，この制度が市町村が主体で運営されることである。先に記したように，市町村は自らが保存地区を保存する条例を制定し，保存地区や保存計画を決定する。伝統的建造物群

を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）等の現状変更の規制に関する許可や，修理のために必要な所有者に対する財政的援助等も市町村が行う。国は伝統的建造物群保存地区の中から，市町村の申し出に基づいて，重要伝統的建造物群保存地区を選定し，市町村に対して必要な指導，助言をし，財政的な援助を行うものである。

国が指定し保存のシステムを決めている重要文化財の保存とは異なり，伝統的建造物群保存地区の範囲や運営方法を市町村自らが決定し，市町村が自主性と主体性を持って地区の保存を図る制度である。地方分権という考え方に基づいた制度として画期的なものであった。

また，保存地区が都市計画区域内の場合，保存地区の決定を都市計画に定めるなど，文化財保護の制度が都市計画と連動して効力を発する点でも画期的なことであった。規制する範囲は外観であって内部の改変を規制しないなど，内部における住民の生活を尊重する制度であることも注目される点である。地区の中には伝統的建造物以外の建造物等が混在しているのが普通で，空地になっている所もある。これら文化財としての価値のない建造物や空地を歴史的風致の向上のためにデザインコントロールをし，これを修景と呼んで補助事業として認めていることも画期的である。

制度の創設直後から，制度にのっとった実際の施策が次々と実行に移された。昭和51年には文化財保護審議会第2専門調査会に，建造物部会に加えて，新たに伝統的建造物群保存地区部会が設置され，重要伝統的建造物群保存地区選定の体制が整えられた。また，同年3月には，保存対策調査等の結果を踏まえて秋田県角館町伝統的建造物群保存条例が制定され，長野県南木曽町，京都府京都市，岐阜県白川村，山口県萩市などでも同様の条例が制定され，伝統的建造物群保存地区の決定が行われた。その後，同年9月に初めての重要伝統的建造物群保存地区として，秋田県角館町角館，長野県南木曽町妻籠宿，岐阜県白川村荻町，京都府京都市産寧坂，同市祇園新橋，山口県萩市堀内，同市平安古の計7地区が選定された。国の予算措置により，各地区では選定と同時に保存事業が開始された。

5　伝統的建造物群保存地区制度の充実と支援体制

伝統的建造物群保存地区制度が創設されて以来，選定地区数は順調に増加し，予算も一時的に減少したこともあるが，全体としては増加し，保存修理や防災事業などの保存事業が毎年続けられている。同時に，制度を支援する体制も着実に整備，強化されてきた。

（1）　全国町並みゼミの開催

昭和53年には，「全国町並み保存連盟」と「全国歴史的風土保存連盟（昭和45年発足）」が協力して第1回「全国町並みゼミ」を名古屋市有松と足助町で開催し，住民を中心とする全国組織の協議の場が作られた。行政，研究者，住民など約500人が参加し，有松・足助宣言を採択し，保存連盟の町並み保存運動は，優れた環境の創造としてのまちづくりを主目的とし，また，住民主体とした住民，自治体，学者の位置付けを明確にしたことなどが注目される。ゼミはその後全国各地で開催されるようになり，全国の集落や町並みの保存団体や研究者，行政関係者，学生などが情報交換や

協議ができる場として，伝統的な集落・町並みの保存にとって力強い存在となっている。

（2）　全国伝統的建造物群保存地区協議会の活動

さらに，昭和54年7月には，全国の重要伝統的建造物群保存地区の所在する市町村の首長を中心に構成される「全国伝統的建造物群保存地区協議会」が発足し，設立総会が京都市や萩市など13市町村の参加の下に東京で開催された。現在では50を超える市町村が参加している。協議会設置の目的は「加盟市町村が協調して保存地区の保存整備に関する調査研究及び施策の推進をはかり，もって伝統的建造物群の保存と活用及び住民の生活と地域文化の向上に資すること」であり，毎年総会を開催し，併せて各市町村担当者の研修会が持たれ，現地視察や各地区の状況報告，情報の交換などが行われている。この協議会は重要伝統的建造物群保存地区を中心とする全国の市町村によって運営され，総会は市町村長が担当者とともに一同に会する貴重な機会であり，各地区の抱える課題やその対策などが協議され，伝統的建造物群保存地区制度の円滑な運営にとって重要な存在となっている。

（3）　研修会の開催

各伝統的建造物群保存地区の運営は，それぞれの市町村の担当者が中心になって行うが，保存地区の維持・保存は文化財としての一定の水準を守り，連綿として続けていかなければならない。各市町村の担当者は，伝統的建造物群保存地区制度を正しく理解して保存事業を的確に進めていくために，専門的な研修の機会を得ることが重要である。

伝統的建造物群保存地区の制度が創設されて間もない昭和53～55年度に，奈良国立文化財研究所が「集落町並み保存対策研究集会」を開催し，研究者及び行政官に伝統的建造物群保存地区制度を周知するなどの成果を見た。

その後，昭和63年になって，文化庁は，伝統的建造物群保存地区の制度を実施，又はこの制度の導入を予定している地方公共団体の職員とそれにかかわる専門家・技術者等を対象として，第1回「伝統的建造物群保護行政研修会」を開催した。以後毎年，必要な専門的事項について研修を行い，伝統的建造物群保存地区の諸問題に的確に対応できるように担当者等の資質の向上を期し，もってこの制度の普及と円滑な運営を図ることを目的に，各地の伝統的建造物群保存地区又はその候補地で開催されるようになった。

平成5年からは，これまでの基礎的事項の講義と実習を中心とする研修を基礎コースとし，それに研究や討議を中心とする実践のコースを加えて，二つにコースを分けて行政研修会を行うようになった。実践コースは「伝統的建造物群保存地区の制度を既に実施している地方公共団体の職員で実務経験が2年以上の者で，文化庁が適当と認めた者」を対象としている。

（4）　他省庁事業との連携

昭和52年及び53年には，文化庁と建設省都市局との共同で，国土総合開発事業調整費によって，

奈良県橿原市今井町をケーススタディーとして，大規模な都市型の町並みの保存と都市環境の改善が一体となった保存計画の策定を目的として「歴史的環境保全市街地整備計画調査」が行われた。この調査では，町並みとしての歴史的資産の活用を図りながら，都市生活に必要ないかなる整備を行うべきかを調査し，都市施設としての街路や公園，上下水道，駐車場，都市防災，住居経営における総合的な整備の方向を提案するものであり，文化庁と建設省が協力して，都市部における伝統的建造物群保存地区の今後の整備の在り方について総合的な検討を試みた例として注目される。中でも，周辺部を含めた各種都市計画事業の検討や地区を貫通する都市計画道路の十分な再検討が必要であることなどが指摘されたことは注目される。また，町並みの歴史的風致を保全し，市街地の急激な変化を抑制するには伝統的建造物群保存地区の制度の活用が有効であるなどの指摘もされている。近年においては，後に記すように，建設省等の他省庁との連携は更に緊密になっている。

（5） 芸術文化振興基金の援助

平成2年度には，「芸術文化振興基金」による伝統的集落・町並み保存活用の活動に対する助成が開始された。この芸術文化振興基金による助成は，歴史と伝統を持った集落・町並みの保存と活用を図り，地域文化の振興に寄与する活動を支援することを目的としており，国庫補助事業の対象とならない伝統的建造物群保存地区の活用のためのパンフレットの作製や講演会やシンポジウムなどの啓蒙活動などに対し助成している。この助成の対象となる地区は，伝統的建造物群保存対策調査及びこれに準じる調査実施地区又は調査中の地区であり，重要伝統的建造物群保存地区だけでなく，それを目指す地区にも助成の手が差し伸べられたことは重要である。

（6） 地域活性化施策の調査検討

平成9年度には国土庁の地域活性化施策推進費により「伝統的集落における歴史的環境整備を中心とした地域活性化方策の調査・検討」が実施され，翌年に報告書が作成された。この調査は，農林水産省や運輸省の協力の下に，いわゆる中山間地域に属する重要伝統的建造物群保存地区では，都市部に比較して社会資本整備の面で遅れが目立ち，歴史的風致を維持するための環境整備等の措置が必ずしも十分に行われておらず，活力ある地域づくりのためには従来の手法以外の各地域にふさわしい歴史的特質に応じた適切な手法の検討が望まれていることから，これらの地域における歴史的環境整備の在り方を明らかにし，今後の施策の基礎とすることを目的として行われた。

報告書では，中山間地域集落における歴史的環境整備の諸方策についての提言がなされ，住民が自ら居住地域の歴史的環境の価値を発見できる機会を設けること，地域環境の構成原理を明らかにして，目標とする全体計画を策定すること，公共事業と調和的な整備を行い，地域を特徴付ける本物の実現を期すこと，持続的な取組が必要なことなど，貴重な指摘や提言がなされ，その後の伝統的建造物群保存地区の保存と整備の大きな手掛かりとなった。

第2節　伝統的建造物群の調査と保存地区の保護

1　保存対策調査

（1） 調査の概要

自らが住む町を伝統的建造物群保存地区として保存していくためには，保存しようとする地区の専門的，学術的な調査が必要である。調査によって得られた客観的な評価を基に，地区内外にその価値を明確に示し，保存への意思決定の根拠とすることができる。文化庁では昭和49年度から継続して「伝統的建造物群保存対策調査」を行ってきた。

保存対策調査は，市町村が事業主体となって行うものであるが，調査を行う市町村に対して国が基本的には調査事業費の2分の1を補助し，調査の進め方等について指導・助言を行っている。近年では調査内容の充実を目的に調査期間を各地区2年間とし，毎年度6地区前後の保存対策調査を行っているが，市町村からの調査の希望は年々増加している状況にある。平成9年度に行われた地域活性化施策推進費による調査によれば，保存の考えられる伝統的集落・町並みが日本全国に約1千地区存在すると報告されているが，国による保存対策調査は平成12年6月までに約120地区の調査を終了し，そのうち55地区が重要伝統的建造物群保存地区として選定されている。また，調査には文化庁の補助事業として行われる保存対策調査のほかに，市町村が単独で行う調査や（財）日本ナショナルトラストが行うものなどがある。

調査の目的は，伝統的建造物群の現状を把握し，これに基づく地区としての価値付けと，それを生かす保存計画の素案を作成することであり，最終的にはそれを報告書としてまとめるものである。なお，報告書の内容を簡素化して分かりやすくしたパンフレットなどにより，調査地区の住民等への周知を図っている地区も少なくない。

（2） 調査の実施

国庫補助事業として実施している保存対策調査事業には，地区の決定前に行われ地区の保存状況の調査及びこれに基づく保存対策の策定のための調査である「伝統的建造物群保存対策調査」と，重要伝統的建造物群保存地区に選定された後に行われる「重要伝統的建造物群保存地区防災計画策定調査」の二つがある。

ア　伝統的建造物群保存対策調査

伝統的建造物群保存対策調査は，保存すべき地区や伝統的建造物の特性などの価値について学術的に明らかにすることが基本となる。また，同時に，市町村が調査後に進める保存計画の策定にとって必要な，地区保存の具体的な進め方などについての提案を行うための調査である。調査の基本的な内容は以下のとおりである。

①　調査地域の歴史に関する調査：

調査地域周辺を含めて地域の歴史を明らかにし，集落・町並みの形成された歴史的過程を明らかにすることによって，調査地区の歴史的特性を明らかにする。

② 集落・町並みの構造に関する調査：

主に調査地区の現状に関する調査で，地形や水系，緑地の位置等の地理的状況，街区や道路，敷地の形態などの都市施設及び都市構造の状況，産業や人口構成などの社会状況，景観条例等の有無や都市計画などに関する法令規則の状況を明らかにする。

③ 伝統的建造物群の調査：

伝統的建造物の残存状況，伝統的建造物の実測調査，伝統的建造物の特性の把握，調査地区の環境の特性に関する調査を行う。

④ 調査地区の保存計画案の策定：

保存理念の設定，保存すべき物件の特定（特定基準の考え方，伝統的建造物の特定，環境物件の特定），建造物等の保存整備計画（修理・修景・復旧計画と基準の検討），建築基準法の緩和措置・防災計画・地区環境整備計画・助成措置等，保存体制の検討などが含まれる。

重要伝統的建造物群保存地区に選定された地区においては，その後の地区の社会状況等の変化等によって当初の保存対策調査を行った時の状況と現況とが大きく異なっていることがある。このような場合は，保存地区の変化した状況を調査に基づいて正確に把握し，その調査結果に基づいて保存計画等の再検討を行うために，保存対策の見直し調査が必要となる。この調査は，昭和54年度から実施され，調査の結果は，地区の範囲の見直しや保存計画，補助要綱などの再検討に具体的に反映されることになる。

イ　重要伝統的建造物群保存地区防災計画策定調査

伝統的建造物群保存地区の建造物は木造が多く，地区全体に対する防火対策が強く望まれる。また，山間部の保存地区では山崩れなどに対する対策も必要である。このため，平成7年度から，保存対策調査の一環として総合防災事業のための重要伝統的建造物群保存地区防災計画策定調査が行われるようになった。調査の基本的な内容は保存地区の防災面から見た診断とそれに対する防災計画の策定であり，調査の結果はできるだけ速やかに防災事業に反映され，多くは地区全体の防災対策となる特殊防災事業が立ち上げられることになる。この防災計画策定調査も，地区内の住民の増加や修景物件の増加などの変化に伴って見直し調査が必要な場合がある。

2　保存条例の制定から保存地区の決定，選定まで

（1）　保存条例の制定

保存対策調査の結果は調査報告書にまとめられ，これに基づいて地域住民への調査報告会等を通して住民の保存への合意形成が行われるとともに，市町村行政内部の関係部局との調整が行われる。

住民の合意を図るには，保存の制度などについて市町村が中心となって説明会を行うのが一般的ではあるが，時には市町村の担当者が住民一人一人に個別に説明することも必要となっている。

保存への住民の総意がまとまると，それを受けて行政側の手続が進められることになる。市町村は，文化財保護法第83条の3第2項の規定に基づき「伝統的建造物群保存条例」を制定して，地区の保存に必要な措置を定める法的根拠について規定する。この条例を基に，保存地区の決定をはじめとして，基本計画・伝統的建造物の決定・助成措置等・建造物の保存整備計画など保存に関する計画，保存地区内の現状変更行為の規制と許可の基準が定められ，審議会の設置や罰則などが規定される。

なお，保存地区が都市計画区域内にある場合は，都市計画で保存地区を決定することになり，条例に保存地区決定の条項を設ける必要はない。作成された条例案は，通常は市町村の議会の議決を経て，市町村の官報に告示され条例として施行される。通常，この条例に基づいて，市町村教育委員会に新たに「伝統的建造物群保存地区保存審議会」が設置されることになる。

（2）　保存地区の決定

条例が制定されると市町村又は教育委員会は，条例の定めるところにより，保存すべき地区の範囲を決定する。地区の決定については，伝統的建造物群を中心として，それと一体をなして価値を形成している周囲の環境を保存するために必要と認められる森林や樹木，川，池等の自然及び土地を含んで範囲を決める。この地区内には伝統的建造物以外の建造物等もあり，地区の範囲に含まれることになる。範囲の決定は伝統的建造物が群として残る地区を中心に線引きすることとなるが，近年は，その後の事業の展開を考慮して，この線引きが地元の行政単位や町内会などの範囲をできる限り分断しない方法が採られている。

保存地区の決定は，都市計画区域外に保存地区を定める場合は，条例に基づいて市町村教育委員会が保存地区を定める。都市計画区域内の場合は，都市計画法に基づいて市町村が都市計画に保存地区を定める。これによって，伝統的建造物群保存地区の制度は都市計画と結び付いて運用されることになる。地区の決定に伴い，保存地区の名称及び区域を告示し，効力を生ずる。その後，国が市町村の保存地区の決定を把握し，また，必要な指導，助言をするために，保存地区の決定は文化庁長官へその旨を報告することが義務付けられている。

（3）　保存計画の策定

保存地区が決定したときは，市町村の教育委員会は，条例に基づき，当該保存地区の保存に関する保存計画を定めてこれを告示する。保存計画は，①基本的な考え方や方針などの保存に関する基本計画の作成をはじめとして，②保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物及びその他の工作物を伝統的建造物として，また，歴史的風致の形成に重要な関連を持つ森林，樹木，池，川等の自然物及び土地など伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件（以下，環境物件という。）を決定すること，③伝統的建造物等の保存整備計画を策定すること，④管理施設や防災施設等の計画や環境の整備計画を策定すること，などを含んでいる。

また，保存計画には，建造物及び環境物件に係る助成措置等を定める。助成措置等とは，条例に

定められた保存地区内における建造物及び環境物件の管理，修理，修景又は復旧について，市町村が自ら保存のため適当な措置を行い，又は当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助する措置である。その他，各市町村が行う物資の提供，斡旋（あっせん）に関すること，資金の融資，固定資産税その他の市町村税の優遇措置に関することなどが含まれる。

また，建造物等の保存計画には，当該保存地区における伝統的建造物群の特性又は歴史的風致の維持のために必要な建造物の修理・修景計画や，環境物件の復旧・修景計画が定められる。また，保存地区によってはより細かい具体的な修理・修景・復旧基準を定めている場合もある。

同一形式の伝統的建造物が建ち並ぶ宿場町等では，表側の均一的な建造物の形式が造り出す統一感が景観上重要であり，保存計画では，そのような景観を含めた歴史的風致を維持するために，伝統的建造物の形式や仕様に従って，外観の比較的細かな仕様まで基準を設定することが可能である。一方，複数の建造物の形式が混在している場合などは，保存地区の特性を維持するための最低限の形式や仕様についてのみ明文化し，弾力的な運用が要求される場合もある。また，街路に対して主として工作物である塀や生け垣等が面し，建築物が敷地の奥に配置されている武家屋敷の地区などでは，地区の特性を維持するために，建造物の形式以上に街路に対する建築物の立地や街路に面する工作物に対する基準が重要となる。保存地区における規制については，各地区の持つそれぞれの歴史的特性の維持を基本とした，各地区の発展をも考慮した効果的な規制が重要となる。

地区によっては，保存計画に示された修理・修景基準に基づいて，住民及び設計・施工業者への理解を促すために，修理や修景に当たっての建造物の形式・仕様・デザインについて詳しく示されたマニュアルやパンフレットを作成している。

（4）　重要伝統的建造物群保存地区の選定

市町村が伝統的建造物群保存地区として決定した地区を重要伝統的建造物群保存地区とすることを希望する場合は，市町村から文部大臣へ選定の申出書を提出する。この選定申出書に従い，文部大臣は文化財保護審議会に選定を諮問し，答申を得て重要伝統的建造物群保存地区に選定する旨を官報に告示すると同時に，市町村にその旨を通知する。

現在（平成12年6月）全国で50市町村，55地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。選定地区は港町や武家町，宿場町などが多く，農山村集落が少ない。また，関東以北では少ないなど地域的偏りがある。種別や地域によって伝統的な建造物が残存しにくい状況はあるが，日本の伝統的な集落・町並みを伝えていくために偏りのない保存が望まれる。

第3節　伝統的建造物群の保護のための規制等

1　保存条例による現状変更等の規制

文化財保護法では「市町村は，条例で，当該地区の保存のため，政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか，その保存のため必要な措置を定めるものとする。」（同法第83条の3）と規定されている。すなわち，現状変更の許可制を柱とする伝統的建造物群保存地区の規制は，市町村の権限に基づいて行われ，市町村が保存地区それぞれが持つ特性を維持するために条例に定めた基準や保存計画によって伝統的建造物群の保護を行う制度となっている。

条例で定める現状変更行為の内容及び許可の基準については，文化財保護法施行令第4条に「伝統的建造物群保存地区における現状変更の規制の基準」が定められている。この基準によると，①建築物その他の工作物の新築，増築，改築，移転又は除却，②建築物等の修繕，模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの，③宅地の造成その他の土地の形質の変更，④木竹の伐採，⑤土石類の採取，⑥前各号に掲げるもののほか保存地区の現状を変更する行為で条例で定めるものが，許可を得なければならない現状変更として，各条例に定められることとなる。

各市町村の条例はこれに準拠しており，伝統的建造物にかかわる現状変更行為に限らず，保存地区内のその他の新しい建築物等にも規制がかけられ，地区内の歴史的風致の変更にかかわる建築や土木工事，環境物件の変更等について規制されている。また，文化財保護法施行令第4条では，許可を必要とする行為について更に細かい基準を定めて，その基準に適合しないものについては許可をしてはならないとしている。その基準は，①伝統的建造物群を構成する建築物等の増築若しくは改築又は修繕，模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては，それらの行為後の伝統的建造物の位置，規模，形態，意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること，②伝統的建造物の移転や除却については，その行為後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること，③伝統的建造物以外の建築物の新築，増築若しくは改築又は修繕，模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては，それらの行為後の当該建築物等の位置，規模，形態，意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと，④伝統的建造物以外の建築物の移転や除却についても，その行為後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと，などであり，各地区の条例においてもこれに準拠した許可の基準が示されている。

伝統的建造物群保存地区制度は住民が生活することを前提とするものであるため，現状変更の規制の対象となるのは基本的には建造物の外観（それと密接な関連を有する内部を含む。）であり，個々の伝統的建造物の外観の特性を保存することによって，伝統的建造物群の特性を維持し，文化財的な価値の保護を図っている。一般に建造物の内部は規制の対象とならないことから，住宅や店舗として使用する場合には内部について現代の機能的要求に従った改造がなされることがある。しかし，外観の保存だけでは本来の保存とは言い難く，居住者の協力を得ながら間取りや構造など基本的な歴史的特性を維持し将来に伝えていくことも必要である。

伝統的建造物以外の建造物についても，保存計画において修景の基準を示している場合がある。その場合，新しい建造物をいかに当該保存地区の歴史的風致に調和させるかが基本となる。地区の歴史的風致はそれぞれの地区によって異なっており，全国一律の基準を定めることは適切でない。各保存地区の伝統的建造物及び歴史的風致等の特性を踏まえて，地区ごとに独自の基準を定めている。保存地区の歴史的風致の整備には，伝統的建造物の保存と同等に，それ以外の建造物の外観を

適切にコントロールすることが肝要であり，これらの誘導が地区の整備の成否に大きくかかわってくる。

2　保存地区の規制を補完する条例等

保存地区では，地区保存条例とは別に景観条例，風致条例等の市町村条例又は都道府県条例によって，保存地区の周辺に対してやや緩い規制をして周辺地区の著しい変化を規制し，地区の歴史的特性や歴史的風致をより効果的に維持している地区がある。すなわち，現状変更を届出制とした緩い規制により，周辺地区を保存地区の緩衝地帯と位置付けるなど，それぞれの地区の特性に応じた周辺環境の整備を行っている。倉敷では，美観条例によって周辺地区に美観地区を定め保存地区との調和を図り，また，背景条例を制定して，保存地区から見た背景となる周辺地区の景観的なコントロールを図っている。また，岐阜県では伝統的建造物群保存地区及びその地区から展望することのできる地域において広告物の規制をしている。

法令上の規制に加えて，建築協定などの協定や申合せ事項によって，地元住民による自主規制が行われている地区がある。高山市三町伝統的建造物保存地区では，地元住民による保存会が昭和61年に「町並整備申し合わせ事項」を定め，自主規制を行っている。ここでは建築物の形態のみならず，店舗の場合の店の形態，看板の形式，さらには防災に関する規定まで行っている。この運用に当たっては，現状変更については市当局へ現状変更申請を行う前に保存会で協議することとしている。また，南木曽町妻籠宿の保存地区では，地元住民組織の「妻籠を愛する会」において観光事業の事業形態や，土産品についての規定を設け，行政的な規制に加え住民自ら申合せ事項を作ることにより，保存事業に主体的に取り組んでいる。

第4節　伝統的建造物群の修理と管理

1　修理事業の体制

（1）　修理と管理の体制

伝統的建造物は，建築後長い年月を経ているために何らかの修理を行う必要があるものが多い。また，地区内には既に新しい建造物に建て替わっていたり，伝統的な建造物でも外側にパラペットを立ち上げるなどの大きな改造が行われていて，地区の伝統的な景観になじまない建造物も混在している。既に空地になっているところもある。保存地区の歴史的風致を維持していくためには，これらの的確な整備が必要である。また，保存地区は木造の町家がほとんど隙間なく連且している街道筋や茅葺屋根の農家が点在する集落などであり，火事などの災害に対しては弱点を持つ場合が多く，これらの災害に対する備えも必要である。また，震災については平成7年1月の阪神・淡路大震災以降，少なくとも倒壊等により人命に被害が及ばないことを目標に，伝統的建造物の耐震補強をはじめとする防災対策の必要性が強調されるようになった。

伝統的建造物群保存地区の保存のために行われる文化庁の国庫補助事業には，修理，修景，復旧，管理の事業がある。修理とは，伝統的建造物についての事業で，建造物を現状維持又は復原的手法で修理する事業である。修景とは，地区の歴史的風致になじまない非伝統的建造物や地区内に新築される建築物を地区に調和した外観に整備する事業である。擁壁や水路などを新たに設ける場合に地区の歴史的風致に調和したものとすることも修景事業として取り扱われる。復旧とは環境物件として特定された樹木等の自然物や生け垣，池，庭等の維持修理を行う事業である。管理は，その他保存地区そのものを良好な状態で維持するために必要な事業で，火災報知器や貯水槽，消火栓の設置等地区の防災に資するための防災事業や説明板，案内板，境界標の設置などが含まれる。

伝統的建造物群保存地区の保存事業には，文化庁の補助事業のほかに，他省庁の補助事業がある。近年，全国で個性ある地域づくりが進められる中，他省庁の行う文化財に関連する事業は増加している。建設省の「歴史的地区環境整備街路事業」や「街なみ環境整備事業」，「歴史国道整備事業」，自治省の「地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこし事業」，農水省の「農村総合整備事業」などがあり，その他，国土庁，厚生省，運輸省などの事業も行われている。

これらの他省庁事業によって，景観を阻害している地区内の電柱や電線の移設，自動販売機の修景，地区にふさわしいデザインの街灯の設置，道路面の仕上げや側溝の側壁を地区にふさわしいものに改修するなど，それぞれの地区で独自のまちづくりのための事業が行われている。

（2）　建築基準法の緩和措置

保存地区内の建造物は一般に木造が多く，常に何らかの修理が必要であるが，建築基準法が制定される以前に建築された，現在では同法上不適格となる建造物が少なくなく，大規模な増改築等に当たる修理工事については現状どおりの復旧ができなくなるおそれがある。このため，都市計画区域内の保存地区については，建築物の修理・修景においては保存のために必要がある場合には，建築基準法の緩和条例を制定することによって，建築基準法の一部の条項の緩和措置をとることができる。

この緩和措置を最初に取り入れて条例を制定したのは萩市で，昭和54年に伝統的建造物群保存地区における初めての建築基準法緩和条例を制定した。このような条例は，建築基準法に定められた伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和（同法第85条の2）に基づくもので，構造，防火，採光，換気，道路内での建築の制限，建ぺい率，容積率，高さ等の規制について，最小限の緩和措置を設けている。現在では，萩市以外にも倉敷市や竹原市など，計8市12地区で緩和条例を定めている。

緩和条例を定める場合は，その代替措置としての対策が必要となる。特に安全性にかかわることに関しては，その代替措置の確認が必ず必要となる。例えば，防災に関する緩和については，その代替として防災施設の完備や防火体制の確立などがなされなければならない。構造に関する緩和については，構造上の安全性の確認及び保証がなされなければならない。このような緩和条例を作成していく上で検討を必要とする事項については，昭和55～56年度に文化庁の協力の下，建設省において倉敷市をケーススタディーとして調査を実施した。調査の結果，一般的には，①伝統的建造物群保存地区の歴史的価値の構成についての分析，②建築基準法の規制との整合性の検討，③安全性

の問題や居住性能上，環境上の課題の検討と対策の検討，④緩和方針の検討，⑤緩和措置の設定と代替措置の検討などが必要であるとされた。

また，このほか，建築基準法第3条で，「文化財保存条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存の措置が講じられている建築物」である「保存建築物」について，建築基準法の適用の除外を認めている。すなわち，伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物等について，特に必要な場合は，建築審査会の同意を得て修理工事を行う建築物を「保存建築物」としての指定を受けることで，同法の適用を受けないで修理工事を行うことが可能である。

（3） 税制の優遇措置等

保存地区内の建造物や土地などの不動産に対して保存のための規制を行おうとする場合には，何らかの優遇措置が必要と言われてきた。このため，平成元年から，重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物の固定資産税及び都市計画税が非課税となった。また，平成10年からはさらに，伝統的建造物の敷地にかかる固定資産税について，市町村が2分の1以内を適宜軽減できることとし，また，伝統的建造物以外の建築物等の敷地にかかる固定資産税についても適宜軽減できることとなった。伝統的建造物以外の家屋についての固定資産税の減免措置をとった場合も含めて，市町村が家屋，敷地について減免措置を行った場合は，その減免額の一部について地方交付税による補塡措置がとられている。現在では，14の市町村がこの不均一課税条例等を定めている。また，平成3年には地価税法において，重要伝統的建造物保存地区の区域内にある土地の地価税が非課税となった。地価税の非課税措置は，都市部においては保存上有効な制度である。

また，平成11年には住宅金融公庫が，伝統的建造物群保存地区及び重要伝統的建造物群保存地区で「歴史・文化継承住宅制度」による割増融資を開始した。この制度は，市町村が制定した「歴史的・文化的町並み等の保存継承」を目的とした条例又は要綱が定められている地区において，住宅の建設又は改良を行う場合，公庫融資額を増額することによって，保存地区等における市町村の住宅施策の推進を支援しようとするものである。

このほか，伝統的建造物群保存地区で保存基金を積み立て，それによって地区内の保存事業の支援を行っている市町村がある。白川村のように（財）世界遺産白川郷合掌造り保存財団を創設して保存事業等への支援をしているところもあるが，函館市はじめ17市町村では保存基金の積立てによって事業を支援している。

以上のように伝統的建造物群保存地区制度を支援する措置が次第に整えられてきたが，今後更に支援措置の拡充を図り，伝統的建造物群保存地区制度が円滑に運営されることが期待される。

2　修理等の事業内容

建造物の修理や修景に対しては，市町村が補助率を定めて事業を行う所有者等に補助を行っている。この場合に補助の対象となる工事は，現状変更の規制範囲と同様に，主として外観にかかわる部分である。伝統的建造物については修理基準を，伝統的建造物以外の建造物については修景基準

を，それぞれ具体的に保存計画に定め，少なくともこれに合致しなければ補助の対象とされない。

また，修理事業等への助成以外にも，生け垣等の日常のメンテナンスの助成が行われたり，保存活動等の住民活動に対して助成が行われている地区もある。

（1） 修理・修景事業の内容

伝統的建造物群保存地区制度の中でも中核をなす事業は，保存地区を構成する建造物の修理・修景である。

修理事業は，保存地区内の伝統的建造物を現状修理又は復原的手法で修理する事業であり，文化財としての修理が要求される。しかし，一般的には純粋に文化財としての価値のみを追求することができるわけではない。これには，以下のような理由がある。

第一には，住民の生活があってこその保存であるという理念の尊重である。各地区の修理の基本的な考え方や基準は通常望見される外観を維持するため必要な修理をするというものが多い。しかし，保存地区は文化財であるとともに住民の生活の場であり，その生活を無視して保存だけを進めることは不可能である。つまり，住宅として生活に必要な採光の向上や商店として前面に広い開口部が必要なことを優先すれば，外観を変更せざるを得ない場合がある。このような生活を重視する考え方と文化財としての価値の選択の中で修理が行われているが，前述の理念を尊重しつつ，可能な限り文化財としての価値を大きく損なわない範囲で修理が行われているのが現状である。

第二には，建築法規上の位置付けである。重要文化財建造物は建築基準法の適用除外となっているが，通常伝統的建造物群保存地区の建築物には建築基準法が適用される。ところが，地区内の伝統的建造物は同法のできる以前に建てられたものであって，構造や防災上同法を満たさない場合が多い。特に近年，都市部の保存地区が増えるのに伴って都市計画上の防火・準防火地域が増え，これらの地区では建築基準法上延焼のおそれのある部分の外壁や開口部に不燃材料を使用することが要求されるが，伝統的なディティールとは相いれないことも多い。前述のように市町村は伝統的建造物の不適格要件の幾つかに対し緩和条例を設けることができるが，一般的には修理に際して，建築基準法に適合するように，伝統的な仕様やディティールに何らかの工夫を加えて修理することが多い。

第三には，建造物の維持管理上の問題である。長野県や岐阜県の保存地区の場合，伝統的建造物の緩勾配の屋根は本来石置き板葺であることが一般的であるが，これはほぼ毎年板の並べ換えを要するため保存地区になる以前の早い時期に鉄板葺や瓦葺に変更されている。これらを修理する場合には，公道からほとんど屋根面が見えないこともあって，防災上の問題と今後の維持管理を考えて，あえて復原は行わないのが普通である。

また，このほかにも工事の修理費上の問題もある。重要文化財の場合には修理事業は文化財としての価値の継続が飽くまでも優先され，綿密な調査に基づいて工事の設計が行われる。現在では特殊になってしまった材料や仕様を用いることも多く，修理工事予算はこれらのために一般家屋と比べて高額になっている。これに対し，保存地区の伝統的建造物修理工事の場合には，市町村の限ら

れた予算によって補助が行われ，地区の住民に対する公平性や所有者の負担能力，事業の進捗効果を考慮し，多くの地区では所有者に対する修理の補助金に限度額を設けている。このため一件当たりの工事予算は比較的低く抑えられ，材料や仕様に制約を受けざるを得ず，例えば，瓦の大きさを工事前と同じにするためには新たに型を造る必要な場合があり，それが高額となるため予算上不可能なことがあるなど，必ずしも修理前と同等の水準で修理できない場合がある。

以上のような制約の中で修理事業が行われているが，各地区ではそれぞれ知恵を絞って，可能な限り文化財的な価値の維持を追求して修理を行っている。

また，修理の方法についても，可能な限り地域の伝統を保存するための効果的な修理事業に努めている。例えば岐阜県の白川村荻町では，茅葺屋根の葺き替えに当たって以前からの住民間の互助システムである「結」を事業に取り入れている。このような伝統的な慣習を尊重することも地区を支えるコミュニティーを維持していく上で重要なことである。各地に伝わる茅葺など伝統的建造物群を支える伝統技術の保存についても積極的に進めていくことが望まれている。

修景事業は，地区全体の歴史的風致を一つの文化財として捉え，その環境になじまない新しい建造物等を積極的にデザイン誘導しようという事業である。文化財建造物に関する事業のうち，新築等の物件の整備を目指したものはほかにはなく，伝統的建造物群保存地区制度の大きな特色となっている。各地区の保存計画の中には，建造物の位置，規模，形態，外部の意匠などに修景の基準が設けられる場合があり，これらはおおむね地区内にある伝統的建造物のディティール等を使ったデザインとなっている。しかし，保存計画の文字による規制や指示には限界があり，これらをすべて組み合わせても地区の景観に沿ったものになるとは限らないため，修理・修景のためのマニュアルを作り，具体的に修景の指針を示している地区も多い。いずれにしても，修景事業は一歩間違えば似て非なる全く別の形式を作ってしまう危険性をはらんでおり，設計者や施工者の技量が事業の成果に大きく関わってくる。技術者に文化財の事業に対する知識や能力がないと，文化財としての地区の特性である歴史的風致を大きく壊す結果になりかねない。なお，修景事業の場合にも修理事業と同じく補助金の限度額を設けている地区がほとんどである。

修理・修景事業は各市町村の伝統的建造物群保存地区に対する考え方が最も端的に現れる事業である。実際その考え方には，文化財としての価値の保存や景観の保存，活用やそれに伴う観光など，どの部分を重視するかについて，市町村によって大きな幅がある。

以上のように，修理・修景事業において市町村の独自性及び主体性を重視し緩く包括しているところに伝統的建造物群の制度の運営上の特色がある。

（2）　防災事業の内容

伝統的建造物群保存地区の地区全体を対象とする防災事業が最初に行われたのは，長野県の南木曽町妻籠宿における貯水槽と消火栓の建設（昭和51～52年）であり，次いで岐阜県白川村荻町において本格的な防災事業（昭和52～56年）が進められた。荻町の地区内には茅葺きの民家が多く存在し，特に火災に対する総合的な防災設備の設置が望まれ，地区内の各戸に放水銃・消火栓と自動火

災報知器を設置するとともに，地区全体に配管を巡らして大型貯水槽を設置する大規模事業となった。

消火施設は貯水槽と送水管，消火栓又は放水銃を設ける例が一般的で，岐阜県高山市三町や福島県下郷町大内宿ではこれに各戸に設置された自動火災報知器を組み合わせている。貯水槽は1か所に設ける集中式と数か所に分散して設けるものとがあり，地区に起伏があり貯水槽を高い位置に設けて水圧が取れる場合には自然流下式，平坦地の場合には加圧式が用いられる。阪神・淡路大震災以降は，地震に対する反省から貯水槽は耐震性を有するものを設けるようになった。白川村荻町では施設の点検を兼ねた放水銃の一斉放水が地区の年中行事の一つになっている。奈良県橿原市今井町や広島県豊町御手洗，宮崎県日向市美々津では貯水槽と消防詰所，消防車車庫，備蓄倉庫等をセットで設け，建造物は防火仕様で造り延焼防止を兼ねた防災センターとして使っている。放水銃の収納箱や防災センターは地区の風致に調和するよう意匠も工夫されている。高山市三町では，消火設備とともに，各町家の敷地背後にある土蔵に着目し，これを修理し耐震補強することによって防火帯を形成する事業を行っている。

各地区では防災施設を充実するとともに消防との連携を密にし，いざという時に設置した放水銃などが有効に機能するように，日ごろの消防訓練を通じて地区住民の防災意識を高め有事に備えている。

また，木造建築にとって部材そのものを食い荒らすシロアリの被害は致命的なものがある。保存地区においてもその被害は無視できない。これに対しては個々の伝統的建造物の修理事業の中で防蟻処理を行うのが一般的であるが，シロアリの被害は建造物単独に発生するものではなく地区全体に及ぶ可能性が高いことから，特に甚大な被害があって放置できない状態となった沖縄県竹富町竹富島では地区全体のシロアリ駆除を防災事業として行っている。

このほか，各地の急傾斜地を持つ保存地区では崩落の危険のある石垣の積み直しや法面の補強が防災事業で行われている。また，防災事業には保存地区を周知させるための説明板や地区の範囲を明示する境界標の設置を含んでいる。

防災事業については，一般防災事業とは別に地区全体の総合的な防災を目的とした特殊防災事業を実施している。また，総合的な防災計画を策定するためには，地区を防災の観点から総合的に把握するための新たな専門的な調査が必要であり，そのため平成7年から重要伝統的建造物群保存地区防災計画策定調査を保存対策調査に加えた。

貯水槽と管路，消火栓等を組み合わせた地区全体の防災設備は事業費がかさみ，伝統的建造物群保存地区保存制度の発足した当初には予算上多年度にわたる事業とならざるを得なかった。これに対し保存地区の防災施設の充実に対する各市町村の要望が高まり，一般の防災予算では対応しかねる事態となったため，平成3年度からは一般の防災事業とは別に特殊防災事業をスタートした。これにより福島県下郷町大内宿，島根県大田市大森銀山，岐阜県高山市三町，奈良県橿原市今井町の総合防災事業が完成し，平成12年現在，京都市産寧坂，京都府美山町北，新潟県小木町宿根木，広島県豊町御手洗で事業が進行中である。このような総合的な防災対策はすべての重要伝統的建造物

群保存地区で必要であり，すべての地区において順次総合的な防災対策が行われることが望まれる。

（3） 国庫補助事業及びその推移

重要伝統的建造物群保存地区における国庫補助事業は昭和51年度から始まり，現在まで管理，修理，修景，復旧の各事業の枠組等の変更はない。重要伝統的建造物群保存地区の修理と管理はこれら事業を組み合わせて毎年行われ，文化庁から補助金が支出されている。各事業は保存地区の公共工事として市町村が行うものと，建築物の所有者等が行うものがある。市町村が事業を行う場合は市町村に対して国が直接に補助し，個人の所有者等が行う事業の場合，市町村が個人所有者等に対して支出した補助金額に対して国が市町村に補助を行う。市町村が個人所有者等に対して補助する場合の対象となる工事の範囲や補助率は，各市町村の保存計画や補助金交付要綱によってそれぞれ定められている。修理事業の場合には，文化財としての価値の存続を目的に地区内の道路から望見できる外観と建造物の骨組み，修景事業の場合には歴史的風致を整える目的でおおむね地区内の道路等から望見できる外観を補助の対象としていることが多い。補助率は修理事業で3分の2ないし5分の4程度，修景事業で2分の1ないし3分の2程度としているのが一般的である。また，前述のように補助金の限度額を設けていることが多い。文化庁の市町村に対する補助率は通常50％である。

昭和51年度は最初に選定された7地区のうち消火設備や説明板設置等の防災事業が全地区で，また，修理修景の保存修理事業が5地区で行われた。全体で修理修景件数は22件，国庫補助金額は5,100万円余であった。

その後，重要伝統的建造物保存地区の増加に伴ってこれら事業に対する国庫補助金も増加した。昭和55～63年度の間に同地区が15から28に増えたにもかかわらず国庫補助金額が2億円前後で足踏みしたのを除けば，ほぼ順調に推移したと言える。重要伝統的建造物群保存地区数が53地区となっていた平成11年度の国庫補助金額は10億3千万円余である。

各地区では災害に備えて防災事業を行っているが，なお予期せぬ台風や地震に襲われたときに被害が出ることは避けられない。このような自然災害で甚大な被害が出た場合，文化庁では特別に災害復旧を支援することがある。

平成3年9月に日本列島を縦断した台風19号は各地に甚大な被害を及ぼした。青森県弘前市仲町，秋田県角館町角館，白川村荻町，萩市堀内地区，山口県柳井市古市金屋，長崎市東山手，南山手，日向市美々津の各地区で伝統的建造物の屋根が吹き飛ばされたり，壁が剥落したりする被害があった。文化庁はこの被害に対して，補正予算により対応した。主屋等の修理事業27件，修景事業5件，生垣，石垣の復旧2件の災害復旧事業があり，国庫補助金の総額は4,300万円余であった。

さらに，平成7年の阪神・淡路大震災では，神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区も大きな被害を受けた。震災後，直ちに災害復旧事業が実施された。震源に近かったため洋風や和風の住宅等から成るほとんどの伝統的建造物，石垣等の環境物件，貯水槽等の防災施設に大きな被害が出

た。文化庁では補正予算により，平成7～8年の間に災害復旧事業を行った。32棟の伝統的建造物の主屋等の復旧（屋根，外壁，煙突，軸組の破損），5棟の附属屋・門・塀，石垣，防災施設等の復旧などが行われた。神戸華僑総会主屋（附属屋，車庫を含む）では煙突が折損し内部へ落下し，屋根が全面破損し，外壁が大きく破損し，軸部も傾斜していた。また，旧スタデニック邸主屋では，煙突が折損し，屋根一部が破損した。外壁や内部の壁，天井は剥落し亀裂が入り，軸部も傾斜していた。全体の事業費は1,144百万円に上り，神戸市の補助額は1,047百万円で，そのうち国が733百万円を補助する大規模な工事となった。

阪神・淡路大震災は，総合的な防災対策の充実が必要なことを認識させた大きな災害であり，これを機に文化庁では「文化財建造物等の耐震性能の向上に関する調査研究協力者会議」を設けて震災対策の検討を行い，平成8年1月に「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」を示した。その中で伝統的建造物群保存地区については，伝統的建造物の耐震補強の推進や，保存地区の避難を含めた総合的な防災計画の策定とその実施に努めるよう市町村に求めている。

第5節　伝統的建造物群保存地区の活用

1　日常的な活用

文化財の活用については，平成8年に「重要文化財（建造物）の活用指針に関する調査研究協力者会議」によって示された「重要文化財（建造物）の活用に対する基本的な考え方（報告）」に「公共の財産として文化財の活用を，文化財の本来の価値や魅力が社会に示されることとするなら，文化財に日常的に接し得ることなども広く活用に該当すると考えられる」とある。保存地区の伝統的建造物群は正に日常的に接する文化財であり，毎日の生活の用に供することが活用と言える。

このような意味で保存地区を活用するという視点に立つ時，地区が現代においても常に生きた集落や町並みであること，すなわち生活の場として使い続けることが重要である。どのような生活の場として生き続けるかは，個々の地区が持つ歴史性や地区を取り巻く現在の社会状況などの諸条件によって異なる。観光地や商業地として活性化を目指す地区，住宅地として清閑な環境の整備を目指す地区など様々であり，伝統的建造物群保存地区の制度はその多様性を認める仕組みとなっている。

保存地区内の建造物は，住宅，店舗兼住宅（商家），宿屋であったものが多い。これらのうち，住宅は現在も住宅として使用されているものが多く，さらに本来店舗や店舗兼住宅であったものが，社会及び経済状況の変化により店を閉めざるを得ず，現在は専用住宅として使用されている事例も多い。したがって，現段階における保存地区内の建造物の機能の多くは住宅であり，将来的にも住宅として使用され続けることが予想され，その場合，住宅としての機能を充実することが重要な課題となる。

高度成長期以降，日本人の生活形態の変化に伴って，住宅に対する要求も変化しており，伝統的建造物としての住宅に対しては，古いものは不便であるというイメージが強く，必ずしも好意的な

ものばかりではない。伝統的建造物群保存地区の制度では，主として建造物の外観を保存していくことを目指しており，内部をどこまで保存するかは，おおむね所有者等の意向を反映したものとなっている。内部については，現代住宅としての要求に従って間取りや仕様の変更がなされ，最新の設備機器等の導入による快適性の追求も見られ，その一方で，伝統的な内部空間を再評価して，それを生かした生活空間が創造される傾向も見られる。今後，伝統的建造物を住宅として存続させるために，文化財として保存することと同時に，住宅としての機能の充実を図ることを調和させることが重要となる。

また，住宅だけでなく店舗や店舗兼住宅を使用し続けることも重要である。かつての商業地にはこれらの建造物が高い密度で分布し，保存地区の独自性を形成している。建造物の修理に当たっては，商品の変化や経営形態の変化に伴って，内部が現代的に改造される場合もあるが，伝統的な町並みの環境に適するようにかつての内部空間を再生することによって，魅力ある店舗空間とした事例も多く見られる。

ただし，近年，観光地化が進んでいる地区では，住居の店舗化が進み，道路に面した場所に土産などの物品を並べて地区内の景観を乱している例や，住居が店に占領されて，住む場所を地区外に確保する家もある。

新たな試みとして，公有化された建造物において，内部について全面的な復原を行わず現代住宅として求められる機能に即した改造を施して，モデル住宅風に住民に公開するとともに外来者の休息施設や地区の集会施設等として使用しているものがある。また，間取り等を改造するだけではなく，空調等最新の設備を備えて，伝統的な建造物の中でいかに快適な住空間を作るかを示した意欲的なものもある。このような活用手法は，保存地区における現代生活の可能性を示すもので，保存事業を始めたばかりの地区では，地区住民等に保存地区の住宅の将来像を具体的に示す手段として有効である。

2　文化財としての活用

住民が建造物を日常的に使い続けることによる活用のほかに，外来者に公開することによる活用が考えられる。保存地区の代表的な建造物を一般の来訪者に内部まで公開して保存地区への理解を高めるとともに，その価値を享受できるようにすることが重要である。

本来の形式や意匠を見せることを目的として公有化された建造物であれば問題は少ないが，個人所有の場合，所有者のプライバシーを確保しながら公開するという制約があり，敷地内で保存・公開指定物件と居住棟が明確に分かれている場合は公開しやすいが，そうでない場合には，例えば白川村和田家住宅（重要文化財）のように公開部分と居住部分を建造物内で明確に区分するなどの工夫が必要となる。

連続した伝統的な集落や町並みを見せることによって，その文化財としての外部空間の持つ価値を享受できるのであるが，その場合，保存地区をただ見せるだけでなく，ガイドやガイダンス施設を用意して地区の歴史などより深い内容を説明することは，保存地区を理解する上で効果的な手助

けとなる。そのためには，伝統的建造物を市町村で公有化し，文化財として内部を公開するとともに，外来者へのガイダンス施設や保存地区の管理施設として使用したり，観光の拠点として位置付けること，そのような保存地区内の中心施設をイベント会場や集会施設として，地区内の住民が活用できる施設とすることも考えられる。さらに，この中心施設に貯水槽などの防災設備や災害時の備蓄品を備えて保存地区の防災拠点とするなどにより，複合的な機能を有する施設として地域への貢献を果たしている例もある。

また，地域の生涯学習の場として保存地区を使うことも文化財としての活用である。学校教育における地域学習の一環として，地域の歴史や文化を学ぶための格好の教材である。このような教育的な活用方法は，誇りを持って地域を守り育てていく後継者を育成する上でも重要である。

3　伝統的建造物群保存地区活用の課題と展望

重要伝統的建造物群保存地区は，昭和59年には全国で20地区を超え，平成10年には50地区となり，現在（平成12年6月）は55地区に及び，着実に増加してきている。今後も伝統的建造物群保存地区が生き生きとした保存地区として十分に活用されるためには，以下の点が重要である。

伝統的建造物群保存地区制度25年の歴史は，伝統的集落・町並みの文化財としての保存に始まり，現在では，それに加えて住民主体の個性あるまちづくりの手法として定着しつつある。近年では，建設省，国土庁，自治省などの他省庁の支援措置が増加し，歴史を生かしたまちづくりも多様な展開を見せるようになった。平成8年には文化庁と建設省の間で連携推進会議が発足するなど，各省庁と連携して伝統的集落・町並みの保存に関する施策を進める体制が整いつつある。今後更に増えていくものと考えられる各省庁事業をどのように活用するかは，市町村独自の考え方が色濃く反映することになる。伝統的建造物群保存地区制度は，市町村が主体となって保護を行うものであるが，市町村の独自性が一層明確に出し得る状況を迎えつつある。今後，地方公共団体においては従来にも増して確固たる哲学を持って事業を計画的に進めることが望まれる。

また，保存の主体者である住民一人一人の意見の調整やまとめができる体制や，住民や行政に専門的な助言をできる体制を整えることも重要である。住民と行政，学識経験者，技術者の人的な体制を充実する必要がある。

伝統的建造物群保存地区の歴史は，住民自らが誇りを持って地域を守り続けてきた歴史であり，今後も終わることのない営みである。先人たちが成し遂げてきた保存活動に後継者たちが進んで参加し，自らが誇りを持って地区の保存を進められる状況を，現在の我々が用意していかなくてはならない。

伝統的建造物群保存地区制度が四半世紀を経過し，行政の役割や住民の生活や意識も大きく変わってきた。そういう意味で，伝統的建造物群保存地区制度は新たな時代を迎えていると言える。伝統的建造物群保存地区制度が今後もまちづくりや集落・町並みの歴史的遺産の保存のための中心的役割を果たすためには，保存の主体である住民とそれを直接支える行政が保存と活用についてのしっかりした哲学を持つとともに，それを支援する確固とした体制を整備していく必要がある。